

612
135

612-135



1200501534816

Kodak Gray Scale

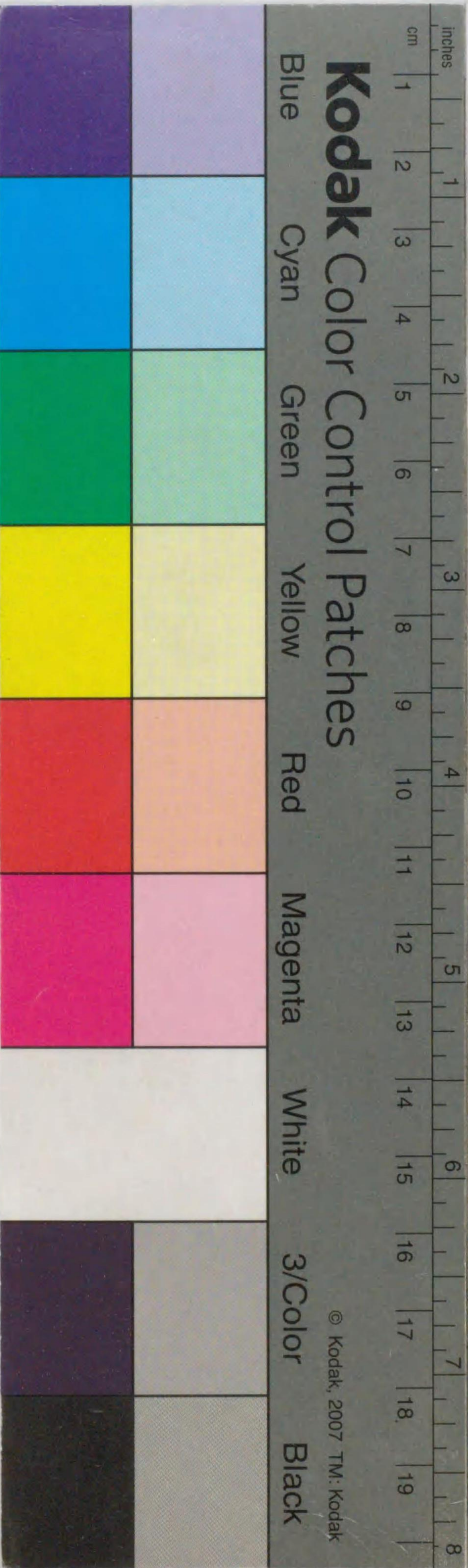


© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19


Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



6. 6. 22

名譽公衆圖書館
入選論文集



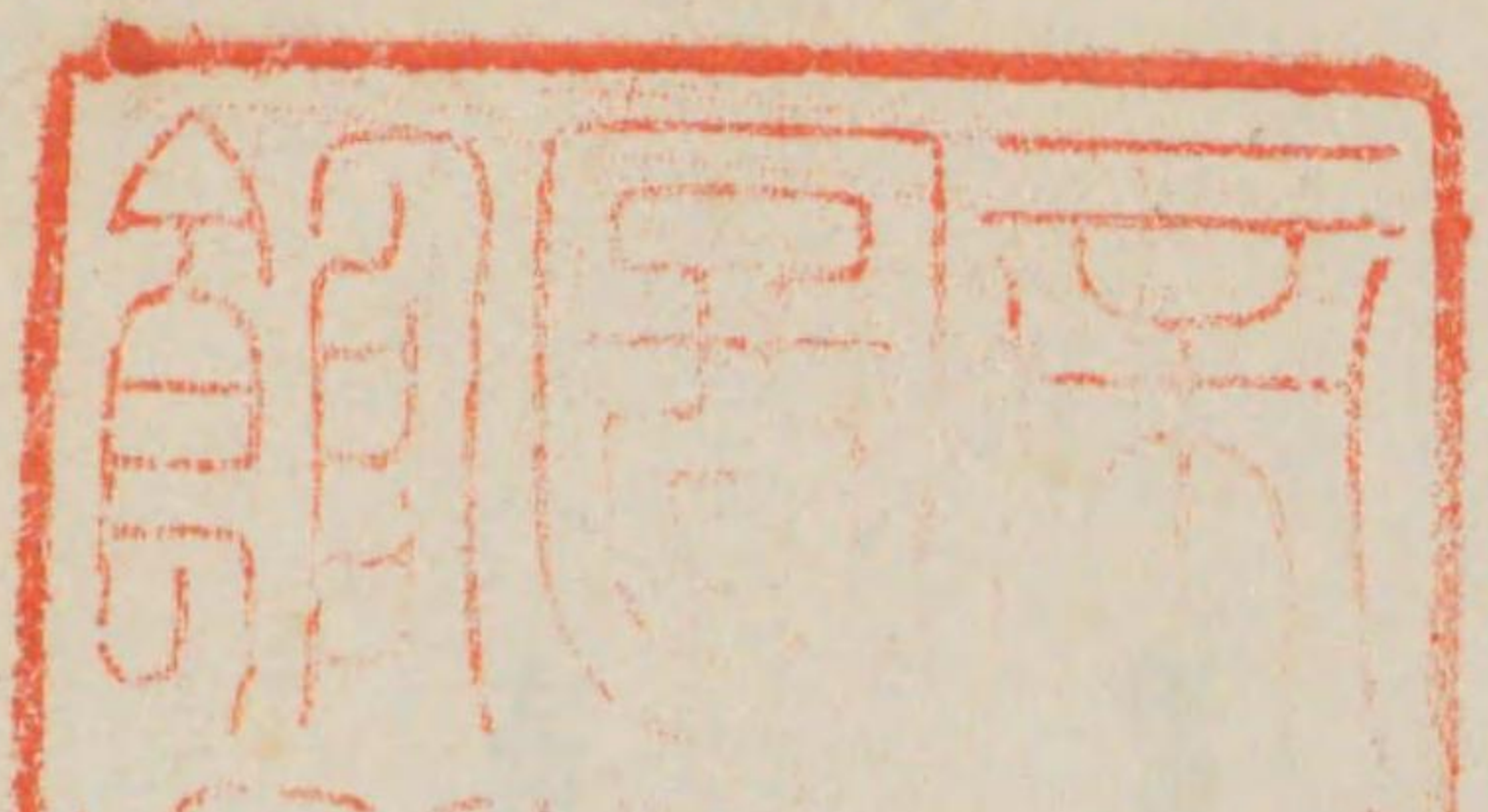
序

自分が微力を顧みず青年讀書機關として名古屋公衆圖書館を設立し開館したのは去大正十四年四月十九日であつて、昭和五年四月十九日が恰かも滿五周年に相當し幸に其成績も至極良好であるので此機會に何か記念的事業を催さんとし或は一席市内の官民有力者を招待して晚餐會でも開かんかとも考へたが兎角飲食に流れ易い宴會も無意味であり又時節柄遠慮もしたいので斷然之を止め別に思付いたのは懸賞論文募集の一事である、圖書館の性質から云ふても論文の募集は適はしき仕事であり又一般青年に研究修文の機會を與ふる好機會であると信じたので念之を實行するに決し昭和五年四月八日左の方法を以て懸賞論文の募集を世間に發表したのである。



一 論 題

一 青少年の思想惡化を防ぎ及び思想善導の道如何



612-135

一 資本家と労働者の協調を保ち及び其關係を圓滿融和せしむるの道如何
二 制 限

一 應募者は右の二題の中其何れを擇ぶも差支無し
一字數行數に制限無し

一 締切は昭和五年六月三十日までに當館に到着しもの
但し當日の郵便消印あるものは之を受理す

一 應募者は必ず住所氏名を明記する事
但し發表の場合匿名又は別名を希望する方は其旨を氏名の上に附記する事

一 論文原稿は總て返却せず永く當館に保存す
一 寄稿著作權は當圖書館に歸屬す

一 論文は名古屋市東區武平町五丁目名古屋公衆圖書館々長 長成宛發送の事
三 賞 金

甲	金 貳 百 圓
乙	金 壹 百 圓
丙	金 五 拾 圓

四 發 表

審査の結果は昭和五年八月一日新聞紙に發表すべし
但審査の都合に依り多少延期する事あるべし

五 審 査 委 員

左記十四氏に審査委員を囑託せり

(イロハ順)

明 治 銀 行 頭 取	生 駒 重 彦 氏
東 海 中 學 校 長	石 塚 龍 學 氏
愛 知 縣 社 會 教 育 課 長	畠 田 昌 福 氏
東 邦 瓦 斯 株 式 會 社 秘 書 役	服 部 直 吉 氏

豊田自働織機株式會社重役	原	口	晃	氏
前愛知縣商品陳列所長	原	文	次	郎
名古屋高等商業學校長	渡	邊	龍	聖
名古屋市教育部長	黒	金	泰	信
名古屋公衆圖書館理事長	矢	田	績	氏
千代田生命保險相互會社重役	小	山	禎	三
日本銀行名古屋支店長	青	木	隆	氏
存 養 社 長	安	藤	秋	三
第八高等學校教授	南	藤	八	郎
名古屋商工會議所理事	三	浦	一	氏

自分が右の二題を擇びたるは今や我國の青少年が兎角一種の惡思想にあこがれ往々危険思想に捉へらるる者さへあるは頗る寒心に堪へざる次第であつて我國體の神髓より申すも今日

に於て何とか青少年の思想善導を講究せねばならぬ、是れが爲政家又は教育家扱ては一般父兄の最も切實に論議せねばならぬ緊急問題であるとの見地より此論題を擇んだのである、又勞資協調問題も我國政治上又は産業上最も大切にして且つ急要なる題案なるを思ひ懸賞論文の題目として擇んだのであるが二題共最も時節に適切であると同時に又極めて難問題であつて果して幾人の應募者を得るであらうかと私かに心配したのであるが發表以來續々應募論文の到着するあり、結局最後までに一百五十二文の應募を見たのは自分の最も満足する所である、而かも其論文の多數は何れも研究精査心血を注ぎたる大論文であつて一部の大著述と云ふも恥かしからぬ雄篇大作のみでありしは自分の寧ろ驚異を感じた程の次第である。時恰かも大暑に際し審査委員各位の事情もあり且つ長大篇を一々精細に審査するの勞も亦甚大なるが爲め審査の結了は聊か豫定よりも遅くれたれども遂に結了を告げ數回審査委員會を開いて公平嚴密に審査を遂げ、結局當選乙二文、丙三文の優良論文を選定し之を發表するに至つたのである。自分は此計畫の成功に就て廣く應募者諸君に感謝を表せざるを得ないのであるが

公私多忙の身を以て審査委員として最初より審査の任に當られ熱心、親切に審査を遂げられたる審査委員各位に對しても衷心より感謝を表せざるを得ないのである。
茲に論文集發刊に際し一言以て序文に代ゆ。

昭和六年二月

財團
名古屋公衆圖書館理事長

矢
田
績

資本家と労働者との協調を保ち及び
其關係を圓滿融和せしむるの道如何

柳澤定次郎

目次

第一章 勞資問題の見方と取扱ひ方.....一

(1) 勞資問題は社會生活の各要素から全面的に見るべきである.....一

(2) 勞資問題は貧富の階級の問題に轉換してゐる.....一

(3) 大和民族の特異なる國民性を考慮せねばならぬ.....二

第二章 生産組織に於ける資本金と労働者の地位.....三

(1) 資本の定義.....三

(2) 労働の定義.....三

(3) 労働の分類 (指導的労働と執行的労働).....四

(4) 産業革命の影響.....五

(5) 資本主義生産組織の特色.....五

(6) 中産商工階級の没落.....六

(7) 労働市場に於ける需用に對する労働力の供給過剰.....七

第三章 分配消費の方面から觀た勞資の關係.....八

(1) 收入の性質による資本金所有者企業家及び賃労働者の對立.....八

(2)	中間浮動階級たる熟練労働者(サラリーマン、番頭、職工頭).....	九
(3)	農村に於ける地主、自作農、小作人の對立.....	一〇
(4)	資本主義産業組織の狭い範圍に於て見る時に資本家と労働者との利害關係は概ね相反し、その協調妥協は誠に困難であるが、社會の構成員としての立場から思考する時に資本家と労働者は協調し得べきものであり協調すべき義務がある.....	一〇
(5)	勞資利害の逆關係.....	一一
(6)	産業合理化による勞資關係悪化の促進.....	一一
第四章 勞資當事者の任意的協調と國家權力による全國産業の強制的統制.....		
(1)	任意的協調と強制的協調.....	一三
(2)	社會連帶の精神による勞資當事者の任意的協調の義務.....	一四
(3)	勞資の自覺の圓滿を期する教養機會の一般化.....	一五
(4)	任意的協調の具體策 (一)企業利益の公平たる分配としての労働者の企業参加.....	一六
(5)	任意的協調の具體策 (二)労働者の労働条件の改善.....	一六
(6)	任意的協調は強制的協調の基礎である.....	一七
(7)	自由主義個人主義の破綻による産業の強制的統制の必要.....	一八
(8)	強制的勞資協調 (一)立法統制としての社會立法.....	一八

(9)	(A) 契約自由の原則の修正.....	一九
(10)	賃労働者を壓迫する雇傭契約の不自由性.....	二〇
(11)	近代思想の没落と大和民族傳統精神の復古—労働組合法、小作法、農民組合法、消費組合法.....	二一
(12)	組合の法的人格と交渉權.....	二一
(13)	強制的勞資協調 (B)自己責任の原則の修正.....	二二
(14)	立法的統制は最も光明ある解決策である.....	二三
(15)	強制的勞資協調 (一)行政的統制としての社會政策.....	二三
(16)	物價の騰落と相對的關係を有する實質的勞賃.....	二四
(17)	需要供給の行政的調節による物價の安定.....	二五

第一章

勞資問題の見方と取扱ひ方

(1) 勞資問題は社會生活の各要素から全面的に見るべきである

資本家と労働者との問題は、これを純粹に取出して見る時に、それは經濟學上の問題であり、國家の産業組織の根底に横る基本的の問題であると見なければならぬが、今日廣く社會問題と云ふ時既にそれが勞資の問題を意味する程になつて來た位、勞資の問題は經濟の境界を越え、産業組織の範疇を破つて我々の國民生活の直接の全面的の問題となつて來てゐる。従つて我々が勞資の問題を思考するに當つては、我々が若し労働者と云ひ資本家と云ふその發生的の狹義の産業上の役割にのみ拘泥してこれを觀察するならば、それは著しく狹められ極限された觀方であつて、その結論は當然に物の全豹を見ない半面的の偏つた意見に陥らざるを得ないであらう。一般に經濟は社會生活の内容であり法律及び政治はその外に現れた形式であると信ぜられてゐるが、これでは餘りに簡單過ぎはしまいか。經濟の外にも澤山の要素が社會の内容として數へらるべきであり、法律及び政治以外にも尙幾多の外的形式として擧げらるべきものがある。道德はさうか、宗教はさうか、藝術はさうか、科學はさうか、これ等は時に社會の經濟組織の上層建築として經濟關係の變動の影響を受け、時にその影響を受けず却つて逆に經濟法律政治の組織に向つて働きかけてこれを支配する力を持つて居る。我々が勞資の問題を考へ、これを取扱ふに當つても、このすべての社會的要素のあらゆる觀點に立つて觀察し、すべての方向に向つて妥當すべき基礎方針を考量確立しなければならぬ。

(2) 勞資問題は貧富の階級の問題に轉換してゐる

我々は勞資の問題を思考するに當つて、これを廣く社會の各要素に就て綜合的に觀察し取扱ふと同時に、更に又經

濟學的に産業組織の規模の中に狭く深くその因て成立する關係を微細に點檢せねばならない。一口に労働者と云ふもそれは澤山の異つた種類と性質とを含んだ概念である。鐵工場でハンマーを振ふ人も労働者であれば、事務室でペンを執つて帳簿をつける人も、蹠を執つて田や畑を耕す小作人も労働者である。重役室に葉巻をくゆらす人も資本家なら、店員と共に店頭で汗水たらす小商人も資本家である。資本家と労働者との嚴密な定義は後に述べるが如くであるが、一寸一二の例を拾ひ舉げて見ても資本家も労働者もその内容種別は、驚くべく多様であり多種である。然も資本家が時に帳簿を記し、商業上の手紙を書き、取引の交渉をする時は、彼は又明に労働者をしてゐるのであつて、その時は立派な労働者であると云へよう。職工が勞賃の中から零細な金を銀行に貯蓄する時彼は又明に資本家である。同様に小作人は労働者であると同時に企業家であり、少き程度に於て資本家でもある。こゝに於てか現在の社會に於て最も決定的な重要な問題となつてゐる勞資の問題は、労働者對資本家の問題と云ふよりは寧ろ社會に於ける貧しき人々と富める人々との問題、社會生活に於ける階級層の問題、支配と被支配との問題に既に轉換して來てゐるものと考へなければならぬ。この意味に於て、労働に堪へ得ず、資本の運用に能力なき小兒老人不具癡疾者も亦、この勞資問題の考量の範圍に入つて來るわけであつて、私がここに勞資の問題は社會全面の問題であると言ふ所以である。

(3) 大和民族の特異なる國民性を考量せねばならぬ

我々は又産業組織一般、社會組織一般に於ける労働者資本家の問題を考へると共に、國情によるその發展性の相異と云ふ事も充分に取入れて考へなければならぬ。英國は斯くあつた、ロシアは斯くあつた、故に日本も亦斯くあるべしと論斷するは、明にそれは論理の飛躍であり推論の破綻である。日本は日本獨特の民族性を持ち、その産業組織や社會組織も亦獨特の發展の跡を示してゐる。日本の社會組織の現在、他の何處の國の現在とも同一では無く、日本の産業組織の未來は、又他の何國の未來とも同一では無いであらうし、又同一であるべきではない。ここに於てか勞

資問題の一般を考へると共に、我國の特有の勞資問題、大和民族の勞資問題と云ふものを我等の思考の對象としなければならぬ。

私は先づ狭く産業組織に於ける勞資問題一般を主として經濟學的に考量し、然る後にその社會の各要素に對する關係、及び我が國独自の民族性との關係を思考して、後おもむろにその協調對策に論及しようと思ふ。

第二章 生産組織に於ける資本家と労働者の地位

労働者と資本家との問題一般を討究するに當つて、先づ第一に着手しなければならぬ先決問題は、資本家とは何か、労働者とは何か、更に資本とは何を意味するか、労働とは何を意味するかと云ふ事である。

(1) 資本の定義

資本は一つの貨幣價值であることは確だ。然もそれは單なる貨幣價值の蓄積では無く、新たなる生産を生むべき或は新たなる貨幣獲得に役立つべき貨幣價值である。それによつて更に新たなる經濟活動を生む可能性を持つてゐるところに資本の特徴がある。學者は資本をば「餘剩價值を生む價值」と云ふ。これは要するに、資本は收益を生じ、或は少くとも收益を生じ得る、又生ずべきものであるといふ事と、更にこの資本の増殖作用は資本そのもの又はその價值を毀損することなしに行はれるといふことを指したものである。

(2) 労働の定義

労働とはエネルギーを一つの形式から他の形式に變化させる力の發現を凡て労働と云ふのであつて、何も人間に限

つた事は無く機械や動物に就ても言ひ得ることである。唯これが人間によつて行はれ、その目的が經濟行爲である場合に、即ちその力が經濟的價値の創造に向けられた場合に限つて、經濟學上の狹義の勞働の意味になるのである。生産經濟に於ては勞働は財の創造或は價値の創造であるが、流通經濟に於てはそれはもつと狭く解せられて、一般に營利行爲を勞働と云ひ、その目的とする處は貨幣の獲得である。

(3) 勞働の分類 (指導的勞働と執行的勞働)

勞働を分類して普通精神勞働と筋肉勞働とに分けるが、これは甚だ曖昧な分け方である。その勞働が思考に結びついて居るから精神勞働であり、動作に結びついて居るから筋肉勞働であるといふのであらうが、生理學的にも心理學的にもよく考へて見れば、如何なる單純な筋肉勞働でも多少の精神的思考力を要し、或は精神的思考力が基礎になつて一種の反射運動が行はれるものと見られるし、更に如何なる精神勞働と雖も多少の生理的動作を伴はないものはないから、この分類は正しい分け方とは言はれない。ここに於て最も穩健な分類法は指導的勞働と執行的勞働との分け方であらう。會社の支配人の仕事は指導的勞働であり、紙幣を數へたり帳簿に記入する一般事務員の仕事は執行的勞働である。大工の親方は指導的勞働であり、下に使はれる弟子日傭は執行的勞働である。従つて指導的勞働は、その中を更に一般的な經濟指導と特殊専門的な技術指導とに分けられる。執行的勞働の方は、これを熟練勞働と半熟練勞働と未熟練勞働とに分けるのが良いと思ふ。熟練勞働者は特殊専門的の教育と習練とを経て繼續的にその習得した専門の働をする人々であつて、半熟練勞働者は秩序立つた訓練を経ずに或る専門的勞働に於ける指圖だけを受けて、各種の期間に多少の系統的教育を受けた勞働者である。例へば或る作業機の取扱に就ての知識のみを持つて居る勞働者はそれである。未熟練勞働者は普通に自由勞働者といはれる人々であつて、何等の習練教育も受けずにも單純な動作による普通の勞働をば昨日はあれを今日はこれをとといふ具合に非繼續的にする人々である。

(4) 産業革命の影響

資本一般、勞働者一般は分つた。この意味での資本や勞働は必ずしも近代産業組織の特産物ではなく、中世紀にもあつたらうし恐らくギリシヤ、ローマ或はそれ以前にもあつたであらう。日本の明治時代及びそれ以前にも勿論あつた。然しながら勞資の問題が今日の如くに社會の最大な決定的な問題と考へられる程重要性を帯びて來たのは、産業革命による産業組織の世界的變革に依るのであつて、更にそれが各國の社會生活に於て全面的の問題となつて來たのは歐洲大戰以後に於ける世界經濟の發展推移によるものと見なければならぬ。我國に於て勞資の問題貧富の問題が社會の各階級の人々によつてその決定的重要性を考へられる様になつたのも大正時代の中葉以後である。私はこれより資本と勞働とが現代の國民經濟組織の中に於て如何なる役割をなすか、あるか、資本家と勞働者との立場は如何にして相對立し、その利害關係は何故に相反するかを研討して行かうと思ふ。

(5) 資本主義生産組織の特色

今日の生産組織は言ふ迄もなく資本主義生産組織である。資本主義生産組織の特色は、全産業の各部門が資本によつて支配され指導されて、所謂企業家と稱せられる少数の人々によつて全産業の機關が所有され管理されることである。一方勞働者は生産の要具から分離して、無財産の體一つで豫め契約された勞賃によつて自分の勞働力を資本家に賣渡すのである。嘗ては人間の社會生活に必要な財を造り出すことが目的であつた生産の意義は、今日の資本主義生産に於ては、全くこの本來の目的を没却してしまつて、最小の資本と勞力を以て最大の利潤を獲ること、即ち營利の爲の生産となつてしまつた。生産した物を賣る相手は需要者ではなくて市場であり、生産行爲の最後の目的は資本の増殖である。資本主義組織を發達せしめ完成せしめた指導精神は自由主義である。職業の自由、企業機會の自由は、

全國の市場に需要供給の尠大なる戦線を展開せしめてゐる。この經濟市場の全戦線を統制するものは、需要供給の自然的調節作用と弱肉強食の自然淘汰があるのみであつて、あらゆる干渉や束縛は資本主義經濟人によつて排斥せられ、人爲的統制は出來得る限り排除せられなければならない。これが自由精神を基礎とする資本主義經濟社會の原則である。自由競争の結果は必然的に大資本による大企業が小資本による小企業を壓倒して、資本は益々大きくなるべく、機械の利用は益々大規模となり、労働者の動作は益々單純化して、熟練労働者に代るに半熟練労働者を使い、半熟練労働者よりも未熟練（自由）労働者をより多く使用する様になつて、資本が増大し企業が大規模になるに従つて、労働者の勞賃は益々少くなり、労働者の生活は益々低下せざるを得なくなつて來てゐる。然も一方自由競争の結果は、世界的生産過剰による周期的經濟恐慌を起して、その恐慌の一回二回と回を重ねる毎に中小の小資本家小企業家は次第に没落して、その資本と企業とは大資本家大企業家に吸収され、自らは大企業家の下に或はサラリーマンとして或は工場労働者として隷屬せざるを得なくなる。即ち一方に於て資本家の數は益々その數を減じて、それに反比例して一資本家の抱擁する資本額は益々増大集積し、他方労働者群は益々その數を増して所謂産業豫備軍の大集團をさへ形成することとなるのである。

(6) 中産商工階級の没落

今ここに一人の靴屋の親方があつたとする。彼は二三人の徒弟を使つて、自分の資本で購入した皮に加工して靴を製造してゐる。彼は顧客の注文によつて靴を造つたり、出來上つた靴を店頭へ並べて賣つたりして、相當の利潤を得て徒弟への給料を支拂ひ自分の家族を養ひ子供は學校に通はせて教育して居る。處が彼の近隣に大きな百貨店が出來たと假定しよう。百貨店では、工場で大量生産で作つた靴を彼の店よりもつと廉い値段で然も大資本による大規模な宣傳とサービスを以て賣出すであらう。この時この親方の店に並べられた靴の賣行が次第に減り、或は全く賣れ

なくなることは必然であらう。こゝで親方は恐らく自分の店の商品の値段を更に低くして百貨店と競争しようとするであらうが、家内工業による商品の一つ當り生産費が、大工場的大量生産によつて製造される商品の一つ當り生産費よりも遙に多額になることは止むを得ない。競争すればする程親方の収入は少なくなつて、やがて店を維持し徒弟を養ふ事が出來なくなれば、親方は店を閉ぢて徒弟を解雇するであらう。かくして親方は徒弟と共に他の店の使用人となるか、或は工場労働者となるか、さもなければ今迄競争相手として敵對してゐた百貨店の一使用人とならなければならぬであらう。親方はそれで一生を終るとして、その子はさうなるか、その子の子はさうなるか。親方の子は相當の教育を受けて、工場に賃労働者とならず、所謂知識階級として大資本家大企業家の使用人となり或は事務員となつて中産階級としての相當の生活をするとするも、その子、その孫を考へるならば、彼等はやがて賃労働者として労働者群に投ずべき運命を持つてゐると言はなければならない。資本主義勃興の初期に於てすら、産業戦の場裡に於て一將功成つて萬骨枯る、その枯る、萬骨の數は成功者の數に比べもの無い位多かつたが、資本主義經濟組織が爛熟して飽和點に迄達した今日に於て、中産無産の人々が經濟戦裡の優勝者とならんとすることは、恐らくは痴人の夢と言はなければならないであらう。今日尙、中産階級の小企業家小資本家の多數は、自らの没落の運命を豫想してはゐないであらうが、輒近世界的傾向としての企業の聯合、合同、資本の合併の趨勢を見て、更に産業の合理化による大機械の採用と、その結果である商品の規格統一、生産費低價の現象を見る時、誰か小商店主小工場主の悲しむべき運命を否定し得る者があらうか。かくして中産階級は賃労働者への没落の一路をたぎつて行く。

(7) 労働市場に於ける需要に對する労働力の供給過剩

生産市場と同様に需要供給の原則に支配せられる労働市場に於て、労働者群の増大と産業豫備軍の増大とは、即ち市場の供給を需要に比して過大とならしめる爲に、市場の相場——即ち勞賃は益々低下せざるを得なくなる。労働市

場に於ける商品であるところの労働力が、尙その社會の産業組織の需要を超過しない間は、失業の問題も少く、勞賃の下落も甚しからず、労働者資本家の問題も無く、一たとへあるもそれはその社會にとつて必ずしも致命的決定的の重要性を帯びないが、一度び労働力の供給が著しくその需要を超過しその平衡を失するならば、労働者の労働機會の一般的排除の爲の失業、勞賃暴落の爲の労働者の甚しき生活困難や饑餓を誘くならば、ここに現れた勞資の問題は既に社會の全面的の問題であり社會生活の運命を決定的致命的に動搖せしむべき重大性を帯びて來るのである。然も今日の我國の經濟界に於て、既に労働市場の需要供給の關係は遙に供給の過剰を示し、労働者の生活困難は日常目撃の事實となつて現れてゐる。私が今日既に勞資の問題は全面的であるといふ理由も亦ここに存在する。

労働者と資本家との直接の交渉は産業組織の中の生産の部門に於て主として行はれるのであるが、それが社會問題として重要性を帯びるに至つた原因は、實は生産の問題でなくて分配消費の問題である。多き收入を得る人々と少き收入を得る人々との甚しき分化は、やがて社會に富める人々と貧しき人々との截然たる階級層を形成せしめて、ここに勞資の問題を貧富の問題に轉換せしめたのである。私は更に章を改めて資本家の收入である利潤と労働者の收入である勞賃とを更に深く吟味して、對立する労働者資本家の協調は果して可能であるか或は不可能であるかを討究したいと思ふ。

第三章

分配消費の方面から觀た勞資の關係

(1) 收入の性質による資本所有者企業家及び賃労働者の對立

勞資の問題を分配の方面から觀察すれば、その收入(所得)の性質から三種類の階級を見出すことが出来る。即ち資本所有者、企業家、及び賃労働者である。資本主義勃興時代には資本所有者と企業家とが同一である場合が多かつた爲にこの二つを包括して一般に資本家と言つてゐるのであるが、産業組織の中に於て資本所有者と企業家とはその役割の上に於ては截然たる區分を有して居る、資本所有者の役割は資本の供給をなし時に投機の危険を企業家と分擔

することであつて、之に對して資本家は何等の勞作をなすことなくして利子を受取り又は利益配當を受けるのである。企業家は本來は一般的經濟指導をなす指導的労働者の領分に入るべきものであるが、資本主義産業組織の發達と共に企業組織の極端なる複雑化は、資本家自らその役割を演じてゐた資本と労働力との結合、及び組織の運轉生産の種類とを決定することは、主にこの指導的労働者である企業家の司る領分となつて、これ等資本家の番頭であり使用人である企業家は、資本家に代つて獨立の勘定の下に面倒なる資本家の仕事を引受けて、更に自ら需要供給の關係より起る投機的危険をも負擔するに至つた。企業者の收入は性質としては指導的労働に對する勞賃であるが、それに更に投機的危険負擔に對する保險料をも取得するものであつて、その收入は企業の純利益の中より綜合的に勘定されて資本家に代つて莫大なる利益を取得する様になり、彼等はやがて労働者としての階級的立場を離れて資本家の領分に入り、一般に彼等は資本所有者と共に包括して資本家と稱せられる様になつた。

(2) 中間浮動階級たる熟練労働者(サラリーマン、番頭、職工頭)

賃労働者は主として未熟練労働者及び半熟練労働者の構成する社會的階級であるが、ここに本來賃労働者でありながら自ら賃労働者たることを自覺せず、或は自ら賃労働者であるを意識することを何等かの不面目なことであるが如くに考へて、自ら求めて中間に浮遊する階級がある。即ち熟練労働者及び特殊専門的な指導的労働者がそれである。普通にサラリーマンと稱せられる會社や官廳の事務員、商店の番頭、工場の職工頭等である。これ等は自らも賃労働者であることを自覺することを好まず、社會的に特殊な階級を形成せんとしてゐるけれども實質に於ては賃労働者であつて、その中間に浮動せんとする立場は社會生活上更に不利な條件を招いて、その生活程度は益々下降して未熟練半熟練の工場労働者に近づかんとしてゐる。



(3) 農村に於ける地主、自作農、小作人の對立

農村に於ては地主、自作農、小作人の三階級を數へることが出来る。地主は資本たる土地の利子即ち地代を收入とする資本家であり、自作農は恰も都會の小商人小工場主の如く、或る意味で自ら資本家であると共に企業者でもあり、自らも亦労働者として勞作に従事する。自作農の農村經濟組織に於ける立場は殆ど市中産階級と同様であつて、資本主義經濟組織の發達と共に甚だ脆弱なる基礎を持ち、多くは小作人階級に轉落すべき傾向を持つてゐる。言はなければならぬ。更に小作人は名目上は地主から資本たる土地を賃借して、自己の勘定の下に農業を營む企業者であるが、その産業的地位と生活程度は殆ど全く工場賃労働者に等しく、或は更にそれよりも低く悪く、殊に土地に對する執着性は甚しく労働力の移動性をさまたげてその労働條件を更に更に劣悪ならしめてゐる。

- (4) 資本主義産業組織の狭い範圍に於て見る時に勞本家と労働者との利害關係は概ね相反し、その協調妥協は誠に困難であるが、社會の構成員としての立場から思考する時に資本家と労働者は協調し得べきものであり協調すべき義務がある

嚴密に言へば資本所有者、企業家、賃労働者の三角關係、包括的に言へば資本家と労働者との對立關係は果して協調妥協し得べきものか否か。私はここに勞資協調の根本的命題に當面するに當つて次の如く答へる。

資本主義産業組織の狭い範圍に於て見る時に資本家と労働者との利害關係は概ね相反し、その協調妥協は誠に困難な問題であるが、社會の構成員としての大きい広い立場から思考する時に資本家と労働者とは協調し得べきものであり、又互に扶け合ふべき義務を持つてゐるものと信ずる。以下順を逐うてその理由を論述して行こう。

(5) 勞資利害の逆關係

自給自足時代の労働者が自分や隣人の使用する道具を作り布を織つたりすることは、良い物役に立つ物を作ることに目的であつて、それは或る意味で労働者自身が自分のたましひを込めた工藝品であるといふことが出来るが、今日の賃労働者が工場に行つて労働するのは、結果に於ては物を作ることに於けるけれども、その労働の目的は賃賃を得ることであり、その得た賃賃でもつて自分及び自分の家族を養ふことであつて、決して物を作ることが目的で彼等は働くのではないのである。即ち労働者のめいめいがその經濟生活で最も關心する處は、出来るだけ高い賃賃又は給料を得ようとするのである。又資本家は決して社會の人々の需要を満して社會生活を幸福にする爲に商品を生産するのではなく、如何にして多くの利潤を得るか、如何にして儲けるかがその目的であつて、その關心する處は出来るだけ安い賃賃で出来るだけ高く賣れるものを生産することにある。斯くして資本家と労働者のもの見方や考へ方は反對となつて、資本家は自己の利益の爲には、時に自己の存立の爲には、たとへ労働者の過勞疾病や生活困難を來しても可能的多量の利潤を作り出さんと考へるのである。一方労働者は自分達の労働條件を良くせんが爲には、時には社會秩序の破壊や一般國民生活の非常なる不利益をさへ顧みずに破壊的な労働爭議に没頭するのである。

(6) 産業合理化による勞資關係惡化の促進

勞資問題の切迫を更に促進するものは、近時産業界の世界的傾向である産業の合理化である。一般に産業の合理化によつて生産能率を高め、資本家が多く利潤を得ると同様に労働者も亦事業の繁榮より來る賃賃の増額を來して、勞資共に産業の合理化を歓迎せんとする有様である。勿論資本主義産業組織の未だ飽和状態に達しない時に、或る一つの企業が他の企業より率先して産業の合理化をする時には、それは生産物の數量の増加と一商品の單價生産費の低

下を示し、その企業は同業者の中より斷然頭角を表して産業市場の優勝者となり、或は一國の産業をして他國の産業を壓倒して經濟界の勝者たらしめる。この様な時期と事情に於ては、産業の合理化は誠に勞資双方の福音であつて雙方非常なる利益を受けることが出来る。然しながら今日世界の資本主義産業組織が擴張の極に達して新奇の市場を獲得すること殆んば不可能の状態に立至つた現狀に於て、生産品の絶えざる増加は商品の需要に對する供給の極端なる過剰を示して、やがて世界的生産の過剰は産業界の周期的恐慌と深刻なる不景氣を誘致する結果となる。然も生産費低下の傾向は當然に機械力の採用と生産商品の大量化を促し、企業者は一日産業合理化の歩みを止めれば、明日は經濟市場の劣敗者とならなければならないから、その存立の爲には否でも合理化の道を進まなければならない。それは利益の多い少いの問題ではなく、既に存立の問題になつて來てゐる。昨日新式の機械は、今日は既に舊式となつて、企業家はその購入した機械の磨滅消耗を待つことなしに新しき機械を採用して行かなければならない。企業者には唯もう規模を擴張してただひたすらに前進するの途あるのみである。この時労働者の勞賃はさうなるか。産業の合理化によつて、或る企業が生産商品の大量廉價生産を行つて、商品市場に他の商品を驅逐したとする。この時恐らく他の企業家も勢ひ自らの企業の合理化を行ふであらうが、兎に角他の他の企業家が逐ひ着いてしまふ迄は一步合理化に前進した企業家は莫大な利益を收め、資本家の利潤も多く労働者の勞賃も従つて多くなつて労働条件も良くなるであらう。然しながら企業家は一度商品市場に他の商品を驅逐しても油斷することは出来ない。やがて他の企業者も亦産業の合理化を行つて自己の商品を驅逐しようとするであらう。そこでその企業家の生産組織は更に合理化されて行く。産業合理化の精髓は機械力の應用を以て労働力の節約をはかり、生産費の廉い商品を多量に生産して商品市場に送ることにある。然も機械の利用が大規模になるに従つて労働者の動作は益々簡單になり然もその數を生産量に比例して減ずることが出来るから、企業者は勞賃の高い熟練労働者を解雇して半熟練未熟練の労働者に代へ、然も下級労働者すらも益々その數を減少することが出来るのである。更に一國の産業行程に於ける合理化の結果を見る

と機械の能率の増加による労働者の需要の減少は、たとへ新奇の生産部門に於て新しい企業組織が勃興しても、従來一般の工場に於ける産業合理化の爲に排除されて出る失業労働者をすべて需要し盡すことは出来ないから、ここに工場より閉め出された労働者は失業者即ち所謂産業豫備軍を形作つて、労働市場に於ける労働者の立場を益々悪くして勞賃の値下げを將來するのである。今や世界各國ともその産業組織は發達の極に達して、世界の市場は最早從前の如き活潑なる擴張發展を許さない時に當つては、産業の合理化は益々過剰生産を促して不景氣の度を強め、労働者は工場より驅逐されて失業労働者は益々その數を増すが、然も一方企業家は一日も合理化への前進を止めることが出来ず、一度その前進を止めればたちまち商品の販路を失つてその存立を失はんとする。これは資本家の罪でも無く企業者の罪でも無く、又労働者が悪いのでも無い。全く世界の産業界の大勢がしからしむるのであつて、勞資問題の痛種も亦ここにその根源を發してゐるのである。我々は頑丈な鐵壁にぶつかつてゐる。この障壁を打開するにはさうしても産業組織の範圍丈の小さい見方ではとても勞資の問題を解決することは困難であると信ずる。ここに於て私には更に眼孔を大にして我々の社會生活國民生活の立場からこの勞資の問題をふりかへり、その協調策解決策を求めて行きたいと思ふ。

第四章 勞資當事者の任意的協調と國家權力による全國産業の強制的統制

(1) 任意的協調と強制的協調

私は資本家と労働者との協調は二つの方法に於て行はるべきものと信ずる。第一は當事者たる資本家と労働者との任意的協調であり、第二は第三者たる國家權力による全國産業の有機的統制即ち強制的協調の方法である。先づ任意

的協調を説き、然る後に強制的協調を説こうと思ふ。

(2) 社會連帯の精神による勞資當事者の任意的協調の義務

資本家は勞働者なくしては生き得ず、勞働者は資本家なくしては生き得ない。この言葉はその中に含蓄する意味の如何を問はず絶対に眞理である。即ち資本家と勞働者は廣い意味に於て社會組織の構成員として、狭い意味に於て産業組織の互に缺くべからざる機關として良いにつけ悪いにつけ密接な關係を持つてゐる。勞働者が如何に資本家を憎み資本家を敵として抗争しても結局勞働者は資本家なくしては生き得ない。たとへ勞働者が一人の資本家を倒してもその勞働者は第二の資本家の使用人とならなければならない。もし然うしなければ生産要具を持たず、一日と雖も食はずに生きて行くことの出来ない勞働者は、自ら亡びるより外に途は無いだらう。ロシアの様に總ての資本家を倒した國に於てすら尙資本家がある。即ちソヴィエツト政府を組織する獨裁專制的資本家がある。更に又資本家が勞働者を目の敵にしても、遂に勞働者の勞働力なくして生産を營むことは出来ないであらう。たとへ人造人間をこしらへても、その人造人間を動かすべき勞働力が必要だ。ここに於て私は言ふ、さうせ資本家も勞働者も離れては生きるこゝの出来ない關係に居るのであるから、同じこの社會に住む以上はお互に相親しみ相扶け合つて住んだらさうか。お互に不利益もあり利益もあるのは社會生活の常である。そこは社會連帯の精神によつて、お互に譲り合ひ妥協し合つて住んだらさうか。同じ人間と人間との社會生活であるから、そこに意志疏通の方法はいくらでもある。この時資本家も勞働者も個人主義の思想を捨てねばならぬ。めいめいが社會連帯の精神を以て、常に相手の立場を考へて相手の身になり相手の氣持になつて互讓妥協せねばならぬ。これが私の言ふ任意的協調の主張である。これは甚だ空漠として頼り少く思はれるけれども、この任意的協調の精神があらゆる協調の方法の根底となるべきものであつて、後に説く如何なる方法もこの當事者の親密さと相互扶助の精神とがなかつたならば恐らくは一として成功の可能性をすら持た

ないであらう。私は勞資協調の第一義的最上の方法として先づこの當事者の任意的協調法を擧げる。

(3) 勞資の自覺の圓滿を期する教養機會の一般化

資本家と勞働者との任意的協調の根據は、お互の自覺に待より外はない。自覺の正しさと圓滿さとを期する方法は廣い意味に於て教養の向上であり狭い意味に於て教育機會の普遍化である。今日勞資關係の切迫せる時期に於て、教養を説き教育の普遍化を説くことは甚だ迂遠の議論の如くに聞えるけれども、實は迂遠に似て最も近くこれこそ勞資協調の王道である。資本家は勞働者の立場を理解せず、勞働者は資本家の立場を理解しないで、お互に自分自身の小さな利益のみを顧慮して廣く社會人としての義務を考へない場合が甚だ多い。ここに勞資問題の紛糾の胚芽が存在する。資本家も勞働者も先づこの社會人として、國民として、自らの立場を知り自らの義務を自覺するに充分なる理解力を持たなければならぬ。殊に今日勞働者には教育の機會が甚だ乏しいと思ふ。自然科学文科科學の一般的教養の機會は決して有産階級の獨占すべきものではなく、廣く一般國民に社會人に開放せらるべきものである。それが又我等の國家社會の百年の平和を齎すべきものである。何となれば社會の多數人たる勞働者階級の教養を計らなければ、到底我等の國家の安寧秩序を保つことは出来ないからである。次に資本家及び勞働者の趣味生活の向上を計らなければならぬ。趣味の向上は單なる趣味の問題に止らずそれは國民として社會人としての生き方の高尚さを意味するからである美術でも音楽でも文學でもあらゆる趣味性を養ふところのものを、凡ての人々に開放しなければならぬ。少數の資本家有産階級のみが鑑賞の機會と能力とを持つて、多數の勞働者に高尚なる趣味がなかつたならばその國は野卑な國下劣な國と言はざるを得ない。これら教養の問題は常に國民生活の實質に觸れて、その經濟生活政治生活にさへ色々な色合を着けるから先づこの教養の問題を充分に考量しなければならぬ。教養ある國民に殘虐の行爲なく、教養ある國家に過激なる變亂のないことは、歴史を繙く迄も無く何人も首肯し得るところである。

(4) 任意的協調の具體策 (一) 企業利益の公平なる分配としての労働者の企業参加

企業の經營に於ける資本家と労働者の接觸に就て考へて見ても、色々な手段を方向に於て勞資の任意的協調の方法を考へることが出来る。最も純真なる意味に於て共存連帶主義といふ言葉があてはまるであらう。具體的に挙げれば(一)企業利益の公平なる分配としての労働者の企業参加と(二)労働者の労働條件の改善とである、株式會社制度の發達と共に、株式及び社債の所有によつて少額の資本をも企業に参加せしめ得る現在の制度に於て、若しもこれを労働者に出來得る限り分配してその企業の發展消長に對する興味と利害とを労働者に分擔せしむるならば、現在の産業組織の中に於ても必ずしも労働者と資本家との利害は相反せず、相睦み相扶けてその企業の健全なる發展に協力することが出来るであらう。然しながらこれは最上なる状態に於ける人心の和合が無い限り出來得ないことであつて、殊に現代の世相に於て斯の如き議論は受人れらるべくも無いが、若しも教養ある資本家と教養ある労働者との親密に協合する企業ならば、理想として將來必ずしもその實現の可能性なしとせず、又如何なる社會組織に於てもその社會の産業組織の理想の状態は斯の如き企業利益の勞資間の公平なる分配にあらねばならぬと信ずる。若しも資本家殊に企業者に確乎たる自信と勇氣があるならば又労働者に自らの幸福と社會連帶の義務を自覺するだけの教養があるならば、私は任意的協調法の最上策としてこの企業への労働者の参加及び企業利益の勞資公平なる分配といふ具體策を第一に提出したいと思ふ。

(5) 任意的協調の具體策 (二) 労働者の労働條件の改善

人道上より見たる労働者の労働條件の改善は既に一般に多く説へられ論ずる迄も無いことであるが、これは又更に勞資協調の一つの方法としても考へらるべきものであり、更に良き意味の産業合理化の手段でもあり得る。労働者の給付する労働力の能率を擧げることは企業家の最も苦心するところであるが、労働力の所有者たる労働者は機械と異つて性的精神的に甚だ複雑微妙なる條件を有する人間である。この意味に於て労働者の作業場たる工場に於ける待遇改善殊に衛生營養の設備を完備させ、労働者の住宅及び住宅に於ける労働者の家族の消費状態が企業者によつて充分に留意され改善されるならば、それは労働者の肉體的健康の増進となり精神的教養の圓熟となつて労働者の支出する労働力は益々能率を擧げて來るわけである。衛生營養の充實と労働時間の適度とは労働者の肉體及び精神のエネルギーの消耗を減じ、更に家庭に於ける物質的精神的の慰樂はやがて労働者をして一日の疲勞を速に且充分に恢復せしめ労働力の再生産をば完全ならしむることが出来る。この意味に於て労働條件の改善は人道上の大問題であると同時に勞資協調の上に更に良き意味に於ける産業合理化の上に大いに顧慮せねばならぬ問題である。

(6) 任意的協調は強制的協調の基礎である

資本家と労働者との任意的協調の具體策は之を列擧すれば數限りなくあるべきものであつて、ここに列擧するの暇は無いが、これを大別すれば前述の如く(一)労働者の企業参加とその結果たる企業利益の勞資公平なる分配及び(二)労働者の労働條件の改善の二つに歸することが出来る。本来勞資協調は當然勞資當事者の任意的協調が本體となるべきものであつて、從來一般に勞資協調と言はれる場合の協調の意義は主として此の任意的協調の意味に用ひられたものであるが、既に第二章第三章に論述せる如く今日世界の産業界の大勢は勞資問題廣く貧富の問題の社會問題としての重大性を極端に將來し、勞資間の事情は甚しく切迫して既にこの任意的協調の方法を以てしては到底その解決は勿論その一般的融和すらも期し得られない迄に立到つてゐる。それは誠に産業組織の極度の發展の齎す結果であつて、甚

だ好ましくはないが止むを得ない實情なのである。ここに於て我等はこの勞資當事者間の任意的協調を基礎として、その上に更に第三者たる國家權力の發動による強制的協調の方策を論究してこの勞資問題の徹底的解決策を講じなければならぬ。

(7) 自由主義個人主義の破綻による産業の強制的統制の必要

資本家と労働者とを強制的に協調せしむる主體は國家權力を除いては外にあり得ない。國家權力が産業組織の内容に干渉し、社會生活の個人の行動を強制力を以て統制することは誠に好ましくない事柄であつて、國民生活社會生活の自由の爲には出來得る限り避けたいことではあるが、今日の産業界の事情はこの止むを得ない國權の干渉を俟たなければ到底勞資間の協調を保ち得ない悲しむべき状態にある。これ取りもなほさず資本主義産業組織の指導精神である自由主義及び個人主義の思想の破綻であつて、我々は一度この自由主義と個人主義との思想を捨てて社會連帶の精神の下に公正なる國權の發動を甘受しなければならぬ。我々は國民生活の大理想の下によく我が國體の精華を自覺して、全國産業組織の有機的統制に向つて精進努力しなければならぬ。勞資協調策としての國權の發動はこれを分つて(一)立法的統制としての社會立法と(二)行政的統制としての社會政策の二つに分ける。

(8) 強制的勞資協調 (一) 立法統制としての社會立法

我等の國民生活殊に經濟生活を統制する直接の法的規範の代表的ものは民法及び商法である。立法的統制の第一として先づ我が民法を考へて見よう。我が民法はその思想上の淵源をフランス民法に見出すこゝが出来る。フランス民法は第十八世紀末自由思想の結晶として出來たものであり、純個人主義的民法であつて、實に西歐の第十九世紀の時代思潮を代表してゐる。我が民法の母法たるドイツ民法は多少協同主義的色彩が加はつてゐるが、尙その全法典を

貫く思想は個人主義であつて、我が民法も亦當然にその影響を受けて個人主義思想を以てその根幹としてゐる。この個人主義自由主義の思想は恰も資本主義勃興時代の我が産業組織及びその社會事情とよく適合して、我が國に於ても國民生活の規範として非常なる効用を爲したものであるが、近時資本主義組織の完成と共に漸く個人主義を基礎とする我が民法が次第に社會の法的規範意識と相隔り行くことを感ずる様になつた爲に、或は法文の解釋に於て大審院の判例に於て多くの修正的意見が發表される様になつた。由來個人主義の思想はその淵源を西歐の文化に發し我が國古來の淳風美俗と時に相納れざるものがある爲に、我等の社會通念は純粹なる個人主義思想と合致することは甚だ困難であつて、我等は飽く迄も皇室を中心とし、家族生活を中心として古來よりの淳朴なる協同的社會生活を營んで行かなければならぬ。この我等の祖先より傳へられた社會連帶の精神、一國一家の理想を以て我が民法典を適度に修正適用する時に於て、初めて我が國民の法的社會通念に合致した完璧なる民法典を見出すことが出来ると思ふ。民法典に於けると同様に他の法制に於ても亦同様である。私はここにその顯著なる特徴の二つ即ち契約自由の原則の修正と自己責任の原則の修正とを擧げてその一斑を指摘しよう。

(9) (A) 契約自由の原則の修正

十九世紀時代思潮としての個人主義が生んだ最大の產物は、契約自由の原則である。これは當事者間の契約で、萬事を定め得るといふ原則である。當時封建時代の諸侯地主階級の壓迫の下にあつた、商人農民の階級に於ては、事實この契約の自由は色々な意味に於て束縛され人々はこの契約の自由を求めて止まなかつた爲に、この契約自由の原則は實に非常なる存在理由を持つたのであつた。而して資本主義産業組織の勃興發達は、この契約自由の原則なくば遂に今日の隆昌は期し得られなかつたのである。然らば今日に於てはさうか。國民の多數はこの契約自由の原則を要望してゐるかさうか。私は言ふ、今日に於ては人々は必ずしもこの原則を絕對には要望して居ないであらうと。今日

の國民生活に於ても勿論人々は社會生活の自由を求めて止まない筈である。それだのにさうしてこの契約自由の原則が今日の民衆の要望と合致しないか、それは資本主義産業組織の完成爛熟と共に、民法に於ける契約自由の原則は實に契約不自由の原則となつてしまつたからである。

(10) 賃労働者を壓迫する雇傭契約の不自由性

一人の失業賃労働者が工場へ行つて職を求めたしよう。彼は型の如き契約書—實は誓約書に記名捺印して資本家たる工場主と雇傭契約を取決めてその使用人となるであらう。而して普通その誓約書には、工場主の都合により何時たりとも如何なる理由で解雇されても不服を申すまじきこととか、工場の規則に絶対に服従致すべきこととかの文言が記されてゐることは一般に知られてゐる所である。それでは資本家は賃労働者の要求によつて何等かの誓約書を書き、労働者の申出てる特断の要求に對して承諾し或はその要求を満すことを條件として雇傭契約を結ぶかといふに、その様なことは未だ嘗て聞いたことも無く、恐らく絶対に無いであらう。事實賃労働者は自らの労働要具を持たず、資本家の使用人とならなければ絶対に労働機會を持たないから、即ち自分の労働力を資本家に買つてもらはなければ一日と雖も労働者自身及びその家族の饑餓を免れることが出来ないから、彼は自らの生存の爲には労働條件の如何を顧慮する暇はないのである。否それどころではない。如何なる仕事でも雇ひ手のあることを天の福音の如く考へて、唯々諾々としてその雇傭契約に甘んずるであらう。一方資本家にとつては特殊の熟練工は別として、一般の賃労働者は労働市場に於ていくらでも多く見出すことが出来るのであるから、その選擇は資本家の自由であり、労働者の要求を納れるどころではなく少くも労働者に不満があれば何時でも解雇して新しい労働力を購入することが出来る。この様にして經濟界の強者たる資本家はその思ふままの條件で弱者たる賃労働者との雇傭契約を結ぶことが出来るのである。即ち今日の社會事情に於ては、民法に定められた形式的自由契約たる雇傭契約はその實質に於ては社會の經濟

的弱者たる賃労働者のみを束縛する甚だ不自由なる契約として行はれる様になつて來たのである。これは雇傭契約のみの問題ではなく、賣買その他あらゆる契約に對して考へられるところであつて、彼の強大なる企業聯合による生産者と弱小消費者との關係、小賣商人と生産業者或は卸賣業者との關係、及び生産者及び消費者としての中小農民階級の立場を考へる時に、形式的名目的の契約自由の原則は經濟的弱者たる賃労働者中小農民一般的にいへば収入の少く貧しき人々の階級を壓迫し搾取する甚だ不自由苛酷の原則となつて社會に通用せられつつあることを明に知ることが出来る。

(11) 近代思想の没落と大和民族傳統精神の復古—労働組合法、小作法、農民組合法、消費組合法

個人主義に基く契約自由の原則が實は社會に最も多數を占める労働者階級中小農民階級一般に貧しき人々の階級にとつて契約不自由の原則として通用され適用されるものならば、我等はこの契約自由の原則による法典の適用を修正して眞に労働者階級農民階級の自由の爲の法的規範としなければならぬ。これは當然に個人主義の放棄であつて社會連帶主義の採用であり、我國に於ては近代思想の没落であり、大和民族傳統精神の復古であらねばならぬ。社會立法としてのこの修正は既にその解釋に於て社會法學者の主張するところとなり、或は大審院以下の裁判所の判例に於て既に幾多の好先例を見出し着々として行はれつつある所であるが、更に一步進んで勞資協調の強制的方法としては雇傭契約に於ける労働者階級を保護する爲の労働組合法、生産者消費者としての中小農民階級を保護する爲の小作法、農民組合法、更に一般消費者を生産者の壓迫から救ふ爲の消費組合法を制定せねばならない。

(12) 組合の法的な人格と交渉權

弱者をして強者と對等の地位に立つて交渉せしめ社會正義の理想を貫徹せしむる爲には弱者に力を與へなければならぬ。社會生活に於て弱者にとつて唯一の頼みはただ團結の力あるのみである。ここに於て國家は勞働者の組合、農民の組合、消費者の組合に法的人格を與へてその資本家との交渉權を認め、勞働者と資本家、小作人と地主、消費者と生産者とを相等しい力を以て對等の地位に於て交渉せしめ契約せしめなければならぬ。この時に初めて勞資双方にとつて自由なる契約を結ばしむることが出來て、正義公平の立場に立つて資本家も勞働者も眞に自由圓滿なる社會生活を樂しむことが出來るのである。

(13) 強制的勞資協調 (B) 自己責任の原則の修正

個人主義の立法が生んだものに契約自由の原則と相並んで重要なものは自己責任の原則であつて、これは過失のあつた者のみかそれによつて起つた損害に對する責任を負ひ、他人の過失によつて起つた損害に對して責任を負はないといふことである。今或る工場で職工があやまつて負傷をしたとする。この場合に於て資本家たる工場主が若しその機械及び機械の取扱に關して充分なる注意をし適當なる監督を怠らないうち工場主に故意又は重大なる過失がないならば工場主はその職工の負傷に對して法律上何等の責任を負はず治療費を出す必要も無く休業手當を出す義務も無いわけである。然るに近來それではあまりに勞働者の方が可愛さうだ、なる程工場主は平常管理者としての充分なる注意と監督をして勿論故意や過失はないのであるが、既に資本家たる工場主は平常大規模にして危険の可能性ある機械を運轉し、勞働者に比して莫大なる利潤を擧げてゐるのであるから、社會の構成員として經濟的の強者として弱者たる勞働者に對して當然に道義上深刻なる同情とそれに相應する救護の手段を講ずるのが當然であると考へられる様になつて來た。それは資本家が勞働者に對する温情的憐みの行爲としてではなく、社會生活に於ける義務として法律上當然に資本家は勞働者の救護を負擔し、その損害を自分等の社會的優位による特權の犠牲として賠償すべき義務があると論ぜられ、既にこれも大審院の判例に於て多く見出される所である。これが所謂無過失損害賠償論といはれるところのものである。この自己責任の原則の修正は更に進んで立法行爲として社會政策的に擴大されて行かねばならない。この具體化されたものは、健康保險法、工場法等であつて、更に更にこの思想を擴大して社會連帶の觀念より見るときは、失業保險法や、國家の税制を通過しての所得稅相續稅等の累進課稅法も亦社會政策への關接の適用としてのこの原則の修正と見られると思ふ。

(14) 立法的統制は最も光明ある解決策である

以上は立法的統制の僅か數例を擧げたのみに過ぎないが、兎に角國權による社會生活殊に資本家と勞働者との關係の強制的協調法として立法行爲による統制は、最も強制力の強い恒久的の方法であつて、我等はここに勞資協調の最も有力なる解決策を見出し、その運用の如何によつてはこの難局に行づまれる我が勞資の關係を打開して必ずや光明ある國民生活の前途を展開するものであることを信じて疑はない。

(15) 強制的勞資協調 (二) 行政的統制としての社會政策

立法的統制はその強制力は最も強く有効であるが、それと同時にその恒久性と手續の繁雜さは時々刻々に變化する我等の經濟生活の全般にわたり微細に通じて之を行ふことは甚だ困難であるが爲に、ここに立法的統制の缺陷を補ひその統制力は多少鈍くとも臨機の處置に於てあやまることなき行政的行爲による社會政策を相並んで施行すべき必要がある。この行政的方法による社會政策は一般に社會政策といはれるものの大部分を占め、既に多くの學者によつて論究せられ、その範圍内容は甚だ多岐多端であつて私はこの尠大な内容の各細目を論述する暇はないが、ここにその眼目と信ぜられるところの物價の調節の勞資協調に及ぼす關係を論じようと思ふ。

(16) 物價の騰落と相對的關係を有する實質的勞賃

物價調節の問題は收入及び消費の側から見た勞働者の勞賃と資本家の利潤との吟味より出發する。勞働者の勞賃を名目上の勞賃と實質的の勞賃の二つの見方から見ることが出来る。大正八九年の好況時代と昭和五年の今日との物價を比較すれば、小賣相場に於て生活費の凡てを平均して考へれば約三割の値下りと見るのが穩當であらう。この大正八九年の物價騰貴の時代に於て三圓の勞賃を收入としてゐた勞働者が、昭和五年の物價下落の今日に於て尙三圓の勞賃を收入とするならば、彼の勞賃は名目上は何等變化なく同じ三圓の勞賃であるが、之を實質的の購買力の方面から觀察すれば今日三圓の收入による購買力は、大正八九年時代の購買力より約三割を増加してゐるから、實質的には彼の勞賃は四割強の増額になつたわけである。たとひ、彼が二圓五十錢の勞賃を得るにしても、尙實質的には物價騰貴の當時に於ける三圓の勞賃よりも増額せられてゐることになるであつて、恐らく約二圓の勞賃を以て當時の三圓に匹敵し得るであらう。若しも彼が一圓五十錢乃至一圓の勞賃を得るならば、名目上は勿論勞賃の著しき下落であるが實質的に言つても尙やはり彼の勞賃は下落したといふこゝが出来てあらう。ここに於て勞賃はその名目上の金額の高下と同時にその購買力を標準としての實質上の騰落を考へることが出来る。即ち物價が騰貴すれば相對的に勞賃は下落したことになり、物價が下落すれば勞賃は相對的に騰貴したことになる。この意味に於て勞働者階級の立場に於て物價の騰貴はその收入の減少を意味するから甚だ望ましくなく、物價の下落は收入の相對的增加を意味するから最も有利の様に見える。然も勞資間の紛争即ち勞働爭議は、物價が騰貴しても起れば物價が下落しても起るのを常とはする、物價が騰貴すれば勞働者は收入が相對的に減少して彼等はその生活の困難に耐へずして勞賃の値上げ運動を起すのである。然しながらたとひ勞働者の要求が納れられて勞賃の値上げが行はれても、これを當時の物價の標準に比すれば決して相對的に増加することはないのであつて、勞賃の騰貴は常に物價の騰貴の後を追かけるに止る。物價下落

の場合には、企業者は商品の値下りより来る損失を填め合せる爲に勞賃の値下げ及び勞働者の解雇を最先に行ふからここに失業者は續出し、勞賃値下げ、解雇、及び解雇手当等の問題に關する勞働爭議が起つて来る。何れにせよ勞働者は物價が騰貴しても下落しても常に不利益の地位に置かれ、その立場は資本家に比べると著しく薄弱であるから、圓滿公正な勞働者と資本家との協調妥協を行ふ爲には、さうしても行政的手段による強制的統制を必要とする。

(17) 需要供給の行政的調節による物價の安定

物價の變動は種々の事情によつて複雑なる因果關係を有するものであるから、一般的に言へば必ずしも下落を良しとせず、必ずしも騰貴を良しとせず、要は需要供給の圓滑適正による物價の安定である。而して物價安定の最良法は行政的統制による需要供給の調節である。需要供給の調節は必ずしも行政的手段によらず、無意識的な自働調節から意識的な人爲的調節方法に至るまで、その方法の種類は多種多様であるが、最も科學的に、國民一般の福利を考量して爲されるところのものは、國家の行政的手段による統制である。行政的に需要供給の調節を行ふには先づ需要量とそれに對する供給量を科學的に決定して、充分なる準備手段を盡してその調節を行はなければならない、若し正確な調査を基礎とせずしてこれを實行するならば、市場の混亂を來し需要供給の均衡を破壊するに至つて、その災害は計るべからざるものがあらう。更に行政的産業の統制は需要供給の調節による物價の安定の外、金融の調節、通貨の調節、輸出入の調節等枚擧にいとまない程多方面であるが、その目的は等しく全國産業の有機的な統制であり、これによつて我が國の産業組織の運轉を健全ならしめ、健全なる基礎の上に勞資の協調を完成することに存在する。

青少年の思想悪化を防ぎ
及び思想善導の道如何

大橋増之助
(三輪小太郎)

心の思想と教育の進展
 青少年の思想と教育の進展
 大橋 大蔵

目次

第一章	序	一
第一節	青少年の心理學的考察	一
第二節	狹義的思想悪化と廣義的思想悪化	三
第三節	何が青少年の思想を悪化させる乎	五
第二章	青少年の思想悪化防止	八
第一節	娛樂機關の改善取締	八
第二節	出版物の取締	一一
第三節	教育制度の改革	一五
第四節	生活改善と社會制度の改善	一七
第五節	青少年に對する職業指導	二一
第六節	保險並に貯金思想の涵養	二三
第七節	武道及國民體操等の普及獎勵	二五
第八節	信仰的勤勞と感謝的生活	二九
第九節	金剛不動の基礎的精神の培養	三二

第三章	青少年思想善導の道	三五
第一節	教育乃至修養機關の刷新	三五
第二節	青少年團の指導	三九
第三節	巡回文庫及び圖書館の普及	四二
第四節	青少年讀本の刊行	四三
第五節	一般社會教育の擴充	四五
第六節	宗教的信念の確立	四六
第七節	創造的日進の生活	四八
第八節	修養日誌乃至反省日記の勵行	四九
第四章	結 論	五〇

第一章 序 説

私は本論に入るに先立ち、本問題の主格者である青少年とは如何なるものに就いて、聊か心理學上の考察を試み尙、思想惡化の意義を闡明にし、更に、それら青少年の思想が、何故惡化するかを手輕に一言して見やうと思ふ。

第一節 青少年の心理學的考察

「空は青雲わしらは若い
岩に小鷹の仰ぐよだ」

なごと、自らの心境を歌ひ、自らの若さを誇り、自らの理想を高唱する彼等青少年とは果して如何なるものであらうか。それは、將に、巢立たんとする若鷹にもたぐひ得べきものであらう。さうして、今に風を切らうとする強い羽を養ひつゝ、ある所謂青少年とは、果して如何なるものであらうか。私は、次に、聊か、その青少年期に於ける心理學的考察をして見やうと思ふ。

(1) 少年 期

概ね學齡期から十四五歳頃までを普通少年期と言つて居る。即ち乳齒が脱落する頃からそろ／＼思春期に這入らうとする年頃迄を一般に少年期として取扱つて居る。この年頃にある者は、精神も身體も共に發達が頗る平靜の状態を以て進む時代で、所謂紅顔の美少年としてもはやされるところ、當に、これ、人生の春になぞらふべきである。彼の池塘春草の夢に飽いて日の徒に長きを嘆ずる程に贅澤な時代である。ところが、詩人は、何故か少年老ひ易く學成り難しなごと言つて居る。けれども實際は、そんな取越苦勞なんか全く知らない、それこそ天真爛漫な時代で、普通教育の施される時期である。

この頃からして、知能は、推考作用が頗る發達するけれども、その多くは、具體的方面に進んで、抽象的方面に至ることは極めて少い。

感情は、尙未だ、安定に至らず、環境の刺戟に因つて常に變動し、各種の情緒が著しく發達し、且つ、自己保存の本能を中心として、その慾望の下に働くから、普通の社會生活には適しない表現をすることが多い。

加之、其の意志や行動の方面は、一定の目的に従つて進み得ないで、刹那の衝動に因ることが多い。

これらは、少年期のものが、未だ、社會適應性を充分に有しない所以であつて、一部の學者が、これを少年の思想惡化の傾向として注意せんとする所以である。

(ロ) 青年期

この時期は、概ね十五六歳から二十五六歳迄を言ふのである。即ち思春期に這入つてから一人前として、世に立つに不足なき心身の發達を得るまでの間を言ふもので、中等教育や専門教育を受ける修養の時代である。

少年時代は、心身の發達が、頗る平靜であつたが、この時期に這入つて思春期を迎へるので、心身に一大變動を來し人生の最も危険な時代であると言はれて居る。

思春期に入る時期は、大略、男子は滿十三四歳乃至十六七歳からであるが、女子の方は、男子よりも一年乃至二年位早い。しかし、それも、氣候によつて、多少の相違はある。即ち、熱い國の民族は、おしなべて早く現はれるのが普通である。勿論思春期に這入ると身體上に著しい影響を與へるが、精神上に於ても亦少からぬ變化を起すものである。その最も明かなのは、感情方面であつて、異性に對する愛着並に羞恥の感、愛他心、社交心、虛榮心等が著しく昂進して一般に感情が動搖し易くなり、自制力が乏しくなり、且つ、外界の刺戟に支配され易くなる。所謂、暗示感性に富み、冥想とか、空想とか、沈思とか、惑溺とか、厭怠とかに陥り易く、間々、夢幻状態にあることがある。又多くの精神病學者は、思春期に於て、各種の精神病の發動することを擧げて居る。ヤスペルス、ウルフェンなどは、

特に、懷郷病を發し易いといふて居る。

殊に、女子の月經開始期は、最も注意すべき時で、如上の精神的特徴を強度は現はすことが仲々多い。これらの事實は、この時期に於ける男女をして、日常生活上、最も危機を多からしめるものである。

又、マロがイタリーの學童に就て、其の不良行爲を調べたところによると、十一歳のものには百分中六、十二歳以上ものには約百分中の十宛、十六歳に至つては百分中七と減じ、それ以上の年齢に於ては、著しい變化を見ない。即ち、思春期に入る頃に於て、最も不良行爲を爲し易い状態にあるものであると論じて居る。

如斯、思春期は、種々な條件に因つて影響を受けるが、其の精神生活の主調は感情要素であつて、單純な情緒や、卑近な欲求に止らない。即ち、漸く、複雑な精神や、高遠な理想や、乃至、空想を懷いて、夢の如き生活に入り、且つ、敢行又は實行等に進み易い傾向を持つ様になる。故に現に最高の學府に學んで居乍ら若くは最高の學府を卒へながら、尙、且、無政府共產主義の思想にかぶれ、且つ、實行行爲を敢てせんとするもの、あるのはそれが爲である。その他、色々の方面に於て、過失を招くことが少くない。

従つて、この思想問題としては、最も注意すべき時期である。然も、この時期は、人生の基礎が形成せられ、各人の進むべき方面の定まる時であるから、心身の鍛鍊乃至修養を要する。又青年自らに於ても、偉人の崇拜とか、朋友との親交等が著しく發揮される様になるから、その者の思想傾向が、動もすれば、極端に走り易い。だから、大に警戒を要する時である。

第二節 狹義的思想惡化と廣義的思想惡化

青少年期に於ては、偉人を崇拜したり、朋友と親交を結んだりすることが著しく發揮される様になることは、前に述べた通りであるが、今日、彼等青少年達が、偉人として崇拜する人物は如何なる者であらうか。又、今日彼等青少

年者、就中、青年が朋友と親交する間に、如何なることが話題にされ、如何なることが親交を深める楔となるであらうか。

それは兎も角、茲に論ぜんとする青少年の思想 悪化とは、何を指稱し、又、何を規範として定義すべきであらうか。それが問題である。彼の社會主義とか、共產主義とか言ふ所謂左傾思想を持つに至ることのみを意味するものであるか、乃至は、青少年の持つ思想が道德的乃至倫理的立場から見ても悪傾向の場合、これをしも思想悪化として、本問題に論ずる範圍となすべきであるか否かが疑問である。けれども、本問題の主體が、青年のみでなく、特に、少年が加へられてあるところから考へると、茲に言ふ思想悪化は、さうしても、廣義的に解決して取扱ふべきであると看做さねばならないと思ふ。何故なれば、少年の一部には、今日、思想の悪化だと言はれて居る左傾とか、赤化とか言ふことが本當に理解されない年齢にあるからである。更に又、思想悪化と言ふことは、穴勝、左傾とか、赤化とか言ふことのみに限られたものではない筈である。寧ろ、青年や少年の思考がさうなるのは、所謂思想傾向と言つた方が妥當な言ひ方であるかも知れない。けれども、若し、茲に謂ふ思想の悪化と言ふことを廣義的に取扱ふべきものだとしたら、狹義的解釋に依る本問題の取扱は、餘りに『思想』なる文字に囚はれ過ぎて居ることになる。しかし、唯、單に、茲に謂ふ思想悪化を、所謂思想善導に對する意味であると解するならば、本問題の究極は、彼の昭和二年に發生した共產黨事件以來時の内閣に依つて唱導せられた青年思想の赤化的傾向を轉じ、我國傳來の國家主義的思想傾向に導かんとするものに外ならない。

又、昨年、文部省の主唱で、全國的に實施した教化總動員の運動に過ぎない。ところが、先年唱導された赤化防止よりは、昨年強調された教化動員の方が遙に廣義的である。而して苟も、青少年の思想悪化といひ、又それらの思想善導と言ふ以上は、さうしても、廣義的解決に依らねばならないものだと思ふのである。

第三節 何が青少年の思想を悪化させる乎

現代青少年の思想を何が悪化せしめるであらう乎。換言すれば、現代青少年の思想を悪化せしむる原因如何と言ふことである。假りにも、思想の悪化を防止し、進んで、思想を善導せんとするには、その悪化に依つて來たる根源乃至事情を詳に探求して、その原因を除去しなければならぬ。

ところが、その思想悪化の原因乃至事情は、蓋し、甚だ複雑多岐に亘つてゐる様である。

即ち、或は、その者の先天的性質に依るものもあるであらう。又その者の環境乃至境遇に依るものもあるであらう。又、その者の教育に依るものもあるであらう。或は又、現實的社會に禍ひされることに依るもの乃至は、外來思想の流傳に過たれることに依るものもあるであらう。等々殆ど枚擧に遑がない位、種々雑多の原因及事情が存在するであらうけれども、結局は、理想と現實との矛盾によるものであると思ふ。だから結局、思想の善導と言ふことも、言ひ換へれば、その理想と現實との矛盾を如何に調和せしむべきかと言ふことにあると思ふ。

ところが、茲に注意しなければならぬことがあると言ふのは、申す迄もなく、思想悪化の防止は、豫防的のものであり取締的のものである關係上、往々その者に壓迫が加へられる虞れがある。然るに、その爲に、却つて、反抗的に、その者の思想をヨリ一層悪化せしむることがある。

現に××縣に於ける青年團の思想悪化が、そのよい實例である。

即ち××縣青年團の研究大會には、その所謂警察署長が、しかも、正服で、その會場に臨監して、容赦なく、青年達の意見發表に對し、注意若くは中止を命ずる。だから、それ等青年達の言論は却つて驕激になり、それら青年達の思想は、愈々悪化するばかりである。

而して、××縣青年團は、所謂自主的青年團を標榜して、所謂官制青年團を排斥し、最も自由なる立場に於て、社

よに階段口へついて行つて『そうらおつかないヨ』と、その危険であることの概念を上手に納得させて、再び、獨りでは階段口へ行かない様にさせるべく苦心したり、又彼の經驗に富み、且つ青年をよく理解せる指導者が、青年達の飲酒の弊を矯めやうとする場合、眞ツ正面から『オイ、君達は酒を飲んではいかないぢやないか』とか、『酒を飲むな』とかと言はないで、自分も青年の仲間にはいつて、一しよに酒を飲みつつ、徐ろに、彼等青年達の飲酒の氣分や醉態、を周密に觀察してゐて彼等の酒による過失又は苦痛を見落さないで、『さうだ苦しいか、もうコンなものを飲むことは止のようぢやないか』なぎと口説いて、青年目らが、『さうしやう』と自覺する様に、細心の注意を拂ふことは、苟も青少年の思想悪化を防止したり、善導したりするもの當に心得べきことだと思ふ。

第二章 青少年の思想悪化防止

本論を便宜上、青少年の思想悪化防止と、青少年の思想善導の道とに分けて論ずることにしたのであるが、強ひてこれを實質的に分くべきものでない様に思ふ。だが、大體に於て、思想悪化防止の途は、概ね、豫防的であり、消極的である。然るに思想善導の途は、概ね積極的であり、能動的である。けれども、その事柄によつては、防止するところが即ち善導であり、善導することが即ち防止になることがあり得るので、是が防止と善導は、所謂不即不離の關係にあるものとして、本問題を取扱ひ、本問題を解釋すべきものだと思ふ。

第一節 娛樂機關の改善取締

青少年の思想の悪化を防止する方途の一つとして、先づ第一に、各種娛樂機關の改善乃至取締を擧げなければならぬ。と言ふのは、近時、社會が著しく複雑になつて、刺戟が益々、強烈になり、且生存競争が益々激甚になりつつ

あるので、一般民衆は、その慰安を利那的に得やうとする傾向になつて來た。従つて、その時代に投合する様な各種の娛樂機關や、その時代の要求する様な種々な民衆的施設等が簇生して來た。

即ち美人のゲーム取りを置く撞球、半弓、洋装なぎをしたウエーターを大勢置くカフェー、バー、ダンスホール、オペラ、乃至、大阪の寶塚や、名古屋の名古屋花壇等に類する民衆的歡樂場なぎが、摩登ニズムのに、それからそれへ、新らしく工夫され案出されて來た。殊に、最近、活動寫眞が著しく發達し、今や娛樂施設の中で最も優勢の地位を獲得して仕舞つた感がある。加ふるに、科學の進歩に伴ひ、發聲映畫即ちトーキーが盛んになつたので、所謂活動ファンが益々多くなつた様であるが、その活動ファンの多くは青少年である。由來、彼等青少年達は現代的であることを喝仰して止まない。活動寫眞は、一口に言へば現代的である。而して、活動寫眞は、芝居の様に悠長でないから、その刺戟が強烈である。即ち、場面が、非常な急速さで展開して目先が變つて行く、即ち、利那的である。今日の生活は餘りに刺戟が強過ぎる。だから、餘程、強烈刺戟でないと感じが薄い。それ故に娛樂の方面も亦、強烈な刺戟を欲求して止まない。丁度、活動寫眞は、それを與へて呉れるには、最もいいものである。換言すれば、活動寫眞は、現代人の要求、生活に合致して居ると言ひ得る。故に、この活動寫眞なるものは、今や吾人の日常生活とは引き離せないものになつて仕舞つた程に。吾々の生活の上にならぬ浸潤するに至つた。殊に、青少年の如きは、その殆んが、凡て、活動ファンであるといつていい。然るに、直接的で、實感的で、且つ利那的であるところの活動寫眞は、未だ、精神が柔く、思想も亦固まらない、且つ、修養の不充分である彼等青少年に及ぼす影響は、決して少くない。況んや、興行映畫は、殆んが、卑俗醜惡な興味を中心とするものゝみて、挑發的であり、誘惑的であり、官能的であり、感傷的であるものが多い上に、暗示力や、迫真力や、感動力やが強い爲に、彼の模倣性に富み、推考作用の旺盛であり、且つ本能を中心として、只管慾望の下に働かうとする青少年に取つては、非教育的此種活動寫眞を觀ることは、端的に言へば、毒を呑む様なものである。しかも、青少年、就中、少年期は、一定の目的に従つて進み得な

いて、刹那的衝動に因つて行動しやうとすることが多いから、一層危険であると言はねばならない。ところが、青年にも、亦一つ心配なことがあるといふのは、青年期が恰も思春期であるからである。さなきだに、青年期は、色々の方面に於て、過失を招くことが少くない時代である。猥褻を露骨にした様な戀愛の場面を平氣で映寫したり、尙、それに飽き足らず、年若い女性を殆んど眞裸にして亂舞させた官能的レビュー等の實寫や、又、プロレタリア文學を映畫化したものや、人情風俗乃至道德的基準の全然相違する歐米の廢類的戀愛關係等を取扱つた映畫や、レボリュションを示唆する様な歴史の乃至現代的映畫なを上映したりすることは、自制力の乏しい、且つ、外界の刺戟に支配され易い、又、暗示感性に富む青年には、極めて有害である。

川越少年刑務所の調べに來ると、その收容せられた少年犯罪者の大多數は、活動寫眞が原因してゐると發表して居る。事實それ程に、今日の興行映畫即ち非教育的活動寫眞が、青少年の思想を惡化せしむるものであることは、もはや、争ふべからざるものである。

活動寫眞そのものが悪いと同時に、今日の活動寫眞館なるものがよろしくない。その館内に於て、種々の弊害が生じ易い。即ち眞闇な館内は、青少年をして不良行爲に導き易い。不良行爲とまでも行かないとしても、よくない考へを起させ易い。殊に、近頃は、單に活動寫眞だけでは、客足を引くことが出来ないところから、活動寫眞常設經營者は、レビューを挿し加へて觀覽せしめて居る。この實演は、活動寫眞以上に心配の多い厄介なものである。即ち、肉體そのまゝをムクツケにさらけ出し、數十の妙齡なダンサーが張り切つた四肢を巧みに動かして、活動寫眞の場面によく出るジャズを實演して見せるのだからたまらない。何といふ素破らしい、又、思ひ切つた興行であらうか。活動寫眞がタゞさへ官能的であるのに、これはまた、あてやかな肉體美の實際を目のあたり、した、か觀せられるのであるから、青年たるものが、何て恍惚とされざるやう。爲に、彼等青少年をして、徒らに、異性に對する愛着の念を昂進せしめ、果ては、よからぬ妄想に惱まさせるばかりでなく、延いて、その思想の上によからぬ影響を齎すものである。

とまれ、興行活動寫眞並に活動常設館は、青少年の思想惡化防止の爲に、速に、適當に之れを改善し之を取締らなければならぬ。

私はその改善及び取締の方法に就いて、茲て多くを言ふ必要を認めないけれども、こゝに言及した關係上、極めてその概要を疏述してその責を免れようと思ふ。

- (1)今日の興行活動寫眞館を甲乙の二種に區別して、甲は成年の觀覽すべき映畫を上映し、乙は青少年の觀覽すべき映畫の上映すること
- (2)然らざれば、今日の活動寫眞常設館に於て、青少年のみに觀覽せしむる映畫の上映日乃至時間の特設すること
- (3)フィルムの檢閲法を改善すること。即ち内務省の役人のみによる檢閲法でなしに、文部省の役人及社會教育者等をその檢閲者に加へること等である。
- (4)優秀なる教育的映畫の作製に努むるに同時に、映畫教育を盛んにすること。

尙、活動寫眞の取締改善のみでなく、各種の娛樂機關にして、苟も、青少年の思想を惡化せしむる誘因乃至動機となる虞れのあるもの及び左様に認められるものは、容赦なく適當なる改善を加へしめ、場合によつては、強制的に取締らなければならない。

第二節 出版物の取締

今日、都鄙を通じて、あれ程全盛を極めて居る活動寫眞ではあるが、これを世界各國のそれに比較して見ると、我が國は第九位にしか着けない。第九位と言へば、殆どビリだといつてもいい。それに、印度や、支那や、トルコや、

その他、餘りよく名の知られてゐない國々まではいつての比較であるから心細い。

然るに、出版物だけは誇り得る景況にある。即ち、出版の盛んなことでは、我が國は世界の第三位を占めて居る。尤も、近頃は全集物が無茶苦茶仰山發行せられてゐるが、兎に角、出版の盛んなことは、確に、世界三大國に列して居る譯である。それ程に、我が國の出版界は多事多忙である。

然らば、如何なる種類の圖書が最も多く出版せられ、如何なる種類の圖書が最も多く讀まれるであらうか。更に又さう云ふ人が、さう云ふ書物を一番能く讀むであらうか。と云ふに、何を云つても文學ものが一番で、その讀者も、矢張り、男女青年學生が一等多い。

過般、某新聞紙上に發表せられた市立名古屋圖書館に於ける昭和四年度に於ける事業成績の統計表に依つて見るも殆んき同様な結果を示して居る。恐らく、一般青少年が、今日、その家庭乃至圖書館等に於て耽讀しつゝ、あるものは思想に關するもの、文學もの、別して、プロ文學ものであらう。従つて、その出版も、勢ひ、その種のものが多い譯である。

殊に注意すべきことは、近時、左傾の記事を登載した所謂赤色雑誌が非常に多くなつたことである。それに、それらの雑誌が好んで登載するところの創作や小説は、悉くプロ文學である。實は、左傾的乃至過激的な論説よりは、寧ろ、このプロ文學の方が危険率が多い。言ひ換へれば、讀者の思想を悪化せしむる力は、過激な論説よりは、プロ文學の方が強いと言ふことになる。それに、論説は、之を讀む者が既に批判的に讀んで行くのであるが、創作や小説は感情的に讀まれて行くから、その印象が深く、何時迄も後に残り、それが聽て或る原動力になり易い虞がある。

殊に、青少年は、新らしいもの、即ち、新刊圖書をあさつて讀みたがつて居る。新奇なそして、前衛的なものを讀もう讀もうと血まなこになつて居る。

殊に、彼等は、殆んき本能的に外來の新思想に觸れたがる。だから、雑誌屋は、競ふて、新思想乃至新思潮による

運動の實情を滿載することに汲々として居る。その爲には、一回や二回發賣禁止を喰ふ事は敢て辭せないまでに勇敢であり無謀である。否、寧ろ、その發賣禁止を喰ふことが或は計劃的ではなかつたかと怪めば怪める。又、疑へば疑へないこともないものの中には往々あるやうな氣がする。なぜなら、某雑誌が、今度發賣禁止になつたと言ふことが、一度喧傳されると、其の翌月は、その雑誌の購讀者が二倍にも三倍にもなる例がいくらかあるからである。だから、さうした巧妙な逆宣傳の手段が、如何に豫期的に行はれたものであるかを推測するに難くない。それこそ、豫期せる災難によつて、豫期せざる又は豫期以上の收穫を収めたものであるといつて、それによつて、その雑誌は、益々、その内容を左傾化し、われこそは、思想界をリードするものであるとか、新思潮の尖端を行くものであるとか言つて、讀者を吸集するに鋭意努力して居る。その癖、×××××や、○○○○○○で、殆んその半ばを埋めた、論説で、讀者の好奇心を彌が上に唆つて居る。

又それ等の雑誌が、創作の懸賞募集をすることがあるが、それに入選する程のものは、何れも、反逆的乃至反抗的若しくは挑戰的意識の強烈なものばかりで、或はブルジョア階級の崩壊をものしたり、或は一青年が歸省して、土地の職工達を煽動してストライキをさせた事件を取扱つたり、或は軍國主義や國家主義の精神を根底から覆へさうとする意識を大衆に植へ付けるに役立つものばかりで、所謂プロ文學の、しかも、その色彩の極めて濃厚なものばかりで彼の明治大正時代に於ける、文學價値の豊富な小説乃至創作とは、全然異つた形式と傾向を持つて來た。成程、明治大正時代の文學は、自然主義の甚だしいものもあつて、さなきだに、青少年の血を湧き立たせた戀愛ものがあるにはあつたが、又、中には、人道主義なものもあつて、越ゆべからざる規範を巧みに描寫して、一讀、懦夫をして立たしめるもの、正義の念に燃えしむるもの等々があつて、小説ながらも、その作品に、毅然とした氣骨と、燦然たる光輝とが宿されたものが少くなかつた。それ故に、これを讀む男女青少年の思想の上に及ぼす影響は悪化一方のみではなかつた。今日、前衛的先驅者を以て自任しつゝ、ある諸雑誌が好んで登載するところの破壊的な反動的なプロ文學的創

作や小説に比すれば、され程ましか知れない。

改進的乃至改革的意識を強調し、又は、それを標榜しつゝ、ある雑誌に於ける左傾的論説や創作は、何れもその發程の基調に夫々幾分宛の眞理はある。しかも、青少年達には、兎もすれば、その眞理が完全無欠のもの、様に、誤解され易い。殊に、前にも言つた様に、創作や小説は、感情に依つて讀まれるものであるから、讀者をして、容易に感銘させ、雜作なく心酔させ、意外に過信させる。寧ろ、近時特に流行のプロ文學であることを忘れてはならない。別して、今日の青少年達は、此のプロ文學にカブレ易いから注意を要する。

人心を惑亂し、人倫を廢頽せしめ、社會の組織をむしばみ、國家の存立を危殆ならしむるものは、實に、腐敗せるプロ文學であり、有菌文學の瀰漫であると言つてもいい。彼のロシヤ帝國の滅亡は奈何。それ等の國には、世界的大文豪が嘗ては、文學界を風靡してゐた。又それ等の國には、世界的思想家が嘗ては哲學界を風靡してゐた。けれども、その究極はさうであつたらうか。ドイツは、多少事情を異にしてゐるけれども、彼のロシヤ帝國の終焉に至つては、誰が左傾思想と文學の禍でないと言はう。

それは兎も角、輓近出版術の發達に伴ひ、誌代を著しく低廉ならしめ、且つ、圖書雜誌の宣傳廣告術も亦巧みになつた爲、その普及の範圍を著しく擴張した。しかも、その購讀者は、男女青少年が、約四十五パーセントを占めて居る。故に、出版物が、男女青少年の思想を悪化する力は、可なり強大であると言はねばならない。

尙茲に言ふ出版物の中には、勿論新聞紙も含む。しかるに、近時、雑誌が新聞化し、新聞が雑誌化した様に、編輯せられる傾向がある。だから、兩者の區別は、日刊か週刊か乃至月刊かの相違だけで、殆んご實質的區別はなくなつたと言つてもいい。位だ。けれども何を言つても、新聞はその日に於ける社會の縮小されたものであるから、その記事の内容や、修飾の方法によつては、大衆の思想を悪化せしむる力も、善導する力も共に強大である。かくの如く、出版物は讀者殊に男女青少年の思想に及ぼす影響は頗る甚大である。故に出版法の改善を計り、更に

出版物を適當に取締らなければならない。

第三節 教育制度の改革

青少年の殆んご大多數は學生生徒及び兒童（小學校生徒）である。即ち、學校教育を受けつゝ、あるものであると言ひ得る。そして、これらの學生生徒達は、自分の家から、夫々相當の學費を貰つて居るけれども、それらの青少年達は、又、その市町村なり、府縣なり、國家からも、多大の經費を支出して貰つて居る。殊に、大學生あたりの青年になると、一年一人あたり少くも一千數百圓つゝ、の國費をかけて貰つてゐる勘定になるさうである。ところが、さうして、多額の國費に依つて、最高學府に學んだ青年達の中には、卒業後、就職の出来ないものがザラにある。何の爲に學問したんだかさつぱり分らない者がある。中には大學卒業生であるから就職が出来ないと言ふ珍妙なものもある。これなごは、全く譯が分らない。又、中には、その在學中、不謹慎にも、思想上如何はしい程度位ではない、全く赤化して仕舞つた連中さへある。彼の共產黨事件に關係した青年達は、大學生や大學卒業者が多かつた様に聞いている。それらは、單に、思想が左傾的になつた程度でなく、ロシヤの二の舞をしゃうと企圖した者である。これは現在に於ける教育制度のよくない一端を暴露したものであると見て差支へない。即ち、現代教育制度に缺陷のある證據である。

更に中等學校を始め、各専門學校等の入學試験地獄の現状はさうしたと言ふのだ。殊に、實業學校への入學希望よりも中學校への入學希望者の多いのは一体さうしたと言ふのか。而して、中學校卒業生や高等學校の卒業生達の就職難の慘目さは殊に甚だしい。

しかも一面産業萎微不振の現状はお話にならない。

これらの現實は、何を意味し、何を物語つて居るかと言へば、結局、現状の教育制度がよろしくないことを聲高く

歌つてゐるものとみて間違はない。

形式的、劃一的で、且知育に偏奇した今日の學校教育を受けた青少年は、その學校を卒業しても、自己の生活を保證されない限り、謀叛心を起し易い。假令、その者が就職することが出来やうとも、不完全な教育を受けた者には、確乎たる信念の持ち合はせがなない爲め、その思想が悪化して問題を惹起し易い。つまり人間が出来てゐないからだ。無闇矢鱈に學問させるだけで、有爲な人材を養成することに重きを置かない現行教育制度の下にあつては、所謂高等遊民を増加せしむるばかりである。知識階級の失業者や未就職者の増加程始末に終へないものはない。得てロクでもないことを考へたり、企てたりするからである。それも單に、そのもの一人だけの不幸に止まれば心配はないが、思想の悪化は、肺病なごの様に、傳染が早い上に、その結果が恐ろしいから困る。

さうした青少年を輩出する現在の教育制度は、決していゝとは言ひ得ない。否、教育制度、學校教育はいゝのだが、さうなる者が悪いのだと言ふ者があるかも知れないが、その責任の一半は教育制度の缺陷に在ることは免れない。

だから今日の青少年の思想の悪化を防止するには、さうしても、現行の教育制度に一大改革を加へて、學校教育を刷新する必要がある。

即ち、もつと、中學校の數を少くして、實業學校を多くし、大學の數も現在よりは思ひ切つて少くして、と思ふ。その代り、實業的専門學校を殖すか、乃至は小學校を卒業したゞけて、種々の事情で上級の學校へ入學することの出来ない青少年の補習教育に、もつと力を入れなければならないと思ふ。一体、國費なり、地方費なりは、中等以上の教育を受ける青少年のみの爲に、餘りに消費しすぎて居る。言ひ換へれば、小學校及び義務教育を卒へたゞけて、上級の學校に學ぶことの出来ない不遇であり不幸である青少年は、教育の機會均等を與へられないのみならず、その補習教育の如きも、殆ど考慮されてゐない實況である。しかも、その教育の機會均等の恩恵に浴しない青少年者

の數は決して少くない。彼の最高學府在學中の青年學生に比すれば問題にならない程其の數は多い。加之、其の一は、多額の國費を濫費して却つて國を危くせんとする企圖に参加する不良學生をさへ出すかと思へば、その一は、一年一人當僅々十圓内外しか費されて居ない實業補習教育を辛うじて受けつゝある慘狀である。何と言ふ不公平な教育制度だ。何と言ふ不均等極まる教育制度なんだ、と言ひたくなる。一体中等程度以上の學校に學び得る資産を有するもの、子弟にのみ公の又は國の教育費を餘計費され、然らざる貧乏人の子弟、しかも、地方に在つて現に實業に従事しつゝ、あるもの、補習教育が殆んど顧みられてゐないとは何事であるか。

徒らに多額の國費を費やして高等教育を施し、尙且つ、青年の思想を悪化せしめ、爲に國家の存立を危殆ならしむるが如き現在の青年に對する教育制度は、さうしても改革せねばならない。

又無産者なるが故に、無産者の子弟なるが故に教育の受けられないもの、爲に、適當なる育英施設をなすことも亦青少年の思想悪化を防止する一方途であることは恐らく贅言を要しないところであらう。

第四節 生活改善と社會制度の改善

茲に謂ふ生活改善とは、主として、吾人の日常生活に於ける惡風惡習の改善、即ち、風俗習慣の改善を指すものであり、社會制度の改善と言ふのは、社會主義の様に、現在の社會組織を、その根底から破壊しやうといふのではなくて、何處までも、共存共榮の立場に於て、誰もが、より幸福を増進するやうに、社會全般を美化し、ともすれば、冷酷に墮せんとする社會の現状を匡救し、愛と敬と信に充滿した光輝ある平和な社會にしようと言ふのである。

即ち、本節に於て言はんとするところは、風俗習慣の改善並に、社會政策の遂行乃至社會事業の徹底と言ふことである。

ところが、この事は、獨り、青少年の思想悪化を防止する上のみ必要であるばかりでなく、一般民衆の思想悪化

を防ぐ爲にも、亦必要であることは言ふまでもない。

今日、何の氣なしに行はれつゝ、あるところの風俗習慣の中には、特に、青少年の思想悪化の上に影響するところのものが少くない。

例へば、青少年者に對し、特に、風俗習慣上禁斷を強要して居るに拘はらず、成年者には、それが一向差支へないものとして許容乃至認容されて居ることが存外少くない。

尤も、生理學上有害であるとされて居る事は、法令を以て取締つて居る。しかも、それに違背したものに對しては刑罰さへ科することになつて居る。勿論それは、國家が、未熟者である青少年の心身を保護する立場乃至精神から、當然、さうあるべきものであらうけれども、その事柄に依つては、さなきだに醜惡ならんとする社會を、より美はしく、より清らかなものにする爲めには、之を一般に禁止すべきが至當であると考へらるゝものがないではない。今、假りに、それを、極く卑近な飲酒の例に就いて考へて見ることにする。

一体、酒なるものは、俗にキチガイ水だと稱して、之を多く飲用すれば、その殆んざ凡てが、自制力を失ひ、過失とか失敗とかをし出かすことが可なり多い。そして、世間の人達は、この場合、仕方がない「酒の上のことだから」と、極めて寛容である。

けれども、其の人々に依つて、俗に言ふ酒癖なるものが夫々にある。しかも、その癖なるものは、多くの場合、不道德なものばかりである。由來、酒を飲んで、道德的善行美事をしたタメシを多く聞かない。中には、

『酒は憂を拂ふ玉箒、借金取りも驚の聲』なき、大平樂を並べた世迷ひごとを言ふものがあるが、今日の吾々にはさうしても、さうした心境を理解することは出来ない。

若し、この世の中から、完全に酒を取り除き得るならば、如何に多くの禍が取り除かれ、如何に多くの過ちを免れ得ることであらう。

ところが、彼の禁酒の國、北米合衆國の實況はさうだ。現に、酒を密輸入したり、密賣をしたり、密造をしたり、乃至、それを、ひそかに飲用するものがあるではないか。と言ふものがあらうけれども、それは言ふだけ野暮である。さうした違反者があつたに依つて、何も禁酒國でないといふことにはならない。天晴れ、國法を以て、國民全体にアルコール含有物飲用を禁じたのであるから大したものである。ところが我が國ではさうであらう。青少年者だけに之れを禁じ、成年者や老年者には法令を以て獎勵こそしてゐないけれども、事ある毎にこれを飲用することを習慣上殆んぞ強要否強制させられつゝある。即ち、吉凶禍福何れの場合に於ても、この酒の置かれぬことは殆んぞないと言つてもいい位である。殊に、甚だしいのに至つては、同胞を失ひ、配遇者を失ひ、愛子を失へる場合、尙且つ、酒を飲んでオトムライをする習慣がある。何の爲の酒であるか合點が行かない。或は、その場合の哀愁をマギラス爲めの言は、癡醉劑であるなき、苦しい詭辯を弄する向があるかも知れない。だが、その様な詭辯が主張されよう道理がない。又、酒を、公然、飲み得る者、即ち、成年者や老年者達が、酒に酔ひしれて、青樓に登つて婦女に戯れ、見苦しき酩酊の限りを盡し、尙恬として恥ぢ憚らざる、不良行爲の如きは、これを見聞きする青少年者の思想上に、さうして影響せずと斷言し得るだらう乎。

これらは、ホンの一二の例に過ぎないが、これに類似の惡風習は、いくらでもある。しかも、その多くは、青少年者の思想を悪化せしむるものばかりである。

故に、青少年の思想悪化を防止する爲めには、さうしても、先づ、これらの、惡風習を打破して、吾人の生活を思ひ切つて改善する必要がある。

次に、社會制度の改善であるが、これは、前にも言つた通り、主として、社會政策乃至社會事業の強調に依つて、現狀に於ける社會の缺陷を匡救し、尙進んで健全なる社會を實現せしめやうとするもので、さうすることが、とりも直さず、青少年の思想悪化を防止することになると主張するものである。

凡そ、この世の中に、不平不満の無いものは一人もあり得ないといつて、上は、王侯將相から、下は、非人乞食に至るまで、人夫々に不平不満がある筈である。殊に、青少年期は、不平や不満の多い時代である。それ故、若し、假令、それが自分自身の事でないにしても、社會的に虐げられて居る者を目撃したり、經濟的に恵まれない不憫な者を見聞したりなすと、年にも似合はず同情を寄せたり、義侠に勇んだりして、直ぐに、何が彼をさうさせたか、若くは、何が彼をさうあらしめるのかを考究して、結局、社會が悪いのだ。社會制度がよくないのだと言ふ斷案を早くも下して、社會科學とか、思想問題とか、勞働爭議とかに興味を持ち、その方面の研究に没頭する關係上、外來思想にも染り易いし、自分自身の思想も悪化し易い。それは、未だ世間を多く見て居ない、しかも、幼弱なる彼等青少年者の思考としては無理からぬ傾向ではある。左様な青少年者は、得て物の全体を見究めずして、その一面のみを見て、その物の眞理を肯定しやうとする嫌がある。例へば、彼のマルクスの唯物論を崇拜するマルキストは、只、人生の一面である物質的方面のみに囚はれて、精神的方面を忽如にした偏奇な思想の持ち主であるが如きは當にそれである。

晩近、社會事業が、非常に盛んになつて來た様ではあるが、まだ漸くその形が備はつたゞけで、中には、名實相伴はないものが少くない。従つて、その事業なるものが、不徹底であり、その効果の微弱であるものが少くない。

又、中には、數千萬圓の基本金乃至資金を擁しながら、その事業の一向見るべきもの、ない〇〇〇〇社や、△△會の如きは、眞に遺憾に堪へない。しかも、社會事業を爲し得る能力を十二分に持ちながら、何等見るべき社會事業乃至社會的施設を爲さず、××等に際して分配するところの立派過ぎる記念品や折詰や菓子等に多額の金を無意味に費消しつゝ、あるが如きは、確に慎しむべきことであり、又反省すべきことではあるまいかと思ふ。

然らば、茲に、所謂、社會事業とは如何なるものであるかと言へば、吾人人類の社會的共同生活をなして行く上に必ず發生する所の各種の缺陷、即ち、共存共榮の目的を阻止するところのものごとを、社會的に、その事前に豫防

し、その事後に匡救し、更に進んで、健全なる社會組織の發達を助長するに必要な職能の凡てをいふものである。

だから、育英奨励金等を大いに作つて、無産有才の青少年達をして、中等教育乃至専門教育を受けしむる方途を講ずるが如きは、單に、その一例に過ぎないけれども、彼等の思想悪化を防ぐ一手段である。

尙一般的に社會事業を盛んならしめて、各種の缺陷を緩和したり、乃至はそれを除去したりして、この醜惡な社會状態をして、眞に共存共榮の天國たらしめることは、確に、青少年者の思想悪化を防ぐことに効果があると思ふ。

第五節 青少年に對する職業指導

青少年は、修養期であることは前述した通りであるけれども、その修養は、單なる精神的の修養ばかりではなく、又、單なる体育上の所謂、鍛練ばかりではなく、其の修養の間に各青少年者達の個性なり、特質なりからして、その青少年に最も適應した職業をみつめてやつて、それがモノになるように、その方面に關する智能技能を充分修習させてやらねばならない。それが、茲に言ふところの青少年に對する職業指導である。

青少年者が、自分の個性に適應した職業的技能を修得して、生存乃至生活の確乎たる自信を持つこゝ程、思想悪化を防ぐに効果のあるものは、恐らく、その右に出づるものはないであらう。

即ち、青少年者が、自分の力で、パンを得て生きて行ける自信を持つことは、彼等をして、自主獨立の精神を鞏固ならしむるものであつて、とりも直さず、それら青少年達をして、健全なる思想の持主たらしめることである。

今日、思想の悪化した青少年はと言へば、殆んど凡てが眞面目な職業を持つて居ないロクデなしばかりであると言つてもいい位だ。

それらは、或は、折角學問をしても職業に就き得ないものもあらう。又働くことを嫌忌して、生業を求めない所謂ナマカハものもあらう。又有産階級とまでも行かないまでも、遊んで居ても、食ふことに困らないと言ふものもあら

う。又、中には、就職難の爲めに、働かんとするも、働き得ないものもあるであらう。

とも角、職業は、結局生活である。所謂、生業とは、生活の爲の職業を言ふものである。不景氣とか、産業不振とかで、失業したり、させたりすることは、その産業組織が悪いのと、勞資の協調が圓滿に行つてゐない爲めである。

もつと、科學的に産業の合理化を斷行すると共に、勞力の配給を圓滿ならしめることが必要であると同時に、資本金、企業家は、もつともつと、馬力をかけて、大いに産業を振興せしめて、この就職難を救済しなければならぬ。

それにしてからが、最高學府を出た青年達が、何の職にもありつけないと言ふことは、その者に、俗に言ふカイシヨがないか、若は、その者が無駄な學問をしたことになる。又中には、職を撰り好むために就職し得ないものもある。それらは、最初から仕事が樂で、給金が多くて、体裁のいい、職業にあり付かうとするからである。尙、それを、根本的に批判するならば、今日の學校教育が悪いからである。と言つても、あながち、過言ではない。といふのは、今日、學校で、職業指導をなしつ、あるものは、實科的の教育を施すところ以外には殆んぎないと言つてもいい。それ故、將來、青少年の就學に關しては、此の點を特に考へねばならないと思ふ。誰も彼も、無定見に、實業乃至實科教育を施す學校以外の諸學校に入學することは、徒らに、多額の學費を費すことのみならず、無駄な勉強、役立たぬ學問をすることになるばかりでなく、そのことが聽て、青少年の思想を悪化せしむることになる。

職なくして遊んでゐること程毒なことではない。それ程有害なことはないのである。假令、それが有産階級者であつても、無産階級者であつても、その悪いことには變りがない。

古人は『小人閑居して不善を爲す』と言つてゐる。その不善を爲さしめないやうにするためには、矢張り、職に就かしめることが肝要である。青少年に適當なる職業指導乃至職業教育を施すことは、とりも直さず、それらの思想の悪化を防止することになる。

第六節 保險並に貯金思想の涵養

青少年の思想悪化を防止する一方途として、前節に於て職業指導について論ずるところがあつたが、單に、職業指導乃至職業教育をして、銘々に、就職せしめたゞけでは、まだ充分だとは言へない。青少年をして、就職せしめると共に、保險及び貯金の思想を涵養せねばならない。即ち、青少年の思想悪化を防止するためには、さうしても、この保險と貯金の思想を涵養することが一番肝要である。

東洋の古賢は、吾人に「恒産なき者は恒心なし」と教へてゐる。

成程、尤もなことだと感心させられる。味へば味ふ程、考へれば考へる程名言である。ことに、しかも、危險思想だとか、過激思想だとか言ふ物騒な思想が流傳乃至瀰漫してゐる今日、この教訓が一層燦然たる光を放つ様な氣がする。

過ぐる大正七年、全國的に蜂起した米騒動に際し、焼打ちに参加した者の悉くが、自分で自分の家を所有してゐないものばかりであつたことに就いて考へても、恒産なきもの恒心なきことが證明せられる。

又、東洋の古賢は『衣食足つて禮節を知る』と言つて居る。これも、尤も至極なことである。着るものもなく、食ふものもなくしては、禮儀どころの騒ぎでない。裸体であつたり、飢餓であつたりしてゐたのでは、禮儀だとか、節度とかは守れさうもない。矢張り、衣食足つてこそ始めて人間並に禮節が守られる譯で、何れかと言へば、常に、衣食にこと缺く徒輩に、禮節を守れと言つてみたところて埒のあかない話で、衣食足れば、自ら禮節を盡し得ることになる。尤も、中には例外もあるにはある。けれども、今日、吾々人間社會に缺くところのものは、種々あらうけれども、就中、その最も甚だしいものは、敬愛の念が著しく稀薄になつて、禮節が輕視されて來たことである。これは、確に思想の悪化であるといつていい。のみならず、若し、青少年にして、この保險なり貯金なりの思想が全然涵養さ

れてゐなかつたならば、前章序説にも言つた通り、××縣に於ける或る一部の青年のやうに『吾々プロレタリアは』云々と、恰も、自分自身がプロレタリアであることを誇るかの如き高言を敢てし、且つ、その者の思想は彌が上にも悪化するこゝになるであらう。

だから、特に、青少年の思想悪化を防ぐ道の一つとして、保険並に貯金思想の涵養を主張せんとするものである。全く、今日の青少年で、簡易生命保険位に這入つてゐない様な者は駄目だと言つてもいい。と言ふと、まだ這入つてゐない青少年は憤慨して、何が駄目だ。と食つてかゝるかも知れない。だが、それは、人生と言ふもの、全体を見通してゐないから起る憤激に過ぎない。

又、今日、預金通帳の一冊も持つてゐない様な青少年は駄目だと言つていい。と言ふとこれ亦持つてゐないところの青少年達は、何が駄目か、と反問するかも知れないが、實際、そんな、駄目なしは駄目なしだから仕方がない。

今日、自主獨立の精神に富んだ立派な青少年はと言へば、先づ、自ら、生命保険をかけ、且つ、現に、自らに預金乃至貯金を不斷になしつゝ、ある青少年者であると思ふ。如何にその青少年が口で立派なことを言つたり、筆で立派なことを書いたり、又は、如何に精神上の修養をしたとしても、この保険と、貯金の二つのことが實行されてゐないならば、その青少年は、青少年として何等價値のないものであると言つても大した間違はない。何故なら、保険に入り預金乃至貯金をする程の心掛けのいい、青年は、必ずや勤勉努力の人であるからだ。

かくて、青少年にして、生命保険乃至簡易保険に這入つてゐるとゐないのとは、既に、その心持ちだけでも違ふ。這入つてゐるものは何を言つても心に落ち付きがある。自然驕激な思想にならんとしてもなり得ない。然るに、之れに這入つてゐない者は浮いたか瓢箪で、不真面目に流れ易い。だから、兎もすれば、容易に左傾とか悪化とか赤化とかになる虞がある。

又青少年にして、平素預金なり貯金なりをしてゐるものと、してゐない者とは、その心持ちだけでも甚だしく違つてゐる。そして平素貯金なり預金なりをしてゐるものは、自主獨立の精神に富み、將來有爲の青少年であることを如實に證明してゐる。然るに、有る時勝負で、一文の蓄へもしてゐない青少年の思想は、それ自体が既に浮華放縱であることを證據立て、ゐる。しかも、さうした不心得な奴は、自分の生活に對し、頗る無責任である。貯金乃至預金は道徳的であると言ふ觀念をば毫頭持つてゐない徒輩である。さうした連中に限つて何を考へ出すか知れたものでない。又何をしてかすか分つたものでない。丁度緊留されてゐない狂暴な馬みたいなので、危険で危険で仕様がな

い。

貯金乃至預金がなし得るに拘らず、之れをなさず、吾々はプロレタリアである、なんと言つて威張つてゐる青少年が現に往々まごころでなく、仲々多いのに驚く。

貯金は一銭からである。さう最初から、巨萬の貯金とか預金とかいふものはあるものでない。貯金の精神は、絶へず小額つゝ、貯蓄するところに眞の値打ちがあり、そこに貯金する人の健實な精神があるのであつて、貯金通帳なり預金通帳なるものが、その者の人と爲りを卒直に物語る参考資料になると言ふのはソコを言つたものである。

おれはプロなるが故に、貯金が出来ないと言ふ考へは全然間違ひである。出来ないと言ふのはナサないのである。貯金をしないことそれ自体が既に思想悪化ではあるまいかと思ふ。

吾々人間は、誰でもその分に應じて夫々貯金をする義務がある。それは聽て自己の生活を保證することであり、聽て又、立派な道徳的行爲であると看做すべきであると思ふ。

何を言つても、自己の生命を保險し、自己の生活を安定ならしむることは、確に思想の悪化を防止する最良の方途であると信ずる。殊に、それが青少年程効果が多い。

第七節

武道及び國民體操等の普及獎勵

茲に、青少年の思想悪化防止の一方途として、特に武道及び國民体操等の普及獎勵を云爲せんとするものは、單に、その日本古來の武道によつて、又國民体操等の勵行に依つて、所謂國民精神のみを涵養しやうと言ふのではない。寧ろ主たる目的は、心身の鍛錬にあるのである。と言へば、中には、馬鹿な、苟も、武道なり体操なりをやらうと言ふものが、心身の鍛錬を目的としないでさうするんだと揚足を取る物好き屋があるかも知れないが、ここでは、思想悪化の防止策として、特に、武道及國民体操等を論ずるのであるから、一寸、普通體育の目的を論ずるのは聊か趣が違ふ譯である。

『健全なる精神は健全なる身體に宿る』

と言ふ格言がある。即ち、この格言が、果して道理に叶つたものであるとしたならば、不健全な精神の持主は、不健全な身體の所有者であり、聽て、身體の不健全なものは、思想が悪化するものであらうことを考へても、あながち、不當な考へてあるとは言へないであらう。

その昔、社會主義者として其の名を轟かした某々達は、何れも、その身體に疾病があつたさうである。爾來、さうした方面の研究學者は、果して、思想の左傾と生理的疾患との關係を結び付けて居る。さうした説が、何處迄、科學的根據があるか知れないが、事實は事實として認めねばなるまい。ところで、昭和二年に起つたのではなくバレル彼の共產黨事件に連座したインテリの面々は、その心身に何等故障なく、且つ、經濟上にも、餘り窮迫してゐないものが多かつた様であるが、尙、具に検査をすれば、必ず心身の何れかに缺陷があるものに相違ない。又、經濟上餘り窮乏してゐないものがあつたと云ふのは、青少年者の多くが、金の如何に尊いものであるかを知らない所謂脛かじりであるからだ。

心身をさへ健全に鍛へ上げれば、その者の思想は、自ら、平穩中正に歸するであらうことは多言を要しないところである。

心身の鍛錬をすすめるためには、我が國古來の武士道の獎勵が何よりであると思ふ。劍道にしても、柔道にしても、體育獎勵にはモツテコイの好運動である。しかも國民精神はその運動の間に、自ら、打ち込まれ、涵養せられる。若し、さうした精神が這入らないものだつたら、劍道でもなければ、柔道でもない。それは所謂劍術であり柔術である。

又、茲に、國民体操等と言つたのは、國民体操と名付けられて居るものの外に、寛博士や二荒伯爵らの獎勵せられて居る『やまとばたらき』なぎがあり、その他、特に、獎勵したいものに唱歌がある。或は音楽と言つてもいい。この音楽程情操を純真ならしむるのに効果の多いものはない。殊に、唱歌なきは、歌詞及び歌曲によつて、徳性が養はれ、美感が養はれる。

就中、國家『君が代』の如きは、場所によつては、餘りあらたまり過ぎるやうなことがあるけれども、何時何處で歌つてもイイものである。殊に、我々國民として、式場で大勢揃つて、之を奉唱する時は何とも言へない莊嚴な氣分に満たされる。そして、その誰もが、その歌に籠められた精神になり切つて仕舞ふから妙である。

その他、青年團歌等の合唱なきは、体操の獎勵と共に、確に、思想悪化を一掃するの概がある。

『古い國柄、わしらは若い』

山と川とは搖籠だ

さうださうだ生れの生へぬきだ。

いまにお國の後繼だ。

時はよい秋、わしらは若い

若い日本の起つ秋だ

さうださうだ世界のしのめだ

いまにかがやく朝焼だ」

之を高唱すれば、氣自ら爽快となり、心自ら浩然となる。

又「朗唱」もいゝものである。

「嗚呼 興亡盛衰の相移る。何ぞそれ速かなる。一度世界に覇を稱せる、英傑の跡今は皆空し。豪華に驕れる古帝京、何れかは廢墟とならざる。唯、此の君のしのしめす。吾が此の國のみ移らず替らず。常に新に常に榮えて世の盛衰興亡の外に立つ」

なき、これも、青少年達が大勢で、朗々と合唱すれば又格別いゝものである。これは、小林一郎氏の「日本精神」の一節であるが、この外、吉田絃二郎氏の「日暮れたり」でも、又、矧川志賀重昂氏の「三河男兒歌」でもいゝ。

ところが、彼の淫靡卑猥ならざるも、軟弱極まる俗歌を微吟低唱して、カフェーあたりで、ウエーターを相手に、赤い酒や青い酒に酔ひしれたり、つまらない室内遊戯に熱中して、如何はしい女性の歡心を買つて悦に入つて居るのが、今日の一部青少年の現實である。

何といふ忌はしいことだ。

さうしても、今日の青少年に對しては、先づ以て、體操とか唱歌とか言ふ方面から、彼等の精神剛健ならしむる必要がある。

それは、總て、彼等の思想悪化を防止することに役立つからだ。

彼のチエツコスロバキヤのソコール運動はさうであつたか。そのソコール運動によつて養はれた國民精神は、遂に、彼の國をして獨立せしめたではないか。

又、彼のイタリーに於けるファーストはさうであつたか。ムツソリニーをして宰相たらしめたばかりでなく、爲めに、全く彼の國を救つたではないか。

しかも、その兩者共、若人の熱烈燃ゆるが如き運動であつて、只管、國を愛する真情の凝結に外ならない。

第八節 信仰的勤勞と感謝的生活

吾人は何故働くか。又、吾人は、何故働かなければならないのか。と言ふ疑問にフトぶつかることがある。そして、それは、食はんが爲めであるとか、生きんが爲めであるとかと言ふ殆んごキマリ切つた理由に誰もが到達するようである。が、さて、それなら、一體全體人間は、食ふために生きてゐるのか、生きんが爲めかと言ふことになるが、それは、お互の見ように委せるより仕方がない。即ち、人夫々に其の人生觀が違ふ。或る者は働くと言ふことは人間の務めだと考へて居るものもあらう。又或る者は、働くといふことは樂みであるからだと考へて居るものもあるであらう。

ところが、その働くといふこと、勤勞といふことは、決してラクなものではない。汗の出る仕事である。それ故、動もすれば、勤勞といふことを厭ふものが多い。殊に、青少年にその傾向が多い様である。尤も、青少年の多くは、扶養義務者でないからであらうが、兎角、勤勞に服することは、イヤ顔をしない。でも、人一人前に「勤勞は神聖なり」なきと、口幅つたいことを言ふには言ふけれども、精勵克く其の業に忠實である青少年は、そうタンとあるものではない。

人間が人間として負はされた勤勞が、イヤであることそれ自體が既に思想の悪化である。

然るに、世間には、何も働かないで遊んで食つて居るものが存外多くある。遊んで食つてゐるどころではない。却つて、さうした者に限つて贅澤な生活をして居る。そして、その反對に、朝から晩まで働きつづけても、食ふに事かある者もある。其の勤勞者の働きこそは牛得の命懸けてある。だから苦痛もそれだけ多く、そして心配もそれだけ大きい。そこで、彼等は、一体この社會は、何故、この様に不公平であり、不平等であるかなアミ、思はず知らず、今更

の様に嘆息を漏らして、遂に、この社會を呪ふ様になる。其の結果がさうかと言ふと、おキマリの思想悪化である。さうしたところへ、主義者達の巧妙な宣傳によつて點火されたら、それこそタマつたものでない。忽ち、文字通り赤化して仕舞ふに違ひない。

て人間は、さうしても、信仰的勤勞の法悦にひたる嬉しみを會得する様に修養することが肝心である。殊に、修養期に屬する青少年者は、其の心掛けが一層大切である。

西洋の神話で言ふと、アダムとイヴが、若しサターンに騙されなくて、エデンの智慧の實を取つて食はなかつたらば、恐らく今日の男と言ふ男は、一生涯、或は勞務とか勞役とか勞働による苦痛を知らずに濟んだかも知れない。又女と言ふ女は、分娩時の苦痛を知らずに濟んだかも知れない。

全智全能の神は、アダムに向つてウマイことを言つて智慧の實を味つた裁きをされてゐる。

「智慧淺い女人の言葉を聴き禁制の神木を汚した汝が爲めには、その神木を生じた大地が怨めしいであらう。されば、怨めしいその大地に蹴を入れて、額に流れる汗の玉を以てその日その日のパンを買ひつゝ、大地から出た汝の五体が、やがてその大地に歸る日を待つがよい」

これによつて、彼アダムの運命は定まつた。それは聽て、吾々人間の運命となつたのである。

今日、吾々人間が、地上で働かなければならないのは、神様の人間への裁きて、人それなりに、その負ひめを果さなければならぬ様に運命づけられたものである。だから、人間は、この勤勞することに依つてのみ、人間の人間たる價值が存在するものである。と言ふ様に、勤勞と言ふものに對する考へ方を信仰に結び付け、勤勞に對する信仰を持つことによつて、その勤勞上の苦痛を少くし、危険を防豫し、且つ、能率を増進せしめやうとするものである。

凡そ、物事は努力ばかりでは成熟するものではない。努力以上即ち人力以上に偉大な力は信仰であることを忘れてはならない。彼のツエツペリン伯號の總指令エツケナー博士は、全世界の人々に圖らずも一つの教訓を垂れた。と言

ふのは、客年ツエ伯號世界一週の成功は精巧なる機体即ち科學の力に、練達せる操縦即ち人力との外に、偉大な信仰の力があつたからだと同博士自ら言つて居るからである。

科學を超越して、より能力を發揮するものは、人力の上に信仰が加へられるからである。若し信仰と言ふものがなかつたならば、否、信仰といふものを有たなかつたならば、偉大な發明も、發見も、成功も、恐らく出來ないであらう。無信仰者が、如何に努力しても、又如何に勞力を費さうとも、その者の豫期しつゝある結果を完全に得ることは、恐らく不可能であらう。さうした場合、信仰のないものは、間違ひなく自暴自棄に陥り、果ては、その者の思想を悪化せしめることになるであらう。

それに反し、若し、信仰を持ちつゝ、一生懸命に努力したならば、彼の精神一到、何事かならざらんの格言に背かず、必ず、そこに、或る超人的偉大な力が加はつて、豫期以上の好結果なり、成功なり、發明なりをすることが出来る。そして、自分は、さうして、斯くも偉大な仕事を成し得たであらうか、神佛の加護かも知れない。有難い——と何時しか感謝の念が起つて來るであらう。そして、その者は、聽て、その日その日を、楽しい楽しいものにして行くであらう。即ち信仰による人生は、感謝の生活を營む人々の一生涯であると言ふことが出来る。

若し、その人々の生活の上に、さうしても感謝の念が起つて來ないならば、その生活はロクなものではない。不平や不満に閉ざされた生活を營んでゐるものに、さうして感謝の念が起り得るであらう。そしてそこに思想の悪化が胎し、そこに思想の悪化が芽ばえるであらう。

だから思想の悪化を防止する爲には、さうしても、その者に、信仰的勤勞と感謝的生活をなさしめることが一番大切である。殊に、このことは、青少年に最も肝要なことである。何故なら、青少年は兎角、信仰とか感謝とかいふことを輕視する傾きがあるからである。

一体、信仰とか感謝とかを輕視することそれ自体が既に思想の悪化であると言ひ得る。

第九節 金剛不動の基礎的精神の培養

茲に謂ふ金剛不動の基礎的精神の大切なことは、獨り、青少年者のみに限つたものではない。我が國民の誰もが等しくそれを必要とするものである。就中青少年者は、思想がまだ固つてゐないから、特に、金剛不動の基礎的精神の培養が肝要である。而してその精神が培養されることに依つて、青少年者の思想悪化が防止されると言ふのである。然らば、茲に言ふ所の金剛不動の基礎的精神とは如何なるものかと言ふに、それは、恰も、彼の釋尊が金剛寶座で悟られた様な確固不拔、牢乎として動かすべからざる信念に基礎づけられたところの正大無邊にして、且つ、公明至純なる我が國民精神を指稱するものである。

國民精神は、又獨り我が國民のみが有するものと限つたものではない。世界何れの國にても國民精神はある筈である。だが、その國の歴史と、其の國の國民性によつてマチマチであることは言ふ迄もない。而して、その國民精神が、よく涵養されよく振作されてゐる國は、常に隆盛であるが、然らざる國は、常に不振であり、軈て衰亡するタメシに古今東西の青史が克明に立證して居ることも亦誰もがよく知悉してゐる所である。更に又、その國の盛衰興亡は、その國の經濟や、物質的文明の如何が左右するものでなく、その國の國民精神の振否如何に依る場合が多いと言ふことも殊更喟々を要しない事實であらう。即ち、その國の衰頹滅亡は、その國民の精神の弛緩乃至その國民の思想悪化に依るのである。殊に、青少年の思想が一番悪化し易い。しかも最も恐るべきものである。何となれば、青少年は、血氣にはやり易く、感受性に富むのみならず、その思想がまだ充分研練されて居ない。加之、何れかと言へば、青少年者は建設性よりは破壊性の方が多く、且つ彼等の胸中には、赤々とした改造的熱情が燃えんばかりに堆いてゐる。若し、誤つて、之に點火されようものなら忽ち爆發する。假令、點火しなくても、火を近づけることが既に危険なのである。彼等青少年の特質は、序説にも言つた通り、敢行とか敢爲性が熾烈であり、一面又、高遠な理想の

實現に向つて勇往邁進したがる。しかも、そのことに依つて、よし、自分自分の生命をなくしようともかまはない。否、却つて、さうした犠牲を至大な榮譽と心得、時に、飛んでもない過失乃至失敗をし出來すものである。

今日、青少年者の間に思想悪化乃至左傾思想の問題や事件が頻發するのは其の爲である。けれども、國家の存在を危殆ならしめる様な思想こそは、さきまでも之を防止し、之を全滅しなければならぬのは言ふ迄もないことではあるが、青少年者の思想傾向の現實は、遺憾ながら、病膏盲に入つた觀がありはしないかと思ふ。

名を社會科學の研究に藉り、降雨が大地の下に浸潤して行く様に、ジリジリ種々なる方面から、青少年者の思想を悪化せしめつゝ、ありはしないだらうか。

彼の昭和二年の共產黨事件によつて、さうした懸念が、大膽に曝露され、國民は爲にすつかり寒心させられて仕舞つたのだ。

又、昨年、何故、アノ様に全國的にしかも大が、りな教化總動員を行はねばならなかつたであらうか。しかも、その運動要項の主たるものは、國體觀念を明徴にし國民精神を作興することであつた。ところが、あの運動は、單に、之を強調し、之を宣傳したにすぎなかつた。けれども、今茲で、教化動員に於ける運動の效果に就いて餘り多くを言ふ必要はないとしても、あの運動の實質はとりも直さず國民の思想悪化を防止することであつたことは否めない事實であつた。然く現下に於ける我が國情は、あゝした大運動をなさねばならない程に、危殆に瀕しつゝ、あつたであらうかぎうかは斷言する限りではないが、少くも時の政府が、さうした運動の必要を認め、あゝした運動を實施したことは、國民思想が著しく悪化しつゝ、あることだけは明かに裏書きしたものであると言つていゝ。

左様に、國民、就中、青少年者の思想は事實に於て悪化してゐる。又、より悪化せんとしつゝ、ある。

その悪化の主たる原因は、結局その青少年に、所謂、金剛不動の基礎的精神が涵養されてゐないからである。それ故、如何はしい外來思想に觸れると、それに打ち負かされて仕舞ふ。

何言とふ情ないことだ。

何と言ふ意氣地のないことだ。

如何なる赤化的魔手が及ぼうとも、如何なる左傾的脅威が迫らうとも、毅然として、それに屈服しないだけの確乎不拔の基礎的精神がチャンと涵養されてゐなければならぬ。

又、假令、左傾的外來思想が巧みに押し寄せて來ようとも、その不合理を看破し、その矛盾撞着を指摘し、批判し得るだけの力が培養されてゐなければならぬ。

たゞし、無理解的に、何でもかでも外來思想を排斥せよと言ふ所謂ワカラズ屋であれといふ程野暮でない様にしたと思ふ。

今日の青少年は、頭ごなしに、徒らな壓迫や、干渉では承知しない。だから、第一に、先づ、國民精神の作興をするなら、其の作興することに、些の疑問を持たしめるようなことがあつてはならない。又國民觀念を明徴にすることにしても、腹の^ドン底に落ちる様に、明徴にしてやらねばならない。それを、なんでもかんでも吾々はさう思はなくはならぬ、さう感じなくてはいけない、と言ふだけでは到底今日の青少年は満足しないであらう。何故に吾等青少年は然く信じなければならぬかを、光輝ある我國三千年の歴史によつて明確に指導してやらねばならない。彼等青少年が我が國体上に持つ疑問は明解して釋然たらしめねばならない。その様にして研練し到達したところのものが即ち金剛不動の信念であり、精神であり思想であるけれども、聊かでも、疑ひや、迷ひや、惑ひが存する間は、さうしても究極の信念を得ることは出来ない。

かくて、金剛不動の基礎的精神乃至思想によつて外來思想を消化する力を培養することは、結局、思想悪化防止の一方途である。

第三章 青少年思想善導の道

思想善導の目標は、結局、彼の教化運動に於ける、國體觀念を明徴にし、國民精神を作興せしむること及び經濟生活の改善を圖り國力を培養することに盡きるであらうけれども、特に、青少年の思想を善導する道に至つては、彼の教化動員に於けるが如き形式的で、しかもお祭り騒ぎでは追つ付かない。

以下八節に分ちて、各方面から、青少年の思想を善導する道に就いて論ずることとしたのであるが、既に、前章に於て、思想悪化防止の途を論ずるにあたり、その善導の道をも、大方、併せ論じた様な氣がするので、本章は彼此補足するに過ぎない感があるかも知れない。

第一節 教育乃至修養機關の刷新

青少年の思想善導第一の道として、教育乃至修養機關の刷新を挙げなければならない。それは、教育機關なり、修養機關なりが、青少年達の思想善導乃至研練の根源となるべきところであるからである。ところが、かように刷新とか改善とか言ふと、その対象である教育乃至修養機關の現實が陳腐であり野暮であり間尺に合はないものばかりかと言ふに必ずしもさうばかりでもなさうであるが、實績とか効果とか言ふ上から見ると、現在の學校教育は『不出校門』的教育であることをさう否み様もない。

又今日の學校教育は、所謂教授的であつて所謂研練的ではない。即ち、小學校、中學校等の普通教育に於て、精神的訓練をするにしても、乃至は、修身とか倫理とかを説示するにしても、現代に即した活事例によつて、しかも研練的に修得せしめねばならない筈であるのに、其の多くは所謂ツメコミ主義が多い。それに青年が専門學校に進むと、科學の研究が比較的自由になり、且つ、原書がそろ／＼讀める様になるので、マルタスの餘剩價值論でも縊いて感心

したり、或は、プロ文學もの、創作に熱中したりする。その中に、段々深入りをして、頭がボウとなる。そして自分の赤色に染つたことに気が付かぬ様になつて仕舞ふ。しかも、何時しか大それたことを考へ行ふ様になる。かくて、小中學校で、折角、築き上げた國民精神も、思想善導も、呆氣なく崩壊されて仕舞ふことになる。

文部省は、最近、學生生徒の思想を取り締らせる爲めに、各専門學校に主事を設置した。あの學生主事とか生徒主事とかによつて、よく學生生徒の思想を取締つたり善導したりすることが果して出来るかさうか頗る疑問である。從來あつた生徒監といふもの、名稱を生徒主事と改名したことが、直ちに、學生生徒の思想悪化防止乃至善導上に効果のあるものとは思はれない。

又、よく學校が、所謂モチカネ者の處分方法の奥の手として無遠慮によく使ふのは、期限付きの登校禁止や無期停學等である。さうした脅威によつて、彼等青年學生の左傾的思想を、餘儀なく引つ込めさせて置く程、不自然極まる、しかも、無効果な愚作はない。

或は又、一人の乃至は一部の學生生徒を教化し得ないところから、その學生生徒の在籍することに依つて他を害ふ故を以て、可哀相に、其の不良學生生徒は、放校又は退學を命ぜられる。身から出た錆で仕方がないこと、は言へ、學校としては、これ程無能で、これ位無責任で、これだけズルイ處分方法はない。その學校でさへ困る程の者を、社會へ追つぱり出してさうなるであらうかを考へた時、慄然たらざるを得ないものがある。學校は生徒の入學に際し、退學せざる事を各生徒に誓はしめるではないか。

苟も、學校が左様にして一旦入學を許した以上、その生徒の教育上の責任は、さこまでも引受けることが本當である。にも拘はらず、さうした誤れる處斷を敢てするが如きは、其の學校並に職員の恥辱であるのみならず、その生徒の、又は、他の生徒の思想善導の何ものでもないことを惟はねばならない。

又専門學校や大學に於て、社會科學乃至思想問題に關する講義をする場合、唯單に、その理論を解説するだけであ

つてはならないと思ふ。その眞理、主張、主義に對する欠陥、矛盾、撞着を指摘するか、生徒自らにそれを考究せしめねばならないと思ふ。

又或る思想なり主義なりを討究した結果、成程不合理な點は更にはない。さう考へても無理はない。當然さうあるべき筈だ、といふことが明瞭になつた以上は、これを、強ひて御用學者式に彌縫したり、姑息を言ひ繕ひをして誤聞化してはならない。寧ろ、それを、我が國情に如何に適合せしむべきかに就いて研究討議する様になければならないと思ふ。

次に、茲に、教育機關と區別して、特に修養機關としたのは、學校以外に於ける青少年の修養機關のことで、今日、我が國に實施されて居るものは、青年訓練所と實業補習教育とである。然るに、この二つながら、普通の學校教育に比べると、餘りに力の入れ方が微力であり、餘りに現在の遣り方は無効果的である。こと程左様に青年訓練も、實業補習教育も不振であり有名無實のものが少くない。一般青少年の思想善導上、最も力を注がねばならない修養機關が事實遺憾なく活用されてゐないことは甚だ怪しからぬことである。其の施設が悪いのか、其の土地の青少年が自覺しないのか、若くは其の兩方の責任である。若しさうだとしたら、大いに刷新を圖つて振興せしむる要がある。

今日、青年訓練所又は、實業補習學校で科しつ、ある公民科なるものが、されだけ生徒のモノになつて活用されつゝ、あるであらうか。

只、青年訓練所及び全充實業補習學校に於てさうやらモノになつたらしく思へるのは鐵砲を擔いでオチニオチニをやる教練だけだ。その教練も軍隊教練そのまゝだ。戰鬥力を作るところの軍隊教練そのまゝだ。青年訓練所に於ける教練の目的は、戰鬥力を養成する筈では決してない。青年訓練の目的を穿きちがへて居る指導者たちは、現代の青少年達を、方向違ひにグン／＼引つ張つて行きつ、ある。又、實業補習教育にしてからが、その目的である課程が實益的に有効に科せられてゐるかさうか、又、それが、現に役立ちつ、あるかさうか大に疑問である。

更に、根本的に之を論ずるならば、共に青少年の修養機關であり、しかも、その目的が殆んど同一であるに拘らず國家は、青年訓練所と實業補習學校と平氣で並立させてゐるのは一体全体さういふつもりであるか其の眞意が分らない。文部當局は、左程に無定見でもあるまいと思ふが、何れか一方にして、その内容を充實せしめ以て青少年の修養機關に一大刷新を加ふべきである。さうしない限りは、青少年達の思想は、恐らく調子よく善導されないであらう。物質を離れて精神なく、精神を離れて物質はない、なき、よく言つたり聞いたりする。

若し、さうしたことが果して眞なりとすれば、精神方面だけの教育なり修養なりで、思想が完全に善導され得るものだなきと考へてゐるならばトンでもない間違ひである。さうしても、青年訓練所にしても、實業補習學校にしても普通學課以上に職業科をうんご役立たしめる様に課して行かなければならない。彼等青少年者を教育乃至修養機關に於て、獨立自營の確信が出来る迄に、その知識技能を修得せしめなくては思想善導もなんにもあつたものでない。

如何にして我々は現在乃至將來食ふべきか、又如何にして生くべきか等の不安を抱きつゝある青少年達に、如何に思想善導の訓話をして見たところで、如何に國民精神の講演を聴かしたところで、何んな利目があるであらうか。却つて、彼等青少年達の嘲笑を買ふに過ぎないであらう。

今日の學生生徒の心理的趨勢は、修身とか倫理とかを輕視し、一時、殆んど馬鹿にし切つてゐた体育とか競技とかを重視する様になりつゝあることは、彼等の思想善導上見逃がしてはならない點であつて、この傾向は、從來、乃至は、現在に於て、課せられつゝある陳腐な修身や倫理によつて、無理矢理に鑄造せられる思想の殻を破つて、青少年者らしい瀟灑たる競技や登山等のスポーツによつて、自己の人格を完成し、又は、協同の精神を養ひ、その他、體驗的に、共同生活上の諸徳目を履修しようとする現はれておると言つていゝものだと思ふ。彼等が、その事を意識してゐようとするまいと別に問題ではない。只、要は、さうした傾向を、巧みに思想善導に結び付けることが肝要であると言ふだけだ。

第二節 青少年團の指導

近時、青少年團運動といふことが盛んに高調される様になつて、各町村毎に青少年團があり、各都市毎に聯合青年團があり又各府縣毎に聯合青年團があり更にそれを全國的に聯合したところの大日本聯合青年團なるもの組が織されて居る。寔に、盛んなるかなである。それは、男子だけではなく、近時、處女會迄が女子青年團等と其の看板を塗り替へて、サツキ會、アヤマ會等の優にやさしき乙男女らが、子青年團と對等的旗印を掲げて、甲斐々々しく活動する様になつて來たことは、確に注目し得る新傾向である。

尤も、少年團だけは、現在に於ては、未だ青年團のその様には發達してゐない様である。

又、女子が近時殆んど男子に負けない輕快な風体を思ひ切つてする様になつた。さうした時代になつたのであるから、聊か、イカツイ感じはするが、處女會なんと言ふよりも、女子青年團と言つた方がモダンのていゝのかも知れない。こと程左様に現代の女性は勇敢になつた。さうかすると、今日のニヤけた男子青年達は、その後へに瞠若せしめられないとも限らない。又、こと程左様に、女子青年のあらゆる方面への進出は實に目ざましいもので、女性ならざりしことを嘆息する男性が幾らあるかも知れない。

とも角、修養時代にある青年達を、只徒らに放任的に不節制に過ぎさせることは、青年その者の爲にも、國家興隆の源泉であるべき青年の修養上から考へてもよろしくないことは分りきつたことである。ところが、その修養團體であるべき青年團は、眞に青年各自が目覺めて結合し、組織されてゐる向が少い様な氣がする。元來、青年團の起源は、若い衆達が自發的に出來したところの集團である。ところが今日の青年團といふものの中には、殆んど強請的に奨励せられてヤツトその形だけは作つたものゝ、名實相伴はざるものがザラにある。と言つて、現在に於ける青年團を、コキおろす譯では決してない。中には、立派なものも相當ある様であるが、尙、一層、これを奨励し鞭撻する要があると同時に、青年自らも大いに自重し、大いに自覺して、青年團運動を一層強調し、以てよりよき發達向上を圖ら

ねばならない。

然るに、男女青年同志自由交際をして私生兒を作つたり、その私生兒のヌリ付け合ひをしたり、或は又「お日待ち」と稱して、青年同志がダラシのない合宿をして馬鹿氣た遊びと飲食とに數日乃至旬日をアダに過したりする悪い風習を今更改めないもの等がある。大抵の青年は、中には少年もあるかも知れないが、かうした機會に、酒や煙草や、女の味を知るのである。

しかもさうした青少年に限つて、暇さへあれば、常に讀書にしたしみ、修養に心掛けやうとする殊勝さは微塵もない。つまり同じことであるが勉強をしない。或は、さう云ふ暇がないと彼等は言ふかも知れない。しかし彼の日常生活をよく知つてゐる者は、夜娘遊びをする暇があつても讀書する暇はないと言はさない。だから、彼等青少年の思考は實に單純で幼稚である。新聞だつて三面記事しか目を通さない。それも美人と言ふ見出しであるところか、小説乃至講談位である。又、彼等青少年は、圖書を買ふ金がないと言ふかも知れない。けれども、彼等が、カフェーや、玉突へ行くことをよく知つてゐる者を騙す譯には行かない。さうした青少年達であるが故に、それらの思想は一般に低級であり、且つ研練されてゐない。

かうなると、さうしても、青年團なり少年團なりの力によつて、彼等青少年をもつと修養せしめねばならない、指導しなければならぬ、と心あるものは痛感するであらう。

ところが××縣の青年團の如きは、抜け駈をして、指導者の手を離れて、自主的的青年團を標榜して、時代の先端を行かうとしてゐる。即ち、其の縣の青年團は、思想的にも、社會的にも、將、政治的にも進出しやうとしてゐる。しかもその縣の青年及び青年團は非常に眞剣であり、極めて眞面目であり、頗る熱心である。あながち、さうすることが悪いとは言はない。只、今日の修養團體である青年團としては、其の行動が妥當でないと言ふだけだ。しかし、將來に於ける青年團は、或は、そこ迄行動されることを許されるかも知れない。青年を以て組織された團體である以

上、若々しい制しても制し切れない力を孕んでゐる。如何にそれを善導するかが問題である。

だが、××縣の青年團の様に、所謂官制青年團を排斥してゐるところでは、官廳の力や教化關係者の力でさう仕様もない。従つて、それを指導し、それを善導するテ、テがない。結局警察の取締りと言ふことになるが、さて、警察の取締りて、彼等青年の思想は、決して取締り得るものではない。却つて、反抗的に、その思想を益々矯激ならしむることに効果があるばかりである。現に、××縣青年團の實情がさうである。だが、その縣の青年の悉くが悪化者であると言ふのではない。中には醇厚中正なものもある。だから、研究大會等で、意見の發表をして、折合はなければ、結局、中正なる連中は漸次脱退をして、左傾分子の反省を促すことになる。かくて、その最後迄取り残された者は、恰も、高い山の頂上に登り詰めた様なものである。即ち己達程すぐれた思想を持つて居るものは恐らくなからう等と誇りたかぶるであらうけれども、山頂を極め盡し、四方の景色を見盡して仕舞へば、案外、あつけないもので、さう何時迄も、そんな高い山のテン、ベンに居られるものではない。空氣の稀薄に依つてイ、キ、苦しくはなつて來るし、寒冷な風雪に身は凍えて來る等々によつて、始めて、平地より仰ぎ見た秀峯の頂きも、常住適所でないことが分るであらう。けれども、早く悟つて下山するものは、まだ、救はれ得るものであるが、強情な意地張は、遂に絶命しなければならぬ。

だから、さうした誤つた思想の持主にならない様に、時々、青年幹部養生講習會や、修養大會を開催して、青年團の中堅人物を養成することが肝要であり、青年相互の修養が必要である。そして、彼等青年の思想を研練し、若くは、彼等青年の心身を鍛鍊して、過ちのない様に指導してやらねばならぬ。と同時に、又一面彼等の眞剣な研究を無理解に妨げない様になることが大事である。殊に、思想問題や、社會問題に關する研究なきについては、彼等相互間に、腹藏なく意見を吐露せしめ討議を盡さしむべきである。誤れる思想に迷ひ惑はされつつある青少年を匡救するには、矢張り、今日の青年團を適當に指導するに如くものはない。

第三節 巡回文庫及圖書館の普及

前節に於て、青少年達が餘り讀書しないことに就いて批難したが、一體青少年が讀書しない原因は、あながち、彼等の無精ばかりではない。その町なり村なりに圖書館がない上に、その地方に、巡回文庫の施設さへないからである。

中には貸本屋あたりから、小説や講談本などを借りて耽讀してゐる青少年もないではない。岩見重太郎の武勇傳とか、二刀流の宮本武藏だとか言つた様なものを讀んでゐるものは上の部で、鬼神のお松とか、自來也とか、石川五右衛門とか言つた様なつまらないものを讀んで嬉しがつてゐる連中が存外多い。しかし、それもタマにはいいかも知れないが、今日の青少年の讀み物としては如何にもモノ、足りない感じがする。昭和聖代の青少年としては、もつと一般に讀書趣味を向上をさせなければならぬ。

若し、無智な青少年に赤化宣傳でもやられたら、タマツたものでない。平素、各種の書物を讀んでゐない即ち修養の足りない青少年は、左傾思想等を批判する基礎的知識が出来てゐないだけに、譯なく赤化して仕舞ふ虞がある。故に、もつと青少年達に、讀書によつて思想を善導する様に仕向けることが必要である。それには、市町村に圖書館が設置され、且つ各大字區の青少年達に迄配本して巡覽せしめる様に巡回文庫を実施せねばならない。然るに、町村はかうした施設に關しては一向冷淡である。それは、圖書館なり巡回文庫の機能や使命やを知らないからでもある。假令、他から奨励せられて設置をしたところで、その運営を知らなかつたならば、無用物として不振のまま放棄せられて仕舞ふであらう。

縣下の某村で、大正四年の御大禮を記念する爲めに、青年團が文庫を設けた。然るに、先年廢止の届出を其の筋へ差出した。ところが、皮肉にも、その筋では、町村に向つて、此の種社會教育施設を充實する様に通牒を出したの

き、それが丁度入違ひだつた。

それは兎も角、苟も、御大典の記念事業であり、且つ、將來益々其の要ある圖書館を、しかも、修養團體である青年團が、自らの修養施設を廢止するとは何事であるか。これ當に時代に逆行するものでなくて何であらう。

一旦圖書館なり文庫なりを設けた以上は、是が利用方法、即ち經營方法に就いては徹底的に講究しなければならぬ。折角設置した圖書館なり文庫なりを不振若くは無用視させるのは、設立者又は經營者の罪である。職業紹介所が求人を開拓する様に、圖書館も讀者を開拓しなければならぬ。只、經費がかかる理由だけで、間に合はせめに圖書館の職員を置くから駄目である。圖書館事業のよく分つた熱心家を專任で置く位にしないで駄目だ。

獨り青少年と言はず、一般民衆をして、圖書を絶えず利用せしめ、其の利用することに依つて興味と、實益と、効果とを感得させなくてはいけない。そこで、館員なり設立者が努力を拂ふ覺悟が必要である。その爲めには、備へ付くる圖書を吟味して、その土地に適切なるものの撰擇に苦心しなければならない。

尙、これからの圖書館は、單に圖書館だけであつてはならない。その館の附帶事業として、通俗講演會や成人教育講座や青年修養講座等を開催したり、タマには、特に青少年の爲めに夜間、一般の圖書閱覽に差支へのない限り活動寫眞や音樂會をやつてやることも必要である。

かくて、圖書館と青少年等との交渉を多からしめ、親密を進めて、不知不識、彼らをして讀書の趣味を涵養せしめ、漸次、青少年の思想を善導せしめる様に鋭意努力することが肝要である。

第四節 青少年讀本の刊行

輒近、出版は著しく進歩し、幾多の圖書を始め、雜誌、新聞、パンフレット、カード、等々、其の種類や其の部数は、されだけあるか殆んど確實に分らない程である。殊に全集物の刊行が流行し出してからと言ふものは、出版界に

一大センセイションをき捲起した。けれどもその多くの刊行物中青少年向の物がどれだけあるであらうか。更に青少年向の者で本當に爲になるものがどれだけあるであらうか。又通俗的な青少年向の全集がどれだけあるであらうか。

青少年に讀書を奨励するにしても、如何なるものを選ぶべきか、を示してやらねばならない。しかし乍ら、元來、青少年の爲に作られたものでない圖書である以上、百パーセントの効果があらう筈がない。

尤も、今日、青少年者の爲に刊行してゐるものは皆無てはない。即ち、彼の希望社の出してゐる『光と聲』改題『學徒』があり、大日本聯合青年團から出版してゐる『青年カード』等がそれである。

希望社で發行してゐる雑誌は暫く措いて、大日本聯合青年團で發行してゐる『青年カード』は殆んど出版上の利益を見てゐない。定價僅に一錢五厘ではあるが、仲々氣の利いたもので、執筆者も一流の大家揃ひで、記事も仲々いい。

出来るなら、かうした青少年間の讀み物がもつともつと刊行頒布されてもいいと思ふ。所謂青少年に對する良書の刊行を盛んならしめねばならない。

中には、その青少年團毎に、月々、又は一年に數回づつ、團報を印刷したり謄寫版で刷つたりして、所屬の團員に頒布しつゝある向も仲々多い様である。

ところが折角、良書を刊行して、頒布をしても、青少年達が、それを讀んで呉れなくては何にもならない。事實、餘り多く讀まれてゐない。それが一番心配な點である。それ故一面、青少年に良書を提供することを考へると同時に、一面その良書を如何に讀ましむるべきかを考へなくてはならない。

讀書は個人々に讀むよりは、數人乃至數十人が一ヶ所に集つて、輪讀をしたり、或は讀後の感想等を發表し合つたりすれば、その効果は一層大きい。

村の青年であれば、夜間の一時間を讀書の時と言ふ事にして、適當の場所へ集つて讀書の會を開催するもいい。

又、夏の晝休みの間を利用して出来る。又、監督者さへあれば、男子青少年ばかりでなく、女子青少年も一所にやれば、又格別面白いものだと思ふ。

かうして、青少年の思想善導に資すべき良書を面白く讀ましめる工夫を凝すことも、あながち徒勞ではない。

第五節 一般社會教育の擴充

青少年の思想を善導するには、一般社會教育の擴充が必要である。

然らば、茲に謂ふ社會教育とは何であるか。先づ以て、それを闡明しなければならぬ。ところが、これを定義することになると、仲々むづかしい。それ故、極く簡單にしかも最も通俗的に約言して見ると、學校で施される教育以外の教育を總稱することになる。だから前に述べた青少年の指導にしても、圖書館の普及にしても、青年訓練所の振興にしても、實業教育の改善にしても、皆悉く社會教育である。その他、成人教育講座の如きも、映畫教育の如きも、博物館等の觀覽施設の如きも、矢張り社會教育である。

ところが、今日の實情は、學校教育に偏しすぎてゐる。即ち、學校の施設に對しては、國費や地方費は夥しく使はれ、それだけ又多く力が用ひられてゐるが、一般社會教育に關しては、一向金も力も用ひられてゐない。殊に青少年者に關係の最も多い社會教育施設が、極めて貧弱であることは甚だ不可解であると言はねばならない。

かくては、青少年者の思想善導どころの騒ぎではない。

縣立と言はず、縣内に博物館一つないではないか。又、名古屋市には立派な圖書館が一つあるけれども、縣立圖書館さへ建てられてゐないぢやないか。更に又、各市町村毎に男女青少年團が組織されてはゐるが、その聯合團體への負擔金が、満足に出せる程の自主乃至自治的青年團が幾何あるだらう。思へば心細い極みである。

又、成人教育講座にしてからが、一向不振である。否、不振と言はうより、不熱心と言はうより、成人教育の何物

であるかさへ心得ない向が多い。

一般社會教育の實況概ね斯くの如きである。青少年の思想善導なきは、それこそ、思ひもよらぬことである。即ち、社會教育の振興乃至社會教育施設の充實は、結局、青少年の思想を善導することになるものであることを強記せねばならない。

第六節 宗教的信念の確立

青少年の思想を善導するには、さうしても、宗教的信念を確立させることが一番大事である。と言ふのは外でもない。宗教就中佛教が現代に至つて漸次衰へたかの感がある。その反對に思想は漸次悪化した様である。即ち、宗教と思想との關係は極めて密接であることを物語つてゐるものとしても、あながち見當ちがひでないと思ふ。

我が國に於ける宗教は、佛教が殆んゞ主になつて居るが、その佛教は、古來非常に隆盛だつたことは歴史の上にも、事實の上にも明に立證されてゐるところであるが、現代人は、餘りに佛教に對する信仰を持たない様になつた。これは、取りも直さず、佛教の衰退であると看做して差支へない。

左様に、宗教の衰へつつある現代は、その人情紙より薄く、その徳義廢頽して思想徒らに矯激に流れ、今や、教化を殊更に強調せねばならない様になつた。これは宗教的教化の衰微した證左ではなからうか。これ佛教に對する信仰心減退の徴ではあるまいか。

成年者、老年者は別として、青少年者は特に信仰心に乏しい傾向が一般にある。彼等は、少壯有爲、尙、佛を依頼する迄にはデがあるとも思つてゐるかも知れないが、眞の宗教的信仰は佛や神を信心して死んでから地獄へ落ちない様にする爲の用心ではない。吾人が苟も、生を此の世に受けた以上は、老ひも若きも、男も女も、知者も愚者も、又強き者も弱き者も、おしなべて、佛教ならば所謂佛法僧に歸依し、大乘信心によつて、光明を得、その光明の輝き

て、己の尊い靈魂を照しつつ、人生の歩みを靜かに運はねばならない。然るにその慈光を見出すことの出来ない程不信心者の不安は又とない大きなものであり、しかも、この上もない大きい不幸である。

信念なきものは常に不安である。

不安は聽て、人生に迷を生じ、惑を起し、悟りの足らない人生には兎角落ち付きがない。されば、自ら、あがき苦しむもだえて、闇路に迷ひ入る。即ち、これを、現實的に言へば、思想悪化である。しかも、一旦、闇路に踏み迷つたが最後、仲々正道へ出て來れないものだ。後方から、親切に呼び戻して呉れる人があつても、その聲が、却つて、その迷へる者の反感を募らし、益々前進しやうとする邪念を深めることになるばかりだ。

宗教的信念は、又、聽て、敬神崇祖の念を深からしめるものであることは殊更言ふ迄もない事である。

賀川豊彦氏は最近『神による新生』と言ふ小冊子に、宗教は生きる工夫であると言つて居る。又、良心宗教の確立と言ふことを説いて居るが、吾々の良心の中に、天地の力、神の力が作用することによつて、眞の宗教が生きて來るものであり、良心が生きて來ることによつて、自然宗教も、生理宗教も、心理宗教も、社會宗教も迷信でなくなると言つて居る。

又、同氏は、その冊子の中に、『見ずして信する者は幸なり』と言ふことに就いて説いて居る。即ち『神があるかないかわからない、吾々は全然神に就いての考へを持つことが出來ない』と言ふ人があるが、一旦、吾々の心に力が這入つて來ると何でもはつきり判つて來る。つまり、宗教と言ふものは、神の力を吾々の心に、吾々の良心に宿す方法であると言つてゐる。

現代人は、餘りに科學に没頭し物質を偏重して、殆んゞ精神生活を顧みない。就中、現代の青少年に其の弊が著しい。さうした現代の青少年の思想を善導する道は、恐らく、宗教の力によるものが最も有効であらうと思ふ。

青少年は須く心眼を開いて神佛の存在を意識し、以て宗教的信念を確立しなくてはならない。而して宗教的信念を

確立すれば、自ら、醇厚中正の大道を辿ることが出来るであらう。

第七節 創造的日新の生活

青少年の思想を善導する道として、特に、創造的日進の生活を営ましめんことを主張するものである。ところが、この創造的日新の生活と言ふことは、或は、修養と言ふ意味の中に含まれるかも知れない。即ち、創造的日新の生活は、不斷の修養と言ふことになるかも知れない。けれども、思想善導の爲の茲に謂ふ創造的日新の生活と言ふ意味は、その青少年者の日常生活に倦ましめない様に日新日進の創造的生活をさせようと言ふのである。

少年日長うして春の如しかよく言ふ。

こと程左様に青少年の日は長いものである。しかも、修養時代にある彼等は、無味單調であることを欲しない。それであるが、修養を怠り易い。そして心に倦怠を覚え易い。只、来る日も来る日も何の創造もなく、又、暮る月も暮る月も、何等の新鮮味もないことは、青少年ならざるも退屈なことであり、苦痛なことである。況や、大いに伸びんとしつづつある青少年には堪へられないこととなればならぬ。

さうした生活は、決して、彼ら青少年を、青少年らしく生かしめるものではない。それ故に、青少年の生活の上に、倦怠を覚えさせたり、退屈を感じさせたりする様なことがあつてはならない。若し不幸にして、さうした生活を、彼らに強ひらない迄も、それを氣なしに放置して居たならば、それこそ、彼等が思考の上に容易ならぬ暗影を翳すことになるであらう。そして、その暗影は、纏て、面白からぬ傾向を若人の心に植いつけることになるであらう。さなきだに、彼等青少年の心は、ともすれば鬱勃として變化を期待して、何等かの進出を欲してゐる。これをモダーンの言はうなら、彼等青少年達は、常に、時代の尖端を行かう行かうとしてゐる。だから、彼等青少年をして、健實な創造的日新の生活を営ましむることに鋭意努力しなければならぬ。即ち創造的日新の生活を営ましむること

は、要するに、彼等青少年の思想を善導することになるのである。

だが、創造的日新の生活と言つても、そんなにむづかしいものではない。又そんなにむづかしいことから始めては却つて成熟しない。毎日彼等青少年の目先を新しく變へて行くことだけでもいい。又毎日彼等青少年の氣分を新にして行くことだけでもいい。例へば、學校等であれば、教室や廊下等へ毎日變つた格言や俚諺や和歌等を掲示するか、或は、銘々の家庭なれば、時々美しい草花をその居間に飾つて見るとか、又、青年訓練所あたりであれば、さう何時も何時もオチニオチニの教練ばかりやらないで、時々體操をやつたり、遊戯をやつたりするか、又、主婦等であれば、毎日同じ味噌汁を進めるにしても、たまには、それをスプーン皿に盛つて匙をつけて出して見るとか、その他、日常生活の中には、簡單で、しかも、容易に、創造的に日に新になし得るものが尠くない。

その他、郷土的手工藝品等を創造して副業を新に振興せしむる様に仕向けることも矢張り茲に言ふ創造的日新の生活の一部であると言ふ迄もない。これなごは、青少年としては、蓋し、一番ふさはしい物であらう。即ち、彼等青少年に郷土愛を鼓吹するには最もよきテ、ダテであるからである。しかも、郷土愛は畢竟愛國精神の基礎をなすもので、彼等青少年の思想を善導する好個の道である。

第八節 修養日誌乃至反省日記の勵行

青少年の思想を善導する最後の道として、彼等に毎日、修養日誌乃至反省日記を附くることを獎勵したい。或は青少年の中には既に實行しつづつある者もあるかも知れないと思ふ。

この修養日誌乃至反省日記なるものは、その青少年自ら、自己の思想傾向を、その日その日に、之を記してよく見究め、以て修養し反省しやうと言ふのであつて、別に新しい方法ではない。

一體、思想善導といふ言葉は、他動的の意味であるが、青少年の思想をよくする方法としては、さうく他動的は

かりでは効果の擧るものではない。さうしても、青少年自らの内省によつて目覺めないでは結局駄目である。されば、日誌を毎日附けることによつて、己を修養し、自らを反省することにならなければならない。人から導かれることも大切ではあるが、自ら自身を導く事も大切である。その爲には、茲に謂ふ、修養日誌乃至反省日記の勵行が最も簡単ないい道だと思ふ。

第四章 結 論

要するに青少年の思想悪化を防ぎ、及び思想を善導するの道は、結局、青少年の心身を研練して、健全なる發育を遂げしめ、聽て優良なる公民たり國民たるべき資質を向上せしめ、以て、智徳の並進に勵めしむることに歸着する。

(終り)

資本家と労働者との協調を保ち及び
其關係を圓滿融和せしむる道如何

瓜生田岩喜

自序

歐洲の大戦を一大轉機として、全世界は擧げて勞資闘争の修羅場と化した。世界大戦後の勞資關係は唯「闘争」の二字あるのみであつた。ストライキ同盟罷業や工場閉鎖等の勞資間の血の出るやうな激しい「闘争」の連続であつた。

然るに、この最近數ヶ年の間に勞資の世界は再び劃紀的な變化を來さうとする傾向が見え出した。他でもない、

「闘争の爲めの闘争」は今や行詰りの姿となつて、「闘争より協調へ」の新しい産業平和運動の幕が徐々に上らうとしてゐる。日本もこの「新勞資協調運動」の世界的傾向に抗することは出来ない。現在の日本の資本家と労働者は減給問題や職工解雇問題、さては、労働組合法案を中心として深刻な競争を續けてはゐるが、結局「勞資闘争」の非を悟つて「勞資協調」への世界的大勢に順應するものを見て差支へないと思ふ。

かくて我等は此の勞資問題の世界的傾向が奈邊にあるかを推察する時、勞資兩階級間に營まる、闘争主義的な戦術や勞資協調なる美名の下に行はるゝ温情主義的な労働者懐柔策の如きを以てしては到底満足すべき効果を擧げ得ない事を知つた。宇野氏の「勞資協和策の研究」は今日までの唯一の纏つた研究書と見られてゐるが、勞資關係の急激なる變遷と共に、彼の提唱せる協調策中にも既に「生ける屍」として陳腐な獻策となりしものが多い。

見よ、今や時は良し、勞資の目標が「分配闘争」より「生産協調」へと推移し、新しき意味の産業平和運動が全世界に擡頭せんとして其黎明の鐘を打鳴らしつゝあるではないか。現時の勞資界は恰も早天に雲霓を望むが如く協調への道を求めてゐる。斯る時に當つて此方面の研究は最も有意義且興味あるを以て愚生淺學愚才をも顧みず敢て

拙文を草して世の識者に問ふに至りし所以である。

私は本論文完成のため總ゆる努力を惜しまなかつた。私は本問題に關する文献や資料の蒐集のために總ゆる犠牲を忍んで努力した積りである。名古屋の市立、公衆兩圖書館は申すに及ばず、或は上京して上野の森（上野の圖書館）にこもり、或は東京商科大学の圖書館を一つ橋河畔にたづねて十數日を費し、或は芝公園前の協同會や協同會館内の社會問題通信部を訪れて研究資料の提供及び圖書の閱覽方を乞ひ、或は神田や本郷の古本屋をあさり歩いて文字通りの「圖書獵人」book hunterの生活を味つた。が然しこの二ヶ月餘に亘る南船北馬の獻身的努力にも拘らず、締切期日が刻々近づくのみで豫期した成果を擧ぐるこゝが出来なかつた。それが淺學愚才のためとは云へ、返へすも私の遺憾とするところである。

この私の拙なき一文がたゞへ勞資協調平和策の良き指南者たり得ずとも、世の識者のこの方面に於ける研究刺戟の出發點ともならば愚生の此の上なき幸甚とするところである。大方識者、今後の鞭撻と叱正さを保ちて他日の大成を期せんと思つてゐる。

終りに臨み愚生のために懇篤なる御教示を賜はつた協同會勞働課の長谷孝之氏に對し深甚なる感謝の意を表する

昭和五年六月二十五日

「母への感謝日」を胸に讀へつ、 著 者 識

目 次

第一章 總 論.....	一
第二章 我國最近の勞働爭議の傾向及び其の原因.....	四
第三章 協調主義の合理化根據.....	一
第一節 概 説.....	一
第二節 協調主義反對論.....	一四
第三節 協調主義の道德的基礎.....	一八
第四節 協調主義の經濟的基礎.....	二五
第四章 勞資協調融和策の研究.....	三〇
第一節 勞働者及び勞働管理人選定の方策.....	三〇
第一款 勞働者採用法.....	三〇
一 爭議者名簿の作成.....	三一
二 思想の検査.....	三一
三 假採用制度の實施.....	三一
第二款 勞働管理人選定法.....	三四

第二節 労働者待遇の方策……………三七

第三節 労働者教化の方策……………四五

一 労働学校の施設……………四六

二 講習及び講演會の開催……………四七

三 活動寫眞の利用……………四八

四 圖書室と雑誌に依る方法……………四八

五 俱樂部の利用……………四八

六 監督者の教化……………四八

七 ホスターの利用……………四九

第四節 勞資間意志疎通の方策……………五〇

一 労働委員會の設置……………五一

二 利潤分配制度の實施……………五四

三 共同經營制度の施行……………五五

四 労働組合法の制定……………五七

五 注意函の設置……………五八

第五節 勞資協調援助の方策……………五九

一 政 府……………五九

二 協 調 會……………六〇

三 知識労働者……………六三

第五章 結 論……………六四

第一章 總論

「近代人はとかく目的をいはずして過程のみをいふ」⁽¹⁾。こは彼の獨逸の哲學者オイケンの道破した警句である。靜かに世界大戰後の各國殊にイギリスの勞働爭議の跡を顧みるとき、彼の言葉は意味深長にして千金の價值あることを痛感する。蓋し勞働者も資本家も過程である、抗爭にばかり囚はれて、兩者の協調と平和なる肝腎の目的の達成といふことからは遠ざかりゆくかの觀を呈してゐるからである。勞働者が總ゆるものを犠牲にして資本家と抗爭を續けてゆくのも、結局は働くもの、福利と幸福を増進せんとするからに他ならない。しかるに彼等は闘争から闘争へと勞資の繫争のみに没頭してゐる結果、知らず／＼の中にいつか産業不振の根を深くし、資本家側を行詰らせたと同時に、勞働者自身も非常なる困憊に陥つて、彼等の闘争の目的たる福利と幸福とは漸次減少の傾向を示すに至つたのである。つまり過程だけに囚はれてゐる中に、彼等の豫期せる肝腎の目的からは反つて遠く離れてしまはうとしてをるのである。これでは何のための抗爭であり、何の目的に進みゆく過程であるか譯が解らないことになる。この闘争一點張りの政策から觀れば、アメリカの勞働聯合なきの、とり來つた勞資協調の道は生ぬるゝとか穩健すぎるとかの批難を受けるかも知れないが、實はこ方が目的物への近道であつたのである。なぜかなれば目的を最初から睨みつけて、そこに到達せんための過程には、常に最後の目標を見失はずにゐるからである。⁽²⁾

政策は常に空論を排斥する。勞資協調の方策を説くに當つても亦然りである。徒らに理想のみに走つて實行可否の検討を忘れてはならぬ。其の説くに當つては常に着實なる道を選び、其の歩まんとするに當つては常に穩健なる道を求めねばならぬ。それは大人も行き子供も行き又老人も行き得る如き平坦なる道でなければならぬ。それは何の奇もなく何の怪もなき道でなければならぬ。この一面生ぬるゝしか見えない着實にして穩健なる勞資の協調融和策こそ最も實行の可能性に富めるものと云はざるを得ない。かの奇巖怪石の亂立する山岳や激流奔湍の高鳴る溪流は吾等に

第二章 我國最近の労働争議の傾向及び其の原因

今日のやうに不景氣が段々と深刻になつて行くと、勞資の繋争も次第に消極的な姿に變つて行くやうに見えるが、これは只表面の事實に過ぎないのであつて内面に於ては不況の度を増すに従ひ、この勞資問題は益々眞劍味を加へて行くものなのである。

イギリスが一九二五年四月金の解禁を斷行した結果、あの世界の耳目を聳動せしめた石炭業の大ストライキを捲き起した。英國の金解禁は一九二一年以來細心の注意と努力を拂つて準備されて來たものなのである。其の英國に於てさへ、金解禁の結果はあのやうな深刻な不況と悲惨な争議となつたのである。(1)況んや、日本のやうに準備らしい準備をしないで、只其の日の遣り繰りしてお茶を濁して來た國としては解禁の結果、その位深刻な程度で不況がやつて來るか、又其の不況の結果その位労働者の生活がおびやかされるか、労働者が生活をおびやかされた結果、勞資の繋争はさう展開して來るかは大體に於て既に解禁以前一部識者に依つて豫想せられてゐたところであつた。幸か不幸か果して金解禁斷行の結果は殺人的不景氣の襲來を受け、緊縮の打撃、更に支那銀塊の崩落、綿絲相場の漸落、生絲の輸出減少、次いで蠶糸價の暴落など、幾多不況原因の交錯に依つて事業界の不振は益々深刻化し資本家は、この難局に處する窮餘の一策として賃銀減額、職工解雇等を敢てするの止むなき悲惨なる状態に立ち至つたのである。

労働者はこれらの資本家に對して抗争を續け、必然的に労働争議を激増せしむることとなつた。即ち内務省社會局が昭和五年七月四日發表した調査に依れば、本年五月末現在までの労働争議件数は五七六件、参加人員六九、〇九一人で例年に比し二倍近くの著しき増加を示し、昨年中の労働争議總件数が一、二五五件、参加人員一四九、〇一五人で我國労働運動界空前の記録を残した後を受けて本年度は更に多數に達するであらうと見られてゐる。試みに最近數年間の五月末までの争議件数を示せば次の如くである。(2)

年	件数	参加人員
昭和二年	四八七	四一、一九一
三年	三〇一	二七、三四九
四年	三七四	四五、四六五
五年	五七六	六九、〇九一
昭和五年	件数	参加人員
一月	一〇一	一七、九〇八
二月	九七	八、八六二
三月	一二七	六、九〇〇
四月	一一四	二五、八八一
五月	一三七	九、五四〇

次に本年一月以降の労働争議變化の跡を示せば左の如くである。

年	件数	参加人員
昭和五年	件数	参加人員
一月	一〇一	一七、九〇八
二月	九七	八、八六二
三月	一二七	六、九〇〇
四月	一一四	二五、八八一
五月	一三七	九、五四〇

而して最近に於ける労働争議激増の原因の奈邊にあるかを考究するは勞資問題解決上必要なることである。これが原因と見らるべきものを擧ぐれば次の如きものであると思ふ。(3)

- 一、生産工業界極度の絶望的行詰りによる労働條件の低下、無警告解雇、解雇手當不拂、賃銀不拂等の工場法を無視する行爲が行はるゝこと
- 二、經濟國難打開への唯一の道とされた産業合理化運動の影響を受け、各種事業の合同整理及び機械利用が速進せられたこと
- 三、金解禁前後の政府の緊縮政策のため事業主が積極的に企業の整理緊縮を斷行したこと

四、七月一日から實施となつた婦人、少年工の深夜業廢止のため労働時間の短縮、生産費の低下、労働者の増加、賃銀値下等を招來し、解雇者を續出せしめたこと

五、共産黨檢舉以來左翼労働組合の極端なる彈壓が遠因となつて、總同盟、組合評議會、組合同盟の鼎立闘争が分解されて組合同盟と總同盟の二覇者が對立の形となり、却て資本家に乘ぜらるゝ結果を招來したこゝ

六、事業家の立場からすれば、減資、減配の舉に出づるよりも、賃銀の減額や労働者の解雇の方が、却つて手輕であるところから、會社更生の手段として先づ後者より着手したること (4)

さらに實的に本年度(昭和五年)の争議を見れば、經濟界不況時に於ける争議の通有性として、パンのため止むに止まれぬ切實眞剣なものが多く、往時に於ける如き感情的な無謀な争議は殆ど其の跡を斷つて消極的な争議が大部分を占めてゐる有様である。かく争議の性質も最近著しく變り、その要求事項の如きも賃銀減額反對、解雇反對、解雇退職手當の確立、労働條件低下反對等の消極的なものが大多數を占め、労働時間の短縮、福利施設の要求、賃銀増額等の積極的な要求は非常に少くなつた。因に昭和五年度に於いては左に示す如くであつて遺憾なく不景氣の反面を物語つてゐる。(5)

賃銀増額	四八件
賃銀減額反對	一四四件
賃銀算定支給方法變更又は反對	二九件
労働時間短縮	一件
作業方法規則變更又は反對	九件
組合の自由又は確認	一件
解雇退職手當の確立又は増額	一〇〇件

監督者の排斥

一一件

その他

二二三件

この積極より消極への争議傾向を最も良く理解するため、今最近數ヶ年間の争議總件數からこの割合を出して比較してみると左の通りである。(6)

	積極的要求	消極的要求
大正十四年	四割	一割七歩
昭和元年	四割八歩	一割六歩
二年	二割八歩	三割六歩
三年	三割一歩	三割三歩
四年	一割八歩	五割

現時の事業界不振の拍車に加ふるに産業合理化の強行と相俟つて驚くべき失業群を製造しつゝ、あるが、この中事業主側の無警告解雇、或は解雇手當不拂、賃銀不拂等の工場法を無視する如き不誠意に基いて遂に争議に導くに至つたものにして最近五月中に社會局に各地から報告された主なるものだけ左の卅六件を數へられる。(7)

日本計器製造株式會社	二六名
星製藥	三三〇名
明治電線	七一名
山下鉛筆工場	四〇名
深川長原木工場(工場閉鎖)	九六名

日本ゴムボール製造(休止) 三五名
 日本アスファルト龜戸工場 一五名
 大日本セルロイド 二一名
 蒲田印刷所(工場閉鎖) 五名
 田中友禪工場 四一名
 西巢鴨日の丸乾電池工場 一七名
 朝日紙器 二四名
 兼光電気商會 二三名
 芝野鐵工場 五名
 芝山菱機械製作所(工場閉鎖) 二五名
 荏原金東電気商會 八名
 大阪 一
 攝津製油(工場閉鎖) 四五名
 篠原硝子工場(工場閉鎖) 七三名
 大阪機械工作所 二八二名
 大阪琺瑯會社 二〇六名
 大阪攝津毛絲紡績所 五名
 三國舎製藥工場(工場閉鎖) 二三名
 湯淺伸銅所 二六名

蘆田工業所 六名
 神奈川 一
 横濱石川屋回漕店 三三名
 鶴見淺野造船 八二名
 京都 一
 小笹製材(工場閉鎖) 一
 兵庫 一
 朝日燐寸住吉工場(工場閉鎖) 一二七名
 神田山田鑄造場 二五名
 山陽工作所 六名
 愛知 一
 濱木屋製材 八名
 廣島 一
 伊藤スリッパ製造商會(閉鎖) 一〇名
 西原自轉車工場(休止) 二五名
 茨城 一
 磐城炭礦(休止) 九二七名
 埼玉 一
 増金鑄物工場 二九名

即ち解雇を直接の原因にして、かくも無数の争議の發生しつゝあることは曾つて前例のない驚くべき現象である。しかもその解雇の殆ど全部は雇主側の経営困難に由るものだけに解雇手当は勿論、中には數ヶ月の賃銀さへも支拂はずに工場閉鎖をなして雇主が姿をくりました様なものも少なく、正規の解雇豫告手当を支給しない無警告解雇等はその大半を占むる有様である。従つてこれら被解雇者の大多數は明日の生活資金にも甚だ心もとないといふ實に悲惨なる状態で失業の巷に投げ出されてゐるのであつて、勞資關係悪化の材料として誠に憂慮すべき實状にあると云ふべきである。かくの如き事實を見ると、最近の勞働争議の傾向が何故唯物化し普遍化し深刻化し次いで階級意識の發達を來したかを理解することが出来る。

而してこれら資本家の誠意なき仕打ちに對しては政府當局の積極的進出が必要とせらるゝのであつて當局は今後各府縣の工場課に命じて當該地方の不良工場を監督調査せしむべきであると同時に、雇主をして絶対責任をとらしむるため萬一休業、閉鎖を行ふ場合には職工の賃銀及び解雇手当等の支給を監視するの方針に出でねばならぬ。

里見岸雄氏が「天皇とプロレタリア」の中に於て「今後如何なる反動政治家が政權を把握しないと限らない。そして再びかの彈壓方針をとるとすれば、それは決して勞働運動の根本的解決の道ではないのみならず、資本家自身の爲にも決して有利な方法ではないのである」(8)と論じてをり私もそれには賛成であるが、社會政策的立場よりする政府當局の進出はこれを大いに歓迎せざるべからず。

官憲の彈壓政策の不當なることは勿論であるが、又一方勞働者の暴力もこれを排斥せざるを得ないのである。かの米人ホルムスが其の著「暴力否定」に「吾人は更に物質方面に於ける人間相互の争闘たる勞資の紛争に於ても暴力は何等紛議の鍵鑰でないことを教へられたのである。實に暴力行使による解決は確に資本家に對する解決策でもなければ

ば又等しく勞働者に對する解決策でもない」(9)と力説してゐる。この言葉は眞理である。勞働争議研究の結果勞資問題解決の曙光は暴力行使や彈壓政策以外の道に求めなければならぬことを知つた。それは他にもない、勞資協調と産業平和への道こそ、その求むべき希望の太陽であり、又あらなければならぬ。

註(1)野村證券調査部發行「財界研究」第六卷第四號八三頁

(2)中外商業新聞 昭和五年七月六日

(3)朝日新聞經濟部發行「朝日經濟年史」二九七頁

(4)大阪朝日新聞昭和五年六月二十三日「財界六感」

(5)中外商業新聞 昭和五年七月六日

(6)朝日新聞經濟部發行「朝日經濟年史」二九七頁

(7)都新聞 昭和五年六月十五日

(8)里見岸雄著「天皇とプロレタリア」二四六頁

(9)米、ホルムス原著 久留弘三譯「暴力否定」一一頁

第三章 協調主義の合理化根據

第一節 概 説

一体斯る勞資問題は實は經濟組織否な社會組織の根底に觸れて居る問題であつて、決して簡單輕易な問題ではない。(1) 勞働争議が諸種の社會的紛争中最も重要な意義を有すとせらるゝのも、それが勞資間の單なる經濟的争議に非らずして二つの大いなる對立思想即ち資本主義思想と民本主義思想の抗争の顯現としてその先驅なり代表なりと見らるゝがためである。(2)

人の異なるによりて人生觀を異にす。而してこの協調か闘争かの問題も歴史的發達の情態をも考へて然るべき判斷を爲すべきと共に、人の哲學的見解の相違によつても異りたる解答の與へらるべきものと思ふ。この哲學的的人生觀といふ立場から見るときは恐らくこの問題について人々の見解の必ずしも一致を見ることの難きものであらう。勿論人々の利害上の打算から異つた見方をすることもあるが、之を別して局外から見ても意見に多少の相違が生じ得る。かの大きな世界の平和や戦争に對する人の見方なき、同様に、人々の人生觀の相違からして異つた結論に達し得るであらう。世界が國境を持ち各人が社會生活を營む以上戦争避くべからず否々戦争は進歩の母にして選むべく勸むべきものとする人から見れば、労働者の組合運動や同盟罷工も格別抑ゆべく避くべきものではなく益々助長し獎勵さへもすべきものと云はなくてはならぬ。しかし人が平和に於て理想を認め、調和に於て善導を感じるならば成るべくは勞資の闘争はこれを避けたといふ考へを起さざるを得ぬ。(3) この點に關して學ぶべき多くのものを持つてゐるのはアメリカである。頃者北海道帝大教授森本厚吉博士が米國よりの歸朝談として「米國の資本家は自覺して飽くまで労働者と協調して行くことの必要を感じ、産業管理法も改善され、人之を稱して資本の人道化と言つて居る。是れ米國經濟界が歴史有つて以來の最大發展を遂げた所以であつて、從來は單に恩惠的に勞銀を上げ時間を短縮して労働者の歡心を買つたに過ぎなかつたが、今日は温情主義を離れて眞實に勞資協力の實を擧げなければならぬこと、なつた」(4)と語つて居られるが、この協調主義の思潮はアメリカに於ける資本家のみならず工場に働くもの、間にも漲つてゐるといふことが出来る。労働聯合會の次の如き宣言の一節はその事實を雄辯に裏書してゐるのではあるまいか。敢て私の拙なき譯交を参考のため掲げる。

「世界のありとあらゆる國に於て壓迫階級と被壓迫階級との間に争闘が常に演ぜられてゐる。同様に資本家と労働者の間に常に争闘が行はれ、その形勢はますます深刻味を年を重ねる毎に加へつゝある。かゝる險惡なる形勢に於て兩階級が相互の協調と利益のために結合せらるゝに非ざれば、數百萬の労働者を塗炭の苦しみに陥れるであらう。」(5)

しかるにマルクスはこの勞資協調主義に反對して階級闘争に依る社會の根本的變革を力説し、彼の有名な共產黨宣言の中に次の如く叫んでゐる。

「從來に於ける一切の歴史は階級闘争の歴史であつた。自由民と奴隸、貴族と平民、領主と農民、同業組合の親方と職人、簡單にいへば壓制者と被壓制者とは古來常に相反目して或は隱然の或は公然の絶ゆることなき闘争——それは全社會の革命的變革、或は争ひつゝある諸階級の共倒れを以て終焉を告げる闘争を——續けてゐる」(6) 次いでマルクスはこの闘争の原因は生産力と生産關係との衝突であるから、もしも闘争が兩階級の共倒れに終つてしまふ時には、生産力の發達従つて社會文化の發達は損はれるが、之に反し若しも全社會の革命的變革になれば、生産物分配の障害物が除去されてしまふから、富の生産も社會の文化も一層高度の進展を遂げるといふのである。ロズウスキーの「神聖なる憎惡」(7) もこれを前提として云へるものに他ならない。

勞資兩者が若しマルクス及び之が信奉者の云ふ如く必然的に相食み相戦ふ運命を持つてゐるものこそは協調と平和を何ら説いても無駄である。相戦ふ意識以外に些の共通點もない勞資の二團體が何に依つて何う協調して成功しやうとするか。(8) そこで苟も協調の策を説かんとするものは先づ第一に勞資は相戦ふべき運命を持つてゐるものではなく又その必然性を有してゐるものではないといふ點を明白に意識的に闡明して後に、問題の解決に進まねばならぬ。

註(1)神戶正雄著「資本労働調和問題」(經濟論叢第八卷第二號)二五三頁

(2)大阪市社會部調査課「最近労働争議概況」第一卷一頁

(3)神戶正雄「資本労働調和問題」(經濟論叢第八卷第二號)二五三頁

(4)蒲生俊文著「労働管理」三頁

(5)新時代叢書第六卷「最近労働運動」五七頁以下

米國労働聯合會宣言(該會々則序文)の一節を示せば次の如し。

“Whereas a struggle is going on in all the nations of the civilized world between the oppressors and the oppressed of all countries, a struggle between the capitalist and the laborer which grows in intensity from year to year, and will work disastrous results to the toiling millions if they are not combined for mutual protections and benefit;

(6) 里見岸雄著「天皇とプロレタリア」二四九頁

(7) 前掲書 二五〇頁

(8) 米人、ジョン、リイチ著柳田泉譯「人々人」“man to man” 卷頭言 六頁

第二節 協調主義反對論

かの獨逸の經濟學者ウエルナー、ゾムバルトは一八九七年に公にした『社會政策の理想』なる論文の中に於て、「社會政策は經濟制度なるが故に當然階級政策でなくてはならない」(1) と前提して「經濟制度は斷えず變化しつゝある。此の變化の動因は併存し得ない兩個の經濟制度を支持しつゝある兩個の階級間に於ける闘争である。此闘争は決して講和を許されぬ戦ひである。一方の死と他方の勝利によつての外終息する道のない戦ひである。然るに若し社會政策が死活的敵對關係に在る兩階級を併存共榮の形に於て妥協々調せしめることを目的とするならば、それは本來動的な經濟制度を靜的狀態に膠着せしめようとする一つの妄想であつて、必ずや實際施設は漠然として動搖常なく統一、無方針に了るの他はないであらう。此の如き政策は畢竟老衰の徵候である。歴史の教へるが如く、強固にして新進氣鋭なる國家は悉く階級政策の遂行者であつて、其當時に於て勃發しつゝある經濟的階級の利益を雄々しく代表したるものばかりである……此故に定見ある社會政策は必ず階級政策たることを要する。何となれば社會政策は經濟制度政策だからである」(2) と社會に於ける階級闘争の不可避性を論じてゐる。

故福田德三博士もこの闘争主義に屬する學者であつて、其の著『社會政策と階級闘争』に於て「闘争なき所其處に

進歩はない……社會政策は闘争の政策である。斷じて妥協の政策ではない」(3)

更に林癸末夫博士は福田博士の「階級對立の存續が社會全体の福利であり、従つて又闘争の永續が社會自體の向上發展のために必要缺くべからざる條件であることを肯定する」(4) とこの恒久的階級闘争論に不合理を認めると共にワグナー、ヘルトリング、ボルグト等(5)の主張する階級協調論を非認して次の如く述べてゐる。

「若し社會政策が、本來闘争すべき本質を有し、又相闘争すべき地位におかれてをる兩階級をして、強ひて闘争せしめざらんとするならば、それは正に燃ゆんとする薪に水を投じて之を燃えしめざらんとし、溝を穿ちて水の流れるを止めんとするが如きものである。燃ゆるを不可とせば火を失ふに若かず、流を拒まんとするならば溝を埋めるの外はない。階級の對立する所、必ず階級闘争の發生することは、火の燃え、水の流るゝが如く自然である。従つて階級闘争を非とするならば、階級そのものを廢止するより外に途はないのである。

私は階級闘争そのものを是認しやうとするのではない。唯階級闘争を廢止する方法としては、階級對立を廢止する外に途がなく、階級協調の到底不可能であり又不合理であることを高唱したのである」(6)と。

故堀江歸一博士も現存の資本主義經濟組織の下に於て資本と労働の調和論を求むるは恰も天上に輝く星の群を打ち落すが如きものであるとして「労働問題の現在及將來」に「近時勞資協調といふが如き漠たる名稱の下に主張せらるゝ妥協的政策は余の最も嫌厭する所である」(7)と述べ、更に「一國の産業社會に於て資本家と労働者との關係圓滑にして兩者の間に何等の利害の衝突を來さず、又何等感情の背馳を招かず、機械が時々刻々運轉する如く、労働者亦孜孜として生産に従はんか經濟上の慶福之に過ぐるものなしと雖も、私有財産制度を經とし、自由競争を緯とする現時の經濟組織に於ては資本家對労働者の關係は斯る理想的境域に達する能はず」(8)と論じてゐる。

神戸正雄博士は勞資協調は理想として歓迎せらるべきであるが、現實が之を許さないを説いてゐる。曰く「それは理

想と現實との相違である。理想としては勞資關係の圓滑が望ましい。併し現實として今日の資本家的私有財産制の經濟組織に於ては理想が到底實行されざる根據を持つてゐる。今日の慾深き資本家の支配の下に勞働者の満足するだけの又局外者から見ても公平なる調和は恐らく望み難い。それ故に此の状態の下には、假令勞資の鬭争が物質的損害を生ずることになつても、勞働者が他の階級より侵害されたりと認め得べき利益の回復の爲の努力に或る高き精神的價値を認め、物質的損害を超越したる事業として社會が之を承認するの外はない⁽⁹⁾と。

渡邊一郎氏は勞資利害衝突の純理を心理學的に説明し、その著『勞働問題純理』に於て「人類は所得に對して豫想を以て行動せんとする本能を有する。されば人々の財産所得の慾望は盲目的に傾き易く如何なる努力と苦痛とに甘んじても所有財産の増大を圖らんとし、其の結果、人々の思索及び行爲の傾向は著しく排外的となり利己的となる。随つて一切の生産費を極力減少して利益の増收を圖らんとする企業者は勞働條件に對しても最も利己的且つ有利的なる方法の案出に努むるのである。その必然的結果、勞働の代價として支拂はる、賃銀の昂騰を防ぎ、勞働の條件につきは常に最低限度を目標として居るのである。かくの如き純理に立つ産業關係に於ける勞資利害の衝突は其根本に於て到底避くべからざる性質のものである」と述べて勞資の鬭争は肯定せざるべからずとの結論を下してゐる。

協調主義は妥協的且微温的なりとして論難攻撃してゐる論者がある。この種の反對論は里見岸雄氏の『天皇とプロレタリア』に於て之を見る。曰く「この協調主義なるものは、果して、勞資問題を解決するに足るものかといふも、一時的對症療法としての効力は期待し得るが、根本的解決を望み得ないものである。何となれば、それは勞資問題の根源たる現存經濟制度を大改正し、再び勞資鬭争の起らざる様にする方針をとるものでなく、一種の改良主義に根ざす政策だからである。即ち病源に對して根本的治療法を採用しないおつつけ仕事に近いものである。資本家と勞働者が現制度を維持しつゝ、果して利害なり主張なりを一になし得るか否かといふことは、すこしく、物ごとを根本的に考へる人ならば、必ず「一致し難い」といふ判斷に確到する筈だ。協調主義は、一種の人格主義であつて、勞働者

も資本家も互にその人格を尊敬しあふ倫理的觀念を基礎とするものだ。されど協調はつひに妥協調停にすぎない、協調主義は、つまり、ものごとを、根本的に深刻に觀察し、根本的に迫り出さうとしない不徹底現實主義だ。況んやこの主義も元來西洋に發生した主義で、我國の協調會の如きは、畢竟するにそれを模倣した小才覺に過ぎない。なるほご眼前に起つた事件を、手際よく片付ける事も出来るであらう。然し、要するにそれだけだ。現在の社會制度の根本に觸れずには、時と共に發生した事件に就て、一時的解決を促さうとするのだから、それは結局燒石に水であつて、世の中をいよゝ、紛糾させ、ますゝ、面倒にすることを根本には是認するに等しい。故に再び言ふ。斯る政策が眞に社會を安定し得るであらうか、否かは、すこしく、事物を根本的に考へる人ならば、根本的には安定し得ないことをたやすく判斷し得る⁽¹⁰⁾と。

長きを厭はず引用した、以上の各協調主義反對論者の言に就ては紙數の關係上一々其の反駁論を掲げない。次節如何に述ぶるところの協調主義の道德的及び經濟的基礎に於て、これら反對論の信するに足らざることを暗々の裡に論破しやうと思つてゐる。

註(1)林癸未夫著「社會政策新原理」一〇頁

(2)前掲書 一二頁

(3)福田德三著「社會政策と階級鬭争」一四六頁—一六七頁

(4)林癸未夫 前掲書 二八二頁

(5)同書 二七二頁以下參照

(6)同書 二七八頁

(7)堀江歸一著「勞働問題の現在及將來」(堀江歸一全集社會問題篇二八六頁)

(8)堀江歸一著「勞働問題十論」(堀江歸一全集第七卷九三頁)

(9) 神戸正雄「資本労働調和問題」(経済論叢第八卷第二號二五三頁)

(10) 渡邊一郎著「労働問題純理」二二―二八頁

(11) 里見岸雄著「天皇ミプロレタリア」二四七頁以下

第三節 協調主義の道德的基礎

今日の資本家と労働者相互間の關係は非常なる疑惑に陥つてゐる。この勞資問題に關する思想と運動との雜然たる混亂状態の中に立ちて私は確固たる信念を以て協調主義の合理性を絶叫する。所謂協調主義の存在理由は何處に求むべきであらうか。これが解答こそ勞資協調融和策の出発點であり、その奥義である。而してこの問題に完全なる解答を與へんとすれば、一面に於て倫理哲學の方面より人類共同生活の基礎觀念として之を究明し、他面に於ては經濟哲學の方面より生産と分配とに關して如何なる主張を有する方策であるかを明かにする必要がある。本節に於ては所謂協調主義の道德的基礎觀念を探究して見たいと思ふ。協調主義の道德的基礎として第一に掲ぐべきは人格の平等化と其の相互尊重である。(1)

人間は其の体質に於て、其の財産に於て、其の心性に於て、其の知識に於て、固より絶對に平等なるものではない。従つて人々が人類の文化と社會の進化に貢獻する精神的價值と之に依つて自ら感得する精神的報酬とは決して同一であり得ない。同時に經濟活動に參與する生産能力と之に依つて生ずる分配とは亦決して全然平等であるべきでない。然しこれらの經濟的及び精神的報酬の相違が人々の間に存するとしても、之を人格として見る場合に於ては其の間に何等の差別がある筈はない。人格は各々其の獨立性を有し互に平等であるべきである。斯の如き理論は敢て私が説くまでもなく、普通の道德講話に於て屢々聽かされるところである。然るに之を實社會の現狀に照して考ふれば往々にして人格の獨立は蹂躪され、富力權勢の有無によりて人格の優劣として存立し人々の間に大なる差別あるが如き觀

を呈してゐる。斯の如き低級なる社會的道德觀の謬想は協調主義の常に排斥するところである。我々は資本家たる前に先づ人であり、労働者たる前に先づ人である。資本家と云ひ労働者と云ふ。たゞ企業經營の活動分野を異にするに過ぎない。かく單に參加形式を異にすることによつて人格に差別を附せらるべき理由は斷じてない。かの有名な『平和條約』の中に「労働は單に貨物又は商品と認むべきものに非ず」(2)と規定せられずとも、吾等は經濟的價值と人間的價值とは明瞭に辨別しなければならぬことを十分に知つてゐる。富を使用する目的と生命を使用する目的とはその間に截然たる區別をしなければならぬことは人倫道德上至當なる處置と云はなければならぬ。(3)然るに勞資界の現狀はこの道德的破壞場である。資本家は労働者に對等なる人格を認めず、恰も工場機械が商品の如く、彼等を思ふまゝに傾使せんとしてゐる。否な大いにしてゐるのである。かくては勞資間の溝が益々深くなるやうなことはあつても、決して眞の協調なきが得られるものではない。ジョン、リッチが「人間對人間主義」(4)を説き、マツケンヂー、キングが「キリスト教的汎愛主義を高唱し、神戸正雄博士が「資本家労働者對等本位」(5)を絶叫してゐるのも、畢竟この意味に外ならぬ。國家顯要の地位に立ちて國政に參與するものと一般民衆との間に於て亦之と異るべき理論的根據を見出すことを得ない。所謂上流階級に屬すと自ら任じてゐる人々にして眞にこの點に覺醒して日常他人に接する場合、常に平等の基礎に立つて其の人格を尊重することが出来るならば、現代社會問題の解決は決して難事ではないのである。たゞ現在の社會に於てはそれは單なる理想に過ぎないものであるかも知れない。然しながら理想なるが故に排斥すべきではない。理想は現實向上の第一歩である。従つてこの理想の下に眞に人格の尊重を實現せしめんとすれば、人格の基礎の上に建設せられたる精神的價值の増大を圖る必要がある。此に於て我々は所謂修養問題に逢着する。富を有し權力に參與する人々は自己の社會的地位が動もすれば自己の精神的價值を凌駕してゐる現狀に反省して、其の精神的價值を高めるため人格修養に努めなければならぬ。同時に亦労働者その他人格の尊重を要求すべき地位に置かれてゐる人々は更に修養によりて自己の人格的向上を圖り他をして其の人格を凌駕するに得ざらし

むる實際的基礎を作らねばならぬ。この意味から云つて健全なる労働者教育の普及は最も歓迎しなければならぬ社會政策的施設である。

更に一言附加すべきは所謂産業的人格の獨立である。(7) 人格の頭は其の根本觀念に於て産業問題にあらざることは勿論であるが、經濟上の理由よりして人格の獨立と尊嚴が脅威せらるゝ場合が少くない。所謂生活難の問題、失業の問題、工場衛生の問題、災害防除施設の問題等は此點に關聯して考究すべき問題である。人格の獨立は生活の保障を前提とする。個人の不道德に其の責を歸しがたき理由が存在して、生活を脅威せらるゝが如き現状は社會一般の連帶責任として飽くまで之を改善しなければならぬ。之協調主義を唱ふるものが同時に社會政策の徹底的實行を主張する所以である。國家法制の力に依り又は社會各機關の責任自覺により斯の如き社會の缺陷は斷々乎として之を改むる必要がある。

次に道德的基礎觀念として我々の第二に主張せんとするものは勤勞主義である。(8) 勤勞なくんば社會の進化と人生の向上とは之を期するを得ない。カルネリーが「困窮は労働の母であり、労働は文化の母である」(9) と説いてゐるが、彼はこの言葉に依つて労働の重要な所以を言ひ表はさんとしてゐるのである。

人生は永遠の理想を追求する。而して理想の追求は勤勞と努力とに依つてのみ行はれる。この意味に於て勤勞は夫れ自身偉大な道德である。黙々として忠實に工場で働く労働者こそ最も偉大な道德の遂行者である。然るに社會には牢固として抜き難き誤れる勤勞觀がある。一つはパンを得るの手段に過ぎないと見る思想であり、他は單に快樂を得るの手段と解するの思想である。従つてこの二つの思想は何れも勤勞夫れ自身に道德的價值あることを認めない低級なる勤勞觀である。この主張を演繹すれば、人間は生活に不自由さへなければ敢て苦しんで勤勞する必要はないとか、賃銀の減額を來さない限り労働の量を切下げても差支へないと云ふことになる。斯の如き思想は社會を退化させ人類を墮落せしむる謬想である。我等と雖も人の生存にパンが必然であり、労働を生活の手段とするこゝを全然否定

するものではない。さりながら人がパンのみに依りて生きるものに非ざる以上、我等はより高き精神的價值を労働の中に見出さねばならぬ。勤勞は精神的に文化の進展に貢献し、物質的には生産の發達を招來する。文化の促進が社會の進化に必要なると共に生産の發達が人類の生存と向上とに絶対に必要であるといふことは自明の理であるにも拘らず動もすれば階級の鬭争を主張する論者に閑却さるゝの狀態にある。分配の公平を希ふの餘り、生産の萎縮を顧みないやうな經濟組織は決して人類社會にとつて歓迎すべきことではない。生産の減退が國民に非常なる禍害と不幸とを持ち來した實例は古今東西の歴史に之を發見することが出来る。我等は社會進化と人生向上の爲に換言すれば人類のために、精神的には文化を促進し、物質的には生産を増加する勤勞主義の上に立つ協調主義を高唱しなければならぬ。更に勤勞に對する今一つの謬想即ち快樂を得るの手段としてのみ勤勞に價值ありと認むる思想は之を理論として主張するものは蓋し稀であらうが、實際に於ては寧ろ日本人の通俗觀念と云つても過言にあらざる狀態である。昔は樂の種と云ひ、今暫くの辛抱と云ふが如き思想は日本在來の通俗哲學であるが、之も畢竟快樂思想に出發したるものなりと云ふことが出来る。物的慾望の満足をして人生最高の標的となし、之を得るの手段は富の所有にありとする。而して富を得るの手段としてのみ勤勞の意義を認める。この思想は現代の多數人を支配してその日常の行動を決定する重大なる動機をなしてゐるかの如き觀を呈してゐる。斯の如き動機の下に働きつゝ、ある人々はかの物慾を追ふて止まらぬを知らない守銭奴の醜体を批難する資格なきものである。只前者は目的を達せんとする道程に彷徨し、後者は已に其の目的を達せる成功者たるに過ぎないからである。彼等にとつては勤勞の結果得たる報酬が唯一の快樂であり、愉快である。

協調主義者は斯の如き低級なる勤勞觀を排撃する、所謂快樂主義者の主張の如く、富を得るの手段として意義があるのではない。人生最終の目的より考へ來つて勤勞夫れ自身に道德的價值を認むるものである。従つて一面勞務者に對して其の勤勞の道德的價值の自覺を促すと共に、一面富者にして勤勞せざる者に對しては飽くまでその不道德を責

めざるを得ない。人生の意義が向上にあり、永遠の思想追求にありとし、勤勞に依らずんば之を實現するの途なしと思考するが故に、勤勞は人類の絶對的道德であると論断せざるを得ぬ。決して貧富に依り、地位に依り相違あるべきものではない。自己の生活に何等顧慮する必要なき富者は更に進んで社會國家のために大いに勤勞する所がなければならぬ。彼等が享樂生活の餘資を割いて社會國家に寄附し富者の責を全うしたりと自負するが如きは未だ至らずに評せざるを得ない。

最後に協調主義の道德的基礎として掲ぐべきは人類相愛の大義である。(11) マッケンデー、キングがその著『産業の人道化』に於て「敵對、壓制及反抗を特徴とする産業制度は、相互信頼、眞の正義及び積極的好意を基礎とする新制度に屈服しなくてはならぬ」(12) と前提して勞資間の愛の缺乏を論じ「愛に恵まれてこそ産業の人道化も行はれ、協同奉仕の寛大なる念慮も來降する、博大なる愛の方の蔭には萬相は階一の調を作り、少しの障得もあるべき筈がない」(13) と述べてゐるが、これは實に味ふべき言葉であるといふべきである。我等はすでに人格の平等化と其の相互尊重を説いた。然し我等は社會生活の方便として、秩序維持の手段として人格の尊重を説く功利主義に墮するものではない。人類相愛の大義に出發し止むに止まれぬ至情の流露として當然此に至らねばならぬ。然らずんば強者が弱者を懷柔せんとする術策を包含する所謂温情主義の如く虚偽の人格尊重を説くの弊に陥らざるを得ない。我等は又勤勞の道德的價值を高唱した。然し事業に興味を有する企業家以外、單に不勞所得によりて衣食しつゝある富者に積極的勤勞を強ふことは決して容易でない。唯人類相愛の大義に覺醒して始めて舊來の惰力を一掃するの勇氣を生ずる。人格の尊重と勤勞生活の必要とを悟るのは人間理性の致す所であるが、之を現實の生活に體現するのは人類愛の至情である。我等は又協調主義の當然の歸結として社會政策の實行は社會連帶の責任であると唱へた。而してこの責任觀は人類愛の至情を感得するものだけが眞に体得し得る觀念である。人類愛を客觀視すれば社會連帶の思想である。社會連帶の思想は普遍我の認識である。普遍我の抽象的認識は人類愛の至情によりてのみ之を實社會に顯現する。(14)

ことが出来る。眞に人格を尊重することが出来ず眞に社會連帶の責任を感得することの出来ない人々は自己の心性の中に人類愛の缺乏せる精神的缺陷を反省しなければならぬ。

最後に我々の考察すべき問題は階級闘争主義の是非に關する問題である。「社會あれば階級を生ずる。階級を生ずれば闘争を生ずる。此の必然且つ必要なる事實に依つて各階級が發達するのである。此の階級の闘争的對立に依つて社會の幸福が増進するのである。」(15) とする闘争主義は明かに誤れる思想である。何故かなれば、階級意識は人類社會全体に對する部分の意識である。部分意識は全体意識を無視せず、之を調和する程度に於てのみ妥當性を有する此の意味に於て現代の勞働運動者の多數が階級の利益を主張するに急にして人類社會全体の福祉を顧みるの餘裕に乏しきを甚だ遺憾とせざるを得ぬ。従つて我等は主義としての階級闘争の主張に賛成することが出来ない。吾等は階級闘争の發生する動機の一部、即ち現代社會の缺陷を是正せんとする點に就いては同情を禁ずるものではないが、之等の缺陷は前に述べたやうに社會政策の實行によつて之を補ふべきものであつて闘争を主義として解決さるべきものではないと信ずる。況んや階級闘争の思想の中には動もすれば憎惡と復讐とを含んでゐる。人類相愛の大義を信奉する吾等は斯の如き闘争主義を排斥せざるを得ぬ。

要するに社會問題の解決に關し極端に左傾した意見を有する人々に向つて吾等は人類愛の大義に關して更に熟考せられんことを熱望せざるを得ない。大規模な闘争乃至革命が如何に人類の幸福を脅威するものであるかは多言を要しない。將來如何なる幸福を與へ得るかを明にすることなしに、現代人類の己に有してゐる幸福を奪ひ、之をして慘虐の巷に彷徨せしむること程残酷なことではないであらう。たとへ與ふべき幸福に確信ありとするも、將來の理想の爲に現在の幾千萬の人類を苦しめて之を犠牲にする權利は何人にも存する筈がない。(16) 吾等は人類愛の大義に基き相互に人格を尊重し勤勞の道德的價值を信じ歩一步社會進化の法則に従つて現代社會の缺陷を救済し堅實に著實に人類理想の實現に努力せんことを主張するものに外ならない。

- 註(1)田澤義輔「協調主義の道德的基礎」(社會政策時報第九號一頁)
 (2)前田多門「國際勞動」二七頁
 (3)マツケンザー、キング原著 宮澤末雄譯「産業の人道化」原序二頁
 (4)シヨン、クイチ原著 柳田泉譯「人々」巻頭言七頁
 (5)マツケンザー、キング 前掲書 巻頭言一頁
 (6)神戸正雄「資本労働調和問題」(經濟論叢第八卷第二號二五五頁)
 (7)田澤義輔「協調主義の道德的基礎」(社會政策時報第九號二頁)
 (8)前掲書 三頁
 (9)ツイーデネツク、スエーデンホルト原著 波多野鼎譯「社會政策」(總論)二六一頁
 (10)田澤義輔 前掲書 五頁
 (11)マツケンザー、キング原著 宮澤末雄譯「産業の人道化」原序一頁
 (12)前掲書 例言 二頁
 (13)田澤義輔 前掲書 五頁
 (14)永井亨著「産業立憲と産業福利」三七頁
 (15)田澤義輔 前掲書 五頁
 (16)前掲書 六頁

第四節 協調主義の經濟的基礎

現代は産業合理化の時代である。産業合理化は労資間の協調を前提とする。(1) 労資協調なき産業合理化は單なる砂上の樓閣に過ぎない。産業平和は一國の經濟的繁榮の第一歩であり、出發點である。

鬭争は常に經濟界を混亂と衰退とに導き、協調は常に國家の隆盛と幸福とを齎らすものである。

協調主義は一面「自分も生き人も生かしむる」(2) なる社會哲學上の原理に其の理論的基礎を有して居ると共に、他面「自分も利しも利せしむる」(3) なる經濟哲學上の原則に合致するものである。

現に見よ、労働争議により生ずる莫大なる損害を、今更ら大戰後イギリスの産業界が味はつて來た同盟罷業や工場閉鎖の苦しい經驗を此に繰返す必要もないであらうが、さきごろ労働省が發表した年報に依れば一九二五年に勃發した争議の件数は六百四件であつたものが一九二六年には六百十三件に増加してゐる。數字の上から云へばいくらも増しては居らぬのであるが、その與へた打撃から見ると五月から十一月までに亘る炭坑の大罷業のために途方もない數字を示してゐる。即ち一九二五年には争議關係の労働者の数は四十四萬五千三百人であつたものが、一九二六年には二百七十四萬七千五百人と云ふレコードを出し、労働日で計算した損失日数は、前者は七百九十六萬六千日であつたものが、後者は一億六千二百七十八萬四千日となつてゐる。誠に驚くべき甚大なる打撃である。この炭坑夫の七ヶ月に亘る大罷業によるイギリスの直接間接の損害高は優に四億萬磅に達するであらうといはれてゐる。(4)

かつて獨逸のベルンスタインが一九〇五年か六年に於ける一年間のストライキの結果を調査したことがあつた。彼に依れば「一体ストライキは人間だけの休業でなく、一國生産上の休業になるのであるが、其の參加労働者は一日一人の賃銀を三馬克と見るとストライキの爲に失はれた賃銀額は獨逸の労働者全体に割當て、平均一馬克宛となる」(5) として労働者が争議に依つて蒙る賃銀喪失の損害額を詳細に示してゐる。彼はストライキの損害額を争議に加はつた人

員が幾何、其の爲に失つた賃銀が幾何といふ風に主として賃銀の損失に依つて見積つてゐるが、ストライキの損害は賃銀だけではない。雇主は利潤を失ひ、産業の製産物を買ふ所の消費者は品物不足の爲に苦しめられるのである。これは國民全体の苦しみである。例を最近に取れば東京の電車ストライキが其れである。ストライキの爲に車掌は日常を費へぬばかりでなく市の電氣局は収入を失ふ。其の上に市民全体が之が爲に被つた損害は勘定が出来ない。

ストライキの損害は戦争に於ける武器の損害と同じだと言はれる。(6) 幾何の兵器彈藥を失つたと報告なきに出てるのは唯表面に現はれただけの數字であるが、表面に現はれない損害は實に非常なものである。此の間接の損害を勘定すれば表面に現はれた損失の何倍に上るか知れない。若しストライキをせずとも労働条件をよくする途があれば、争議に依る犠牲を絶滅することは出来なくとも之を軽減することが出来る。つまり労働者にとっては生存權確保のために必要的禍害であるが、社會全体から見ると何等の利益をも齎さないものなるが故に他に改善の道を講じて餘程警めなければならぬ事であると思ふ。此のストライキのために生ずる一年間の損害は今日英國や米國では非常なものである。直接の損害も容易ならぬけれども、其の最も甚だしい損害は労働者と雇主と相反目するために労働者が仕事をしないと忠實に仕事をしない所から来る間接の損害である。(7) これは計算は出来ないが、労働者全体が原料を無駄に使うのは會社の損害であると同時に社會の損害である。労働者が作業の能率を上げないのは企業者の損害であると同時に消費者の損害である。故に労働者が増加を圖らんとするならば、先づ第一に労働能率の増進と多量生産とに努めなければならぬ。(8)

しかるに労働者の一般的傾向としては多量生産は労働階級の不利であるといふ考へがかなりに色濃くなつて來てゐる。餘りに多く働いて生産を多くすれば、それだけ仲間のもの、職を奪ふことになる。働きを少く生産額を少くすれば、失業した仲間仕事に與へる餘地が出来て來ると考へるものが多いのである。しかしこれは根本的の誤りである。労働者が階級的に相互の扶助を考へるのは無理もない話であるが、しかし生産増加は更に更に重大である。クラ

イネス氏もこの問題に對してかつて云つたことがある『若し労働者が生産減少によつて國富を減少せしむるならば、とりも直さず彼等は自ら、自分達の生活標準引上の機會を少からしめてをるに他ならない』(9) と。現在英國の労働黨内閣首相マクドナルドにしても、また藏相スノーデンのやうな人にして見ても、高い賃銀を得ようと思つれば高い生産にまたねばならぬといふ考へにおいては同様である。この問題をつきつめて考へるときには、はじめて本當に勞資協調の必要が感ぜられて來るであらう。

賃銀を高く保ちながら、多量生産の道を行かうとすれば、勞資の抗争は最も策の拙なるものである。(10) ストライキやロックアウトは抗争の善悪よりも、寧ろそれによつて蒙る産業の打撃の大を心すべきである。生産の増加なきは抗争の續く限り決して望まらるべきことではない。この意味よりしても、今後の産業界が第一に望むところは平和である。抗争の世界より平和協調の世界への轉換である。勞資協調はこゝにおいてか勞資兩階級の利益のために促進せられねばならぬ機會に向つて來てをるのである。

フオード自動車王が『産業の新精神』の中に『資本家、労働者、顧客と云ふやうに區別を立てるのは既に舊式で、此の三者は皆大きく公衆と云ふものだ。労働者に厚くするのは公衆に厚くするので、労働者に高給を拂へば之が一般社會の需要を促進して來る。由來生産ばかり増加して消費が増加しないことが今日の不景氣の原因だ。消費を促進するには労働者に金銭と閑暇を與ふべし』(11) と云ひ、更に『八時間労働は眞の生活を味はしめるためには是非とも必要であり、之が好景氣を作る有力手段である』(12) と述べて、其の米國及び歐洲に於ける實際の經驗を語つてゐる。彼の高唱せる高賃銀政策の經濟的是非は別として、此の心あつてこそ眞の協調が圓滿に遂行され得るのである。かくてこそマルクスの『資本家は労働者の血を吸ふ蛭である』(13) てふ怨言も雲散霧消するであらう。

シユトルマンが『資本と労働とを連繋する窮極目的は只倫理的たり得るのみである。蓋し社會の窮極目的は畢竟倫理的にして、國民經濟も亦倫理的目的体なるが故に其の社會的及び國民經濟的機能も亦然らざるを得ないからであ

る」⁽¹⁴⁾と論結してゐるが、吾等は協調主義を経済的方面より觀察することも、倫理的基礎と相並んで重要なことであると思ふ。

英國が慘憺たる争議時代を現出して、最後の大量戦である炭坑罷業が行はれた後に、何を待たか。物質的には莫大な損をした。けれどもその代りに精神的に覺醒の端を開いた。抗争、抗争とお互に戦ふことばかりに熱中して來た勞働者も資本家も改めて自分達の地位を見廻し、外國の有様を眺めた時に、これではならぬと氣がついたのである。双方血を流した末に勝ち得たものは、資本家は利益の激減であり、競争國にいよいよ乗せられて敗けるばかりである。現に炭坑罷業で漁夫の利を占めたものはドイツの石炭と製鋼業であつた。而して勞働者の立場から見れば、組合員の減少と組合基金を使ひ果したことであり、失業者の増加であつた。結局戦ひが續くかぎり最後はいつも産業の不振が深刻になるばかりで、勞資双方ともに損をする。馬鹿馬鹿しいことだとはじめて氣がついた。抗争をやめて平和に手を握らねば双方が自滅するばかりだと氣がついた。丁度夢中になつて取組合つてゐた喧嘩の當事者たちが相手さへ叩きたふしてしまへば、花の咲亂れた長閑な曠野が占領出來ると考へて、揉合つてゐる中に、ふと氣がつくと双方ともに美しい花野からは、いつか遠く離れて荒れ果てた斷崖の上に立つてゐる。目の下には千仞の谿谷が横はり遠く怒濤の海が逆捲いてゐる。知らずに揉合つてゐれば足もとの土は崩れて二人とも千仞の斷崖を荒海の中にくろげ落ちてしまふかも知れない。こいつは危険だ、喧嘩なごをしてゐる場合にはないと双方が青くなつたやうなものである。早く氣がつかぬのが愚だといへばそれまでであるが、遅しと雖も氣がついた丈が幸福である。生命には別條はないからである。花のさく曠野へはお互に手をとつて引返しさへすればまた行けるからである。⁽¹⁵⁾

我國に於ても最近に於ける事業界極度の不況のため解雇、減給に反抗せんとする深刻なる勞働争議が頻發するに至つたが、結局は英國と軌を同じうするのではあるまいか。然らざれば我國に於ける勞働者と資本家は永遠に救はれないであらう。

岡谷争議、小樽争議、野田争議、社外船争議、近くは鐘紡争議等、⁽¹⁶⁾大小無數の争議に依つて莫大な損害を蒙つたが、將來の勞資界覺醒の端ともなれば是等の争議も無意味には終らぬであらう。

註(1)勝部兵助著「産業合理化とは何か」二〇五頁 佐藤富治著「最新工場管理學」四一頁

(2)佐藤富治著 前掲書 一三五頁

(3)同前掲書 同頁

(4)下田將美著「世界經濟の革新運動」四七頁

(5)氣賀勘重「勞資協調の一方方法」(社會政策時報第二號 六頁)

(6)同前掲書 七頁

(7)同前掲書 同頁

(8)下田將美著「世界經濟の革新運動」一一三頁

(9)同前掲書 同頁

(10)同前掲書 一一四頁

(11)フォード「産業の新精神」(日本讀書協會々報第七十三號 四頁)

(12)同前掲書 同頁

(13)ジョン、ワイチ氏原著柳田泉譯「人さへ」五頁

(14)上田孝三「經濟哲學より觀たる資本と勞働との關係」(社會政策時報第二十二號)

(15)下田將美著 前掲書 四八頁

(16)昭和四年朝日年鑑 五三二頁參照

第四章

勞資協調融和策の研究

第一節 労働者及び労働管理人選定の方策 第一款 労働者採用法

勞資の協調は要するに人間の問題である。この意味に於て労働者の資質如何は工場之繁榮と協力とに大なる關係を有するものであらねばならぬ。

労働の健全は工場之健全であり、一國産業之健全である。健全なる思想を有する労働者は健全なる工場を造る。故に勞資協調の上より見て、労働者の採用法は極めて重要なことである。

現代は科學的管理法の時代である。この科學的管理法は能率増進に出發する。而して労働者は能率を中心として時間研究と動作研究の二方面から試験され採否の決定を受けるのである。動もすれば協調の上から労働者を採擇することの必要を忘却せんとしてゐる。單に能率といふ點から見ても協調心なき労働者は能率の最も低き労働者であり、能率の破壊者である。況んやそれか工場、ひいては一國産業之平和と秩序とを支配するに於ておや。

労働者獨裁の理想國を夢みながら、自己救済の道は闘争以外にあり得ないと盲信するものにとつては資本家の如何なる協調的施設も無益な努力でしかあり得ない。斯る闘争分子を採用することは工場を危殆に陥れ、工場に於ける統制と秩序とを混亂に導く第一歩である。故に健全なる思想の所有者を採擇して資本家は眞の協調に邁進すべきである。宇野利右衛門氏がその著「勞資協和策の研究」に於て「資本家が讓歩、優遇を行ふにしても、其對者が善良な人々であつてこちらの誠意を諒解して呉れるのでなかつたならば、眞に協調調和を爲し遂げると云ふ事は出來ないのである。故に善い種を選んで採擇し、さうしてこれを善く待遇すると云ふ方針に出でなくてはならぬのである。茲に始

めて協調の可能があるのであつて、これを他にしては、如何なる方法も手段も、反つて彼等の反感、憎惡を強めるに過ぎないのであつて、何の効果もないのである。故に勞資協調の根本義は善い労働者を採擇すると云ふ事にあるのである。されば勞資協和策の上に於ては、採用時の選擇法と云ふ事は極めて大切なる要件であるのである。」(一)と論じてゐる。彼の言や實に味ふべきではあるまいか。

然らば健全なる思想を有する労働者は如何にして求むるや。

この労働者採用方法の問題は甚だ困難なる問題であつて尙研究すべき點が多々あるのであるが、私は次の如き方法を推奨したいと思ふのである。

- (一) 爭議者名簿の作成
- (二) 思想の検査
- (三) 假採用制度の實施

以下簡單にこれ等の方法について説明を加へて見やうと考へる。

(一) 爭議者名簿の作成

労働者の採用に當つて、爭議に關係したことありや否やを知るは極めて大切なことである。蓋し主義者や爭議狂は多く此の中に含まれてゐるからである。故に爭議に参加した物を見出すため爭議者名簿を作成する必要がある。宇野利右衛門氏は爭議首謀者名簿と労働爭議記録カードの二種を調製し、この二種のカードを對照するやうに説いてゐるが、(一) 私は爭議者名簿が一種あれば、それで十分だと考へる。

この爭議者名簿には爭議の起る度毎に、其の工場名と事故の起つた年月日と、終熄した年月日と事件の顛末を簡單に記入して地方別に分類し、更に新聞紙に依るとか、或は當該工場へ問合すとか、監督官廳へ伺ふとかして、首謀者の姓名年齢を知りこれをその事件と共に名簿に書き入れるのである。

労働者が志願して来て採用する際には、當該人物の住所、姓名、年齢、前職及び經歷の概要を採用願書に書き込みしめ、これを名簿係に廻して一應名簿と對照せしめ、其の姓名の有無及び爭議當時に勤めてゐたや否やを取調べさせる。其の結果爭議に何等關係のないことが解ればよいが、若し労働爭議の首謀者として記入せられてゐるとか又爭議に關係したことが知れた場合には、何故爭議に關係するに至つたかを嚴重に取調べた上採否を決定するのである。

(二) 思想の検査

過激思想の所有者を採用するは工場内の平和破壊の出發點である。この意味に於て労働者の採用に當つて思想の検査は肝要なることであらねばならぬ。故に圓滿なる常識の發達してゐる労働者であつて、資本家と労働者との正しき關係を認識してゐるものでなければならぬ。其の人物に相應して質問を發し、且つこれに對する其の人の態度を精密に視察すべきである。其の質問の中心は常に次の如き點に置くべきである。

- (1) 労働問題は何故起るか
- (2) 資本家と労働者とは協同して行くことは出来ないか
- (3) 労働者は將來如何なる道を進むべきか
- (4) 企業には資本家は必要なきや
- (5) 貴下が労働者として資本家に望むところ如何
- (6) 勞資協調のためには資本家と労働者とは如何なる道を取ればよいか

この位の質問を解り易く説き聞かせて其の答を求めて彼が如何なる思想を抱けるかを觀察するのである。前述せる六個の問題を骨子として隨機應變的の質問を發して、彼等の勞資の問題に對して抱ける思想状態を検査し、特に爭議者名簿に牴觸する者に對しては精密な質問を行ひ、穩健なる思想を有するものに限つて採用すべきである。

(三) 假採用制度の實施

種々綿密なる思想検査をなしたる後、健全なる思想の所有者なりしして採擇したものであるも就職後意外に過激なる思想の所有者であつたりすることがあつて非常な處置に困る場合が少くないのである。故に最初より本採用とすることを避けて思想検査の不備を補ふ必要がある。この目的のために生れたものが假採用の制度である。勿論勞資協調と云ふ點のみから出來たものではないが、少くとも勞資融和の上に有効方策と云ふべきである。

この制度を實施するときは本採用に依つて生ずる色々面倒な問題の發生を防止することが出来る。最初より本採用となすときは解雇が困難となる恐れがあるから、或る一定の期間を假採用の期間として試用し、最早間違はあるまいと云ふことが確定した上で本採用とするのである。この制度は官立工場と云はず廣く一般に實行されてゐる方法であるが、協調分子の採用方法として歓迎されるべきものである。

宇野利右衛門氏が前掲の『勞資協和策の研究』に於て『一定期間の試用を経た上で善良な者であると云ふ見定めがついた後に、本當に採用するのであらから、外觀倒れの食はせ者を掴む如き虞れは全然ないのであつて、眞に善い種ばかりを得ることが出来るのである。されば労働爭議の起り易い鐵工とか造船とか云つたやうな工場に於ては、此の制度を採つて一定期間の試験使用をする事が必要であるのである。其の試用の期間は先づ一ヶ月未満位が適當なのであつて、官立工場の様に、半年若くは一年と云ふ如き、長い期間を假採用のまゝで放置して置くのは能率の點から云つても、又不平の心を起させない様にする爲から云つても決して得策ではないのである。此の假採用の期間は見習工とか、若しくは養成工とか、或は素人であれば臨時工とか云ふ名稱を附し、始めから明かに、使用の結果成績が良ければ本職工に採用するが、不良の場合は退職して貰はねばならぬと云ふ事を理解承諾せしめて置かなければならぬのである。さうしてこの試用の間に於ては、各部に審査員をして(技術者及び上席職工を以て組織せるもの)綿密に本人の言行、仕事振りを觀察せしめ、其の結果を試用カードに記録せしめ、其の期日の終る一兩日前に、其のカードに就いて調査し、審査委員會を開いて諮問し、然る後採否を決定するのである。尙採用の試験の結果が思はしくなくし

て、所謂注意附假採用にした者に對しては特に専任の審査員をして其行動を監視せしめ、普通者よりも一層注意して深き研究を爲し、其結果を参照して採否を決定することになければならぬ』(1)と採用法に關して其の蘊蓄を傾けてゐるが、資本家の大いに参考としなければならぬ點が多い。更に此の方面に於ける識者の研究し考案すべきことを希望する次第である。

註(1)宇野利右衛門著「勞資協和策の研究」(宇野職工學各論第四)六五頁

(2)前掲書 六九頁

(3)前掲書 七二頁

(4)前掲書 七九—八二頁

第二節 労働者優遇の方策

ジョン、デ、ロックフェラーが「從來重要な工業團體に於て主腦者を選択するには主として其の組織者又は經理家としての能力によつたのであつたが、時は速に流れた。今は如何にせば成功的且友誼的に労働者を管理し得るかの能力が主腦者たるもの、最も大切な資格となつた」(1)と労働管理人の今昔を述べてゐるが、労働管理人は勞資協和融和策の上に重要な役割を演ずるに至つたのである。

我國に於ては彼の八幡製鐵所が昭和二年十二月二十日の官制改革の結果新に勞務部を設けることになつた。この勞務部の所管事項としては所内取締、従業員の福利施設、共済組合、健康保險組合、職工教育其他一般勞務に關する事項が擧げられてゐる。從來労働者に關する問題を極めて一小部局に偏在させつゝ、ある我邦の産業界に對して喜ぶべき現象であると云はねばならぬ。

労働部が重要な部局として、其の名稱が如何に定めらるゝに拘らず、工場組織中の根幹たるべきものであるとす

るならば、其の主腦者たるべき管理人は其の工場の規模小にして工場主自ら直接管理の當局たる場合の外、勿論工場主が管理者ではあるが、大規模工場に於ては其組織の分擔に於て、特に管理人を置く場合を考ふれば、管理人の選任は最も大なる項目である。されば海外に於ける學校教育には大學等の學科に特に労働管理に關する科目を置き、其の特別知識の注入に努め、管理人たり得る素質を作りつゝ、あるが、學科は所謂管理の學であるから、之を運用すべき術と其の基本たるべき人格の養成に努力する事が管理人養成の上に必要な事であると信ずるのである。

今タウンソンが其の著「職工に直接する人」に於て將來の労働管理人に必要な標準を掲げてゐるが、参考のため列記すれば左の數項である。(1)

(一)工業に於て最も重要なものは機械、市場、材料等にあらざりて人であること。

(二)人に於て最も重要なものは肉体や智能等てなくして魂である。

(三)工業に於て最も重要な問題は賃銀、時間其他の労働條件即ち有形の事て無くして、當事者の態度、動機、關係等即ち無形の事である。

(四)前者即ち物質的の事は外部から調整が出来るが、後者即ち精神的の事は内部の心から變更しなければならぬ
(五)人間の知識は物質的の事を調整するには適してゐるが、精神的のこゝを變更するには心と心とが打つからなくてはならぬ。

(六)人は神に似せて作られた創造衝動を有する人格であるから、其人格を無視し又は其創造衝動を擁塞するものは人を害ひ、工業及び引いては社會を毒するものである。

(七)人の最も大切な性質は愛である。之に次ぐものが創造的労働である。労働の無い愛は價值が無い。愛の無い労働は無益である。最もよく愛に燃ゆ、最もよく生産に努むる者は即ち神に等しい。

以上の語は尙一々之に説明が附かないと、充分明瞭には察せられないのであるが、若し之を簡易に説明を試みれば、工業に於て最も尊重すべきは人。即ち従業員。であり、従業員は人にして物にあらざることを自覚し、其人との交渉は只魂と魂との交渉以外には道がないと云ふことである。之によりて管理者が如何に重大視されなければならぬかを示してゐる。

更にマザリー教授の發表した意見を箇條書きにしてみれば次の如くである。(3)

- (一) 労働管理人は工業界に於て新しく其存在を明かにした所の新人である。
- (二) 労働管理といふ仕事は精神的大事業である。
- (三) 労働管理人は工業人の指導監督者である。
- (四) 労働管理人は工業の戦士、即ち従業員の選擇である。
- (五) 労働管理人は管理職能の實行者である。
- (六) 労働管理人は大生産の責任者である。
- (七) 労働管理人は労働安定の創造者である。
- (八) 労働管理人は工業主と従業員との仲介者である。
- (九) 労働管理人は好意の建設者である。
- (十) 労働管理人は福利經濟の専門家である。
- (十一) 労働管理人は工場道義の開拓者である。
- (十二) 労働管理人は工業界の教育家である。

(十三) 労働管理人は人事技師である。

以上述べたる管理人の活動の経路に鑑みて労働管理人の重要を知ることが出来る。斯くの如き重大なる使命を有する所の管理人は個々の人間其者に對する深き知識を有し、機微を穿つのみならず、人類社會に對する充分なる理解を有し且つ日に月に流れ行く時代思潮に就ても充分之を見極めて居なければならぬ。労働問題の意義及び推移並に労働法則、労働法理に就ても明瞭なる知識を有しなければならぬ。所謂工場は營利を目的とするものなるが故に利を以て立つてあらうが、労働管理人は仁に居り利に遊ぶ底の高潔なる人格の所有者でなければならぬ。而して廣く人心を此傘下に集めて以て道德的結合を作り得ることを大切とするものである。(4) かくてこそ資本家と労働者との圓滿なる協調が行はれ得るのであるまいか。

労働管理人の使命や人格が斯くあらねばならぬとするならば、工場主自ら直接其衝に當る場合を除き、須く前述せる標準に従つて其の人を選び、之に任ずるに重きを以てし、之を遇するに厚きを以てし、充分なる敬意と熱心なる協力後援を爲さねばならぬ。(5) 然らざれば勞資協調の理想は其出發點に於て破壊されてしまふであらう。

註(1) 蒲生俊文著「労働管理」二頁

(1) 前掲書 三八八頁

(3) 前掲書 三八九頁—三九三頁参照

(4) 前掲書 三九三頁

(5) 前掲書 三九五頁

第二節 労働者待遇の方策

時の力は威大である。滔々として大河の如く流れる時代思潮は何ものも之を防止することは出来ない。温情主義も

其の例にもれず、最早時代後れとなつてしまつた。労働者優遇に依る懐柔策も労働者の足止策若しくは一時的感情融和策としては効果があるであらうが、眞の協調調和の策ではあり得ない。

思ふに往時の如く家内工業の行はれてゐた時代に於ては、温情主義は非常なる効果を發揮した。しかしながら現今の如き數百數千の労働者を使用する大工業組織に於ては斯くの如き姑息な方法は何等勞資問題の解決とはならないのである。蓋し温情主義なるものは其の最も純粹なるものに於ても要するに資本家の慈悲心の反映であつて畢竟一種の感情論に過ぎないからである。(1)

現代の勞資問題は階級意識に覺醒したる労働者が其の人間的生活を完全にせんとする深刻な欲求に基いてゐる。即ち感情問題でなくて文化問題である。彼の強い要求の上に立つた理性的現象である。従つて今日労働者は自己の窮狀を訴へて資本家の同情と憐憫を乞はんとするものではない。労働者の要求する所は現時の經濟組織に於て當然獲得すべき分け前である。労働者達は絶叫するのである。かく今日の勞資問題は徹頭徹尾權利義務の問題となり、慈善問題や感情問題ではなくなつたのである。(2) 故に本節に於て論ぜんとする労働者優遇の方策も温情主義の立場から出發したものでなくして、資本家と労働者とを對等なものとする眞の協調主義の立場から説かんとするものである。

シユモラーが社會政策學會創立大會に於ける次の如き開會の辭の一節は、資本家の義務に關する經世の大文字である。

曰く「我々は全社會並に時代の問題に共働せんとする各個人に對してと同様に、國家に對してそれが一大理想を信奉せんことを要求するものである。然もこの理想たるや、我國民の遞増の大部分を一切のより高き文化財に、教養及び幸福に參與せしめることである。またそれ以外の何物でもない。又あつてはならぬ。これは世界歴史一般の最大目標とも思はれるものであるが、我國の發展の、最大の言葉の、最大の意味に於ける課題たるべきである」(3) と述べ更に「労働問題に關する諸君の判斷はこの見解に立脚してゐる。諸君は、労働者は今日恐らくは衣食に於て何らか向

上してゐること、過去の諸世紀に於ける様に幾千人の人々が徐々たる餓死に襲はれてはゐないことを認め、おられる、けれどもそれは諸君にとりて最小の慰安たるに過ぎぬ、諸君は第一に多數労働者が今日その下に生活してゐる生活諸條件は彼等の道義的及び經濟的進歩を可能ならしめるか否かを問ふ。そして諸君は少くとも労働者の大多數についてはこれを否定せざるを得ない」(4) と。

労働者優遇は資本家と労働者を對等なるものと見る協調主義の立場よりすれば當然のことであるが、動もすれば頑迷なる資本家は「我々は諸君のためにかく／＼の施設をなしてゐるではないか」と恩情の押賣をして自己宣傳の具に供せんとしてゐるのである。(5) 斯くの如き恩情の押賣は労働者に反感を抱かせる以外に何等の効果も擧げ得ないものであることを知らねばならぬ。

労働者優遇の問題に於て第一に掲ぐべきは賃銀問題である。

アメリカのコックスと云ふ學者が「公正なる賃銀の基礎は何れに求むべきや」の中に「勞資問題が段々惡想になつて行くのは、不景氣になつて失業者が生じ賃銀が引下げられて行くことにもよるが同時に、又勞資相互間に賃銀に關し、互に正確な理解を持つてゐないと云ふことが一層此の問題を紛糾せしめし所以である」(6) と云つて居られる。私も大体に於て同感である。若し賃銀に關する經濟法則が正確に勞資相互間に理解されて居りさへすれば、たとへ不況の度が増し勞資の關係が險惡になつて來ても、結局據るべき最後の基準が双方に判然として平和的に其の打解策を發見し得ると思ふのである。

賃銀問題を取扱ふ態度は (1) 非建設的な方法、即ちストライキやボイコットなきによりて高壓的に問題を解決しやうとする方法と (2) 建設的な方法、即ち勞資双方が相提携して如何なる賃銀を以て最も公正なりやを決定する方法の二つありとすれば、コックスの述ぶるところは後者に屬し、而も同氏の所論は我日本の現狀に暗示を與ふるところが頗る多いのである。

然るに日本の勞資の現状や如何に。私は不幸此の賃銀の問題に關し、勞資何れも其の見るところを異にし、全然相互の理解を缺いてゐると思ふのである。

現に勞働者の方では賃銀に次の如き意見を發表してゐる。(7)

- (一) 勞働者の生活標準は賃銀の高低如何によりて決せられるものである
- (二) 然るに現代の資本主義時代に於ては此の勞働者の生活程度を決定する賃銀は資本家の一方的意見によりて決定せられるものである。
- (三) 而もその決定の仕方たるや、要するに、勞働者に只食ふべき糧を與へるに過ぎない最低の標準にまで引下げ勝ちである。
- (四) 従つて勞働者が此の資本家の搾取を排除し、勞働者自體の生活程度を向上せしむるためには團結力を以て資本家に高き賃銀を強制するより仕方がないのである。
かく主張するのに對し資本家側は次の如く辯駁してゐるのである。
- (一) 賃銀が高から生活程度が高くなるのではない。生活程度(換言せば物價指數)が高くなるからこそ賃銀が高くなるのである。
- (二) 而も賃銀は勞働者の言ふ様に左右出来るものではない。賃銀はそれ自體經濟法則によつて決定されるものである。
- (三) その經濟法則といふものは、賃銀の地位は生産力に決定され、賃銀の變動は需要供給の關係によつて決定されることを言ふのである。

(四) 従つてたとへ勞働者が此の法則を無視して人爲的に賃銀を引上げて見たところて其は單に一時的現象にすぎないであつて結局は不景氣になつて失業者の續出と云ふ結果を見るのである。

以上勞資の賃銀論争に關して次の如く結論せざるを得ないのである。

即ち、高い賃銀といふことも、高い生活程度といふことも、共に高い生産力と云ふ共通の原因から生れた二つの結果であつて、高い賃銀があるから、高い生活程度が生れるものではない。だから勞資問題の解決の鍵は、此の生産力と云ふことに中心をおいて、勞働者は生活相應の報酬を受けてはならないか、資本家は生産力以上の利益を受けてはならないかと云ふ問題にあると思ふのである。(8)

この賃銀問題に關聯して勞働組合、團體協約及び最低賃銀等の諸法制の實施研究は目下の急務である。

勞資協調融和策の上より見て、賃銀政策に次いで考究すべき問題は勞働者福利施設の問題である。

福利施設とは勞働狀態の改善を目的とする傭主の任意的施設の謂ひ(9)であつて、デイマーの掲ぐる所に依れば次の如き事業を指すのである。(10)

- 一、安全及災害豫防
- 二、教育
- 三、休憩時及び食事
- 四、社交的事業、即ち俱樂部、音樂會、娛樂室、競技會、喫煙室、花壇、園藝、家事指導、ピクニック等を含め
- 五、衛生及び治療
- 六、体育
- 七、意見呈出、之は従業員が各種の改良意見を當局者に呈出し得る制度である。

八、共濟會

以上デイマーの掲げた八種の福利施設以外に幾多の施設を擧げることには出来るであらうが、大体に於て福利事業として穩當なるものと云ふことが出来る。資本家がこれらの施設實施に努むることは労働者を救ふ道であると共に資本家自身を救ふ道である。

ワトキンスの言を引用すれば「之等の計畫の行はれた工場に於ては必ずしも産業不安又は紛議を全然滅失するには至らなかつたし、又職工中には恩情主義的施設として排斥する者もあつたが兎も角も工業主と使用人との間を協調せしめた事は明かである」(1) とある

労働者に對して福利施設を行ふことに依つて生ずる協調的効果が絶對的なものでないにせよ、勞資協調的氣分を助長することだけは確である。

蒲生俊文氏がその著『労働管理』に於て「言ふ迄もなく使ふ人と使はれる人との間に利害相容れざる觀念が著しくなつてから、兩者に相争ふの氣分を生ずるのは自然の勢であるが、然し乍ら實際上の狀況としては、双方相協和一致して事業の爲に熱中する時が双方共に最も幸福な時である。使ふ人が使はれる人に成り切つて人を使ひ、使はれる人が使ふ人に成り切つて働くことが出来ることは決して空想ではないと考へるのである。兩者が其の儘に事業其のものに融合して行くことが事業遂行上最も大切な基礎である。勿論現實的には煩瑣なる種々の事情が発生し得るであらう然し乍ら使ふ人と使はれる人との懸隔が除かれて働く人の福利が増進され其の環境が職工に依りて満足され、職工は其の生に安んじ其の業を樂しむに至れば、大體に於て兩者が相協力し得べきことは自然の結果である」(2) と福利施設の奥義を説いてゐるが、これこそ勞資協調の一大妙諦ではあるまいか。

然るに資本家の中には往々にして此の勞資共存共榮の理を解せず、工場法を無視して苦汗制を採用し徒らに勞力虐使の擧に出づるものあるは我國産業界の將來に於ける健全なる發達のために實に遺憾に堪へないのである。

勞力虐使に關する極く最近の適例を擧ぐれば——諸君の記憶に未だ新たなるものがあるであらうと思ふが——三重縣の松阪木綿株式會社に於ては、同社五百の職工に對し、午前二時と午後二時との二交替制で深夜業を強制しつつ十二時間の労働を課し彼等がヘト／＼になるまで酷使してゐたと云ふ驚くべき事實があつたのである。(3) これは時節柄大いに注目すべき事柄であつて、ただに女子及び幼年工の労働時間制限並に深夜業禁止の工場法規定に違反した暴擧であるのみならず、不況時に際し、失業恐怖と生活不安とに乘じて労働者に迫つた極めて露骨な酷使の事例として社會的に識者の十分考慮すべき問題と言ふべきである。

この事件は單に一工場主の法規違反に過ぎないものであるとして看過すべく餘りに事の重大を痛感するものである。

工場主の立場からすれば、事業界の不振、殊に綿製品暴落の折柄、營利事業の主體として自衛上採つた已むを得ざる手段であり、且可能の労働を労働者の承諾を得た上てなされたに過ぎぬといふかも知れぬ。更に採算不能に原因する工場閉鎖、隨つて生ずる失業と其の進展の跡を辿つて見れば、勞資の共倒れを演ずるよりは、それが労働者の爲でもあつたと強辯することが出来るかも知れぬ。

しかしながら企業が資本家と労働者との對等なる立場に於て構成せられてゐるものであるとする以上、労働者の虐使が資本家の利己的な手段として現はれるが如きは許すべからざる曲事と言はなければならぬ。

昭和五年七月二十六日の大阪朝日新聞社説に於てはこの事件に關し次の如き批判のメスを下してゐる。

曰く「労働者の休養が如何に労働能率の増進に影響するかは、深夜業廢止後に於ける紡績聯合會の調査統計に徴すれば、極めて明瞭である。即ち大正十五年には職工一人當りの錘數二七・四、昭和二年には二八・四、同三年には三〇・八であつたものが、聯合會加盟會社間に漸次深夜業の廢止された四年六月には三六・三錘となり、さらに深夜業の完全に廢止されてから滿一ヶ年を経過した本年六月には四一・三錘に躍進してゐる。吾人の懼るところは、たと

へそれほき露骨でないまでも、松阪木綿工場主の頭腦を支配してゐると同じ意識が、今日我資本家多數の頭腦に潜存してゐるといふ事實を看過せないといふことである。

無論、近代産業部門に屬する資本家が決して労働能率について全然無關心だといふのではない。しかし労働者の産業部門に於ける地位を正視してゐる。資本家が幾何あるだらうか。産業の合理化といふ言葉が、資本家本位にのみ利用されてゐるのを見ても、資本家の労働能率に對する認識の如何に低級なものであるかを想像し得る。失業者の激増が漸く社會的不安にまで亢進せんとし、思想の悪化が日に加はりつつあるその根本の原因は、資本家の労働能率を無視し尊重せざることに多くの理由を持つてゐる。それが正しく評價されざる限り、恐らく問題はただ明日へ持越されるといふに過ぎまい。

世の資本家の所謂不況切抜策なるものを見よ。右に國家の救済にすぎり、左に弱者への彈壓を恣にし殆ど自ら省る何物をも持合せてをらぬてはないか。たたくその醜狀が松阪の木綿工場に於て暴露されたからといつて、今さら驚くのが迂濶であらう。彼等が産業第一主義なる名に於て、労働組合法の制定に反對するその心情を直視せよ。ただ労働搾取の機會を失はんことを怖れる以外に何がある。この資本家の誤つた思想を一掃するにあらざれば、産業の繁榮なき夢の夢である。労資の協調と言へば、雙方からの歡點をもつが、今日の場合について見れば、労資協調とは要するに資本家の労働者に對する正しき地位の認識といふことにはかならぬ。それなくして労働者に、産業部門に於ける責任を強ふるのは無理な話である。單に法規に觸れないといふことだけでは、産業の立直りに労資の協力は期待出来ない。況んや法の命ずるところをも無視して労働虐使の暴舉を敢てするに於ておや⁽¹⁴⁾と。

現時に於ける産業界の現状より見て、蓋し至言なりと言ふべきである。労働者を人として待遇し、與へ且取るの政策に向つて邁進することが労資協調への捷徑であるといはねばならぬ。

註(1)新時代叢書第六卷「最近労働運動」一一〇頁

(2)前掲書 一一一頁

(3)波多野鼎著「社會政策施設論」(社會政策第十八卷) 四六頁

(4)前掲書 四四頁

(5)佐藤富治著「工場管理學」二二三頁

(6)野村證券調査部發行「財界研究」第六卷第四號八四頁「勞資問題の誤謬を匡す」

(7)前掲書 八五—六頁

(8)前掲書 一二〇頁

(9)蒲生俊文「勞資管理」三〇七頁

(10)前掲書 同頁

(11)前掲書 三一二頁

(12)蒲生俊文著 前掲書 三一二頁

(13)昭和五年七月二十五日 大阪朝日新聞

(14)昭和五年七月二十六日 大阪朝日新聞

第三節 労働者教化の方策

我國のみが獨り世界思潮に抗して思想的鎖國主義を固守するが如きは到底許さるべきことではない。年と共に労働者は自己の立場を自覺し來り、階級意識はますます深刻の度を加へ、之をこの儘放任し置くときは、將來の勞資關係に容易ならぬ事態を醸し出すことは火を見るよりも明かなことである。

思想に對しては思想を以て對抗せねばならぬ。徒らに労働運動に對して彈壓の政策をとり、一舉にして左傾思想の撲滅を圖らんとするが如きは實に有害にして無益なる方策なりと言はざるを得ない。資本家は階級緩和策として一方に於て労働者に對し協調的語意を示すと共に、他方に於ては總ゆる手段方法を講じて教化に努めなければならぬ。宇野利右衛門氏はその昔『勞資協和策』に於て労働者に對する平和的訓育として (一) 勤勞主義の人たらしむること (二) 信仰生活の指導 (三) 貯蓄心の奨励 (四) 運動と娯樂との奨励の四つを擧げてゐるが、彼は如何なる具體的な方法を以て平和的訓育を施すべきやと云ふ問題に就いては何等の説明がなく、單に漠然たる抽象的訓育論に過ぎないのである。

全國工場礦山労働者教育協議會に於ける協和會常務理事添田敬一郎氏の開會の辭に『今日の如く各種の運動に左右兩黨のある場合に於ては、之等の教育的施設が或は右に傾くものもあり、或は左に傾くものもある。殊に團體の種類に依つては時には階級意識、階級闘争の思想を養成することを以て教育の主眼であるかの如く考へてゐるものも見受けらるるやうである、しかし此の如く教育の必要を段々感じ來つた今日に於ては、我々は其の教育の必要なることを認むると同時に、漸次教育の方針が私共の主張する所の協調主義を基調として、その普及發達を圖つて行かなければならぬものと考へる次第である』(一) と説いてゐるが、この意味に於ても協調主義の合理的根據を示すことは重大なる存在理由を有するものであると言はなければならぬ。(第三章 第一一四節参照)

以下本節に於て私は労働者教化の具體的方策について研究して見たいと思ふのである。

シュモラーの言ふ如く社會問題は主要なる部分に於て教育問題である。(二) 故に労働者教育の促進は勞資問題の解決に有効なる結果を齎すものであると云ふことが出来る。

(一) 労働學校の施設

労働者教育を専門とする労働學校の設立は目下の急務であつて、そこに於ては労働者に職業教育を施すと共に、他面之と相並んで協調的人格教育を行はなければならぬ。彼等に對しては常に協調主義の眞意義を説き闘争に依つては到底問題の解決にはなり得ないことを指摘する必要がある。かくありてこそ、労働學校の必要と効果が發揮される譯である。教師は勤勞第一主義の人格者であつて、眞の労働の何たるかを理解し萬人に崇敬せらるるが如き人物であることを必要とし、其の解くに當つては平易に興味を以て語らねばならぬ。故に労働者教育の任に當る者に對して常に嚴選の上決定することが肝要である。

(二) 講習及び講演會の開催

労働者に對し講習會或は講演會を開いて、協調主義の合理的根據を説明し、更に人格向上の道を講ずることも有効なる協調事業たるを失はぬ。

この意味に於て協調會が勞務者講習會を開き『資本家たる前に人であり、労働者たる前に人である』といふスローガンを掲げて幹部も講習生も教師も共に絶對的平等の基礎の上に立ちて寢食雜役を共にし一切の地位と境遇とを排し去つて眞に人格と人格との接觸に努め、修養的講習を行ひつつある (三) のは理想に近き施設と言ふべきである。

蒲生俊文氏がその著『労働管理』に於て『精神講和と言ふことが人格教育としては正面から向つた方法である。然し之も考へなければ無駄になるかも知れぬ。茲に始めに述べた資本家企業家の獻身的先達が必要となる。人の人格的訓化と言ふものは百萬言を費やした所の説教よりも、無言の靈人格の感化が有効であることは事實であるから此の點は必ず考慮に入れなければならぬ。而して單に道徳的道學先生的の説明をするよりは直ぐに人の肺腑に染み入るべき熱烈なる宗教的指導が大切かと思ふ。今茲に宗教を論ずるのではないが、難解の宗教哲學を大學教授が講義をやるべきと同様な具合に論じても役に立つまい。寧ろ信念に基き奮起すべき努力が大切である。然し乍ら餘りに抽象的な

講説は多大な影響があるまいと思ふ。如何にしても日常生活に即して成るべく具體的に、平生の一舉手一投足の上に教導の歩武を進めたいものである』(8)と述べてゐる。大いに資本家の翫味しなければならぬ言であると思ふ。

(三) 活動寫眞の利用

勞働者は大體に於て知識の低級なるものであるから口で言つて聞かせるよりも、眼で見る方が感化の度が深い。(9)故に活動寫眞の如きものに依つて勞資協力の實例や美談を見せて人格教育の向上を圖つてやる必要がある。之がためには常に當局と連絡をとつて斯る映畫の供給を仰がねばならぬ。

(四) 圖書室と雜誌による方法

餘暇利用法の一つとして圖書室の利用を奨励し貸出に對しては特別の便宜を供するやうにすべきである。無智なる者は凡て問題に對して正しき理解力を有せざるが故に往々邪道に走るの虞がある。(10)故に適當なる方法の下に圖書室と雜誌の利用は必ずや相當の効果を擧ぐべき方法である。

(五) 俱樂部の利用

趣味の低級なるものは人格の尊さを知らない。趣味は人の生活に温い血液を送る。(11)而してその趣味たるや高尚でなければならぬことは勿論である。蓋し低級なる趣味は惡血の如きものであつて好結果を齎さないからである。清新にして高尚なる趣味の源泉たるべき俱樂部の如きは誠にその設立を歓迎すべきものであると言ふべきである。

(六) 監督者の教化

監督者は勞働者の作業中常に教化に努むべきである。而して監督者たる者は人格者でなければならぬ。監督者たる仲介者が下劣な人格を有するものであつたならば、其の人の下に使はれて居る人々に自然と惡感化を及ぼすのは想像するに難くあるまい。作業中の監督者が朝より夕まで多くは無言の中に、又は有言にして及ぼす感化は偉大なものであつて(12)階級思想緩和策として有効なる役割を演ずるものである。

(七) ボスターの利用

工場の各方面に格言札を掲げ、此に適切なる格言を少くも一週に一回位取り換へて揭示する事が何れだけ人々に協調的刺戟を與へることであらう。人の心は本來は圓滿なもので、通常人は常に惡傾向の道を探るが故に時々鞭撻をしなければ正氣がつかない。(13)協調的氣分を振起せしむることは能率増進の上から言つても相當の効果を有するものである。故に常に格言札を貼付することに依つて勞資協調の道しるべとすることは必要なる施設と言ふべきである。

最後に一言しなければならぬことは以上掲ぐる所の教化の方法又は手段は凡て枝葉若しくは第二義以下の範圍を出てないのであつて、其の根本義は資本家の心の如何に存するのである。若し指導者たる地位に立つべき資本家企業家の心が此にあらずして、彼にあるならば、百般の施設も畢竟するに、一の無益なる骸骨に過ぎない。或は却て害をなすことなきを保せず。而して尙且つ協調の理想を追ひ、社會の圓滿なる平和を夢みるならば、誠に度し難き誇大妄想狂なりと言はざるを得ぬ。(14)

註(1)宇野利右衛門氏著「勞資協和策の研究」八六頁参照

(2)前掲書 八九頁参照

(3)前掲書 九二頁参照

- (4) 前掲書 九四頁 參照
- (5) 協調會「全國工場鑛山労働者教育協議會記録」一五頁
- (6) 協調會「最近の社會政策」六〇七頁
- (7) 田澤義輔「協調主義の道德的基礎」(社會政策時報第九號二頁)
- (8) 蒲生俊文著「労働管理」三〇一—二頁
- (9) 協調會「最近の社會運動」九四六頁
- (10) 蒲生俊文著 前掲書 三〇二頁
- (11) 前掲書 同頁
- (12) 前掲書 三〇三頁
- (13) 前掲書 同頁
- (14) 前掲書 同頁

第四節 勞資間意志疎通の方策

凡そ政治と言はず、産業と言はず、組織が擴大するに従つて上下の——聊か語弊はあると思ふが支配者と被支配者——意志、感情が疏隔し易いといふことは自明の理である。

上に立つ者はともかく下情に通じないところから折角善意を以て爲したることも其の施設が適切でないとか或は緩急を誤ることが少くない。まして産業の場合にありては直接の利害に關係することが多いだけ、知らず識らずの間に多數労働者の意志感情が閉却せられ勝ちである。他面に於ては労働者はその眼界の廣からざるためと常に虐げられて來た結果、事物の真相を正視するところの能力がなく、徒らに諸外國の急進左傾思想の模倣に傾いて日本の現實を輕視

し極端に資本家を敵視してゐる状態である。而して資本家の施設に對しては常に疑惑の眼を以て見る傾向がある。かくて企業組織が大きくなれば大きくなるだけ資本家と労働者との接觸する機會は失はれ、接觸の機會が少なければ少ないだけ兩者の間に感情上の溝渠がますます深められる。人と人との間に於て生ずる感情の疏隔程恐るべきものはなく忌はしき労働争議もその十中八、九までは感情の衝突がその原因となつてゐる。殊に當事者双方若しくは一方が多數者である場合には群集心理に乗ぜられて輕舉妄動を起し易い。個人としては温順な人物も群集となるときは理性を失ひ過激分子に雷同することが多いのである。(1)

勿論労働争議にはそれ(1)必然的な他の原因があるから、一概にその原因を感情の疎隔にのみ歸する事は固より早計に失するであらうけれども、兩者間の争が利害問題に關する間は中々爆發するものではない。打算と算盤づくで同盟罷工は企てられない。何となれば、その拂ふべき代償が結果より見て餘りに大きいからである。然し一度感情の火が點ぜられるや否や一舉にして思ひもよらぬ珍事を惹起する事は吾人の屢々目撃するところである。(2) 故に何等かの方法を以て直接間接に兩者意志疎通の機會を多くして勞資間の意志感情の疎通を圖することは産業上の平和を維持する上に少からざる効果がある。

以下本節に於て勞資間の意志疎通の方法に就て述べて見たいと思ふ。

(一) 勞資委員會の設置

勞資の意志疎通の方法は種々あるであらうけれども、その中につきても資本家が労働者の代表と常に接觸を保つ程有効なるものはあり得ない。此の意味に於て勞資委員會は謂はゆる上意下達の機關であり、下意上達の機關であつてその開催度數の多ければ多いだけ効果もまた大きい譯である。

勞働委員會の組織は一元式を勝れりとする。換言すれば委員會の構成が労働者より選出せられたる委員と資本家よ

り指名せられたる委員との兩者より成る二元式よりも労働者の選出委員のみより成る一元式の方が遙かに純粹にして卒直なる労働者の聲を聞くことが出来る。(3)

労働委員会は意志感情の疏通機關であると同時に団体意志の決定及び公表の機關である。(4) 企業者が或る施設をなさんとするときに労働者中の代表を集めて労働者多數の意志を尊重することは労資關係の改善を圖る上に重要な意義を有するものなりと云ふことが出来る。

小林鐵太郎氏が『労働委員會の運用』にて「惟ふに歐洲大戰の結果、正義、人道、隣人相愛の思想が新たに擡頭し國際間にも今までとは異つた方面から平和運動が提唱さる、やうになつた。同時に産業上に於ても階級闘争一點張りの思想が著しく變化を受けるやうになつた。即ち英國に於てはホキットレー案の提唱となり、米國に於ては戰時労働局の推奨する工場委員會の發達となりて双方共、産業王國に於ける一の議會政治に依りて、立憲的精神に依り労働者の力を併せて双方共大なる犠牲を拂はずに労働者の地位向上、境遇改善を圖らうといふ協力機關が案出せられたのである。この積極的の勞資兩者が産業繁榮なる共同目的を中心として協力する具体的施設として此の労働委員會を見るときに、そこに多大の興味がある。否、此の點を閉却しては最新の意味に於ける労働委員會を理解することが出来ないであらう。」(5) 此述べて労働委員會の協調的效果を説いてゐる。

然らば勞資協調の機關として重大なる使命を有するものであるとせられてゐる労働委員會は我國に於て如何なる實狀にあるかを示せば次の如くである。(協調會調査(6)昭和四年一月現在)

	官營	公營	民營	計
明治卅三年	—	—	—	—
大正八年	—	—	一	一
大正九年	九	一	一四	一四
			一一	二一

大正十年	—	—	一五	一六
大正十一年	—	九	四	一三
大正十二年	二九	—	—	二九
大正十三年	—	—	七	九
大正十四年	—	—	二	二
昭和元年	—	—	二	四
昭和二年	—	—	三	三
總計	四三	一〇	五九	一一二

而して右労働委員會の適用を受ける従業員は凡そ三十二萬人である。更に之を地方別に示せば左の通りである。

東京	一八	大阪	二一	静岡	三	長崎	二	福岡	六	北海道	一六	兵庫	七
千葉	一	愛知	四	廣島	四	愛媛	四	栃木	二	神奈川	一	宮城	三
城二	滋賀	一	群馬	一	山形	一	岩手	一	山口	二	京都	一	石川
一	岡山	一	鹿兒島	一	徳島	二	熊本	一	大分	一	佐賀	一	福島
三	計	一一二											

産業別に於て労働委員會の分布狀況を表示せば次の如くである。

染織工業	五	機械器具工業	二七
化學工業	六	飲食物工業	一
雜工業	五	鑛業	一五

以上の如く我國に於ける労働委員會の普及は極めて微々たるものであつて、資本家の自發的設置を望む次第である。かくて不必要なる争議は根絶さるゝの機運に向ふべく労働協調の助長となるべきは明かである。

(二) 利潤分配制度の實施

利潤分配制度が労働協調の施設として効果あることは一般に認めらるゝところである。

堀江歸一博士が『利益分配制度を論ず』の中に『資本労働の關係を圓滑にし産業上の平和を維持し、引いて産業の繁榮を得んとするの一事は現代の社會に於て一般人士に依つて最も熱烈なる希望の繋がるゝ所なり。随つて苟も此の目的に資するを認めらるゝの制度ありとすれば何人も其の實行を必要とするに躊躇せざると同時に、或る制度に於て幾何にても労働の關係を圓滑にするの效果ありとせんか其の主張者は必ず之を力説して以て世間の賛成を要するに怠らざるが如し。而して本論の主題たる利益分配制度も亦産業上の平和を維持するの一の手段として主張せらるゝの傾向あり。即ち論者の所説を以てすれば、利益分配制度に依つて事業主と労働者との利害關係を共通的のものたらしむるときは兩者の反抗敵對を除くを得べしとするが如く、進んで利益分配制度を立案するに當り如上の趣意を參酌することとせしとせず。例へば利益分配制度の下に労働者を利益に参加せしむるに當り其の條件として一年と云ふが如き期間を定め此の期間繼續して勤務する事を必要とせんか、同盟罷工に加入したる労働者は利益分配に對する請求權を失ひ自己の損失となるを以て自ら同盟罷工を壓抑するを得べく、又利益分配に参加する事を得るものは三十日なり或は六十日なり相當の期間に於て豫告をなすに非ざれば事業を退くを得ざること、するが如きも同盟罷業を回避するの一手段たるべし、即ち事業主にして單に利益分配制度を利用し自己と労働者との間に於ける關係を圓滿ならしむるに止る

や又は一步を進めて労働者をして事業主に對して柔順なる態度に出でしむることを強制すべきや實際上の問題として發生するの道理なり』(7) と論じ、更に此の制度を批判し『事業主が利益分配制度を通じて労働者の有すべき自由を束縛を加へんとするが如き即ち此の制度を害用するの甚だしきものにして利益分配制度に對して、主張せらるゝ、反對論が専ら労働者の側に生じ、又専ら斯る労働者の利害を念とする人に依つて主張せらるゝは、斯くの如き事情に基づくものなることを知らざるべからず』(8) きて利潤分配制度の運用に於て、種々の弊害を醸し出さるゝことを論じて反對的口調を示せるが如し。

利益分配制度に對しては種々なる反對論あり(9) と雖も、私はそれらの缺點以上に効果あることを確信するものである。此の制度を施行するときは労働者は會社と利害關係を有するに至りその成績に無關心たり得ず、常に興味を以て會社の成行を注視し資本家との協力に邁進せんとするの氣分を生ずるものである。而して労働者が會社の事業内容を知るに至るときは一時の感情にかられて不當なる要求をなすが如きは之を差控ふるに至り、労働者の抗争を未然に防ぐことが出来る。資本家は此の制度の效果をして益々大ならしむるため、労働者に對しては常に正確なる損益状態を示して公平なる分配に努めなければならぬ。然らざれば僞善的な懷柔策なりとの感を抱くに至り却つて有害なる施設となり終るであらう。

(三) 共同經營制度の施行

共同經營制度は一名經營權分配制度(10)とも云はれ、利潤分配制度の一種なりとも見られるものである。労働者はこの制度に依つての株主となり労働者たると、同時に資本家の地位に立つ事となるのである。即ち此の制度は前述の利益分配制度を更に徹底せしめた制度なりと云ふを得べし。

今此の制度を實行し最も成功した、デトロイト亞硫酸紙及びバルブ會社の根本元則を並べて見ると次の様なもので

ある。(11)

- (一) 従業員も雇主と同様其の投資に對する配當六パーセント以上積立て財政上の責任を分擔する。
- (二) 従業員も雇主と同様に其株には全部拂込をすること。
- (三) 今後の参加株は従業員株主に限り、其投資に對して會社の利益に従ひて之を支拂ふこと、即ち資本と剩餘金。
- (四) 従業員に對する配當は少くも普通株主と同額のこと。
- (五) 勤続年限と云ふことが此方法に於ては特に考慮されてゐること。
- (六) 従業員株主は何等かの理由に依り退職又は解僱の際には其額面を償還を受けること。
- (七) 此株主たる資格は常に従業員に限ること。
- (八) 此案は一定の試験期間を経た後の従業員ならば何人にも廣く之を利用せしめんとすること。
- (九) 六十歳以上にして二十五年以上勤続したる、従業員は株主たる資格より生ずる年金を其配當と同額だけ受けることが出来る。是は實は儉約と不斷の勤続の結果であること。
- (十) 而して同社に於て此の制度を實施した結果、顯れた利益は次の如きものであつたといふ。(12)
- (イ) 従業員が仕事に興味を有し満足すること。
- (ロ) 全労働移動率を著しく減じたること。
- (ハ) 株主従業員中には殆ど労働移動なきこと。
- (ニ) 株主従業員と非株主従業員との間には炎害率の著しき差異あること。其或ものは少くも此の方法の結果であらう。株の利益が自然自愛心を起し従業員を注意深からしめたこと。

(本) 之等の事が凡て生産に大影響を及ぼし結局之に關係ある凡ての各人を利益することになる。

(へ) 此の制度に依りて不利益を受けたかといふと、今日までの所不利益はなく、又將來共に不利益あるべしとの徴候なきと。

以上の如き好成绩を同社に於ては示してゐるのであつて、我等の勞資理想に對する見解もそこにあるのであるが、我國労働界の現状より見て可能性少なきものと云ふべきであらう。現状を以てしては利益分配制度位で満足すべきであらう。

(四) 労働組合法の制定

資本家は労働組合法案に對し、全國的の反對運動を起してゐるが、これがため我國の労働争議が労働条件を中心とせず屢々必要以上に勞資戦が展開せらるゝ傾向を有してゐる。

資本主義經濟組織の下に於ては、労働者の合理的團結運動は必然の趨勢と見るべきであつて、徒らに之を排斥せずして、之を善導し、教化し、膝を交へ、赤心を披瀝して懇談する機會を與へ、意志の疏通を圖る事は勞資の關係を圓滿ならしむると共に、勞資戦をして無益な犠牲を尠くする一方法であり得る。(13)

我國の從來の労働争議を一面から觀察すれば、労働組合が幼稚であるため、労働者は平素に於て自己の不平、不満、要求、希望等を合理的に平和裡に雇傭主に申出づるの道が尠なかつた結果、其の不平、不満の蓄積が一時に爆發して労働争議を引起し、爲に我國の争議が稍々もすれば悪化し、無益なる犠牲を惹起する傾向が多かつた。それ故に資本家は徒らに封建思想にとらはれて労働者を奴隸視せず、今少し襟度が大にして、温健着實なる労働組合は之を認め、組合幹部並に組合員との意志の疏通を圖り、労働階級の要求不満を認知して平和裡に労働条件を改造するの道を講ずべきである。

資本家は社會局制定の勞働組合法案は階級闘争を助長し、勞資協調の精神を缺くものであると、必死の反對運動を試みてゐるが、その反對運動それ自身が階級意識をますます激化せしむるものではあるまいか。故に私はこの社會局案に對して資本家の賛成あつて然るべきであると思ふ。

(五) 注意 函 の 設置

勞働委員會に於て述ぶることを憚るものに對しては、注意函⁽¹⁴⁾の利用は最も歡迎されるべきことである。各工場出入口、食堂、其他便宜の場所に注意函を設置し、勞働者にして自己の會社に對する不平、不満、要求、希望等に關するものあらば、其の事項を書面に認めて投函せしめ、工場長又は幹部は自ら之を開函して、苟も採るべきものあらば、勞働者の希望に副ふやう採用實行し、又は適當なる解決を與へて意志疏通の機關とすべきである。

註(1)小林鐵太郎「勞働委員會制度の運用」(社會政策時報 第十七號四〇頁)

(2)前掲書 四一頁

(3)前掲書 同頁

(4)前掲書 同頁

(5)前掲書 四二頁

(6)協調會「最近の社會運動」五二五頁—五二六頁

(7)堀江歸一「利益分配制度を論ず」(三田學會雜誌 第十四卷第五號四〇頁)

(8)前掲書 四二頁

(9)ワックスエール原著 足立北歌譯「利益分配論」二〇九頁

(10)堀江歸一「經營權分配制度を論ず」(三田學會雜誌第十四卷第七號二頁)

(11)蒲生俊文著「勞働管理」一三一頁

(12)前掲書 一四三頁

(13)町田辰次郎著「勞働爭議の解剖」二二〇頁

(14)宇野利右衛門著「勞資協和策の研究」一四一頁 鐘紡の實例(宇野職工學各論第四)

附記 勞働委員會の成功せる實例に就いては左記に詳しい。

△社會政策時報第二號 法學博士氣賀勘重「勞資協和の一方」アメリカに於けるブローク工場に就いて詳細に説明してゐる。

△社會政策時報第二十七號 澤田謙「勞資協議會制度の研究」アメリカに於けるストーア工業の工場に就いて詳しく論じてゐる

第五節 勞資協調援助の方策

勞資の協調が資本家と勞働者の雙方のみの力に依りて行はれることは吾人の理想とするところではあるが、勞資界の現状より見て、第三者の協調援助を必要とするは已むを得ないところである。

本節に於ては勞資協調を助長促進する援助者として、(一)政府(二)協調會(三)知識勞働者の三者を挙げ、簡単に協調促進に對する態度を論じて見ることにする。

(一) 政 府

政府は勞働者の保護に任じ、常に公正なる立場から保護法の制定に努力すると共に、他方各府縣の工場課又は調停課をして夫々の工場を監視せしめて勞働虐使を防止することに努力しなければならぬ。更に勞資間に紛議の生じたる場合には勞資双方の事情を聴取して大事に至らぬ以前に於て調停の舉に出づる必要がある。

而して政府は協調主義の立場から資本と労働を對等なるものとする意味に於て、可及的速かに労働組合法の制定を行ひ我國の労働組合運動を善導し、從來の烏合の衆的労働組合をして穩健公正に發達せしめて秩序的なものとなし勞資協調の實現に努力すべきである。(1) 労働爭議調停法實施以來、正式の調停機關の運用は甚だ稀であつて最近に於て、大阪の湯淺伸銅所の爭議に初めて適用せられたのみであるけれども、調停官の調停運動に依つて實際に爭議を未然に防ぎ、又爭議の圓滿なる解決に與つて力ありし事實を見る時、労働組合法の實施が我國の労働組合運動に協調的色彩をおぶるに至らしむることは自明の理である。

この労働組合法の制定に次いで、団体協約法、最低賃銀法及び労働爭議法なきに就いても政府に於て充分なる研究調査を行ひ、協調援助の手段とすべきである。

(二) 協 調 會

勞資協調援助機關としての協調會最近の活動は實にめざましいものがある。各種大小の労働爭議や、労働問題に關する研究の發表及び、圖書閲覧の便宜や講演會等に依る協調主義の宣傳なきに努力してゐるのは、我國勞資界のため誠に喜ばしい事と云はねばならぬ。協調會は我國に於ける唯一の協調援助機關とも見らるべきものである。蓋し勞資協調運動を専門とする機關は協調會のみであるからである。斯の如き状態なるを以て協調會の使命は實に重大であつて、今後とも勞資協調なる理想に向つて邁進し協調主義の徹底を圖られんことを切望するものである。

協調會の運動を理解せず、協調會はブルの代辯者に過ぎないものであるとして幾多の批難を放つ者がある(2)がそれは協調主義の何たるかを理解しないからである。宜しく協調會の運動に對し労働者も資本家も同情と理解を持ち極力その運動を促進せしめるやう努めるべきである。

最近に於ける労働爭議激増の根本原因が労働者の生活不安と、失業恐怖にあることは争はれぬ事實である、現時の如

く産業界は非常なる不況に陥り、企業は損失に次ぐに缺損を以てする状態であつて、企業者は事業の根本的整理を迫られ、涙を振つて職工の減給や解雇をなしてゐるものが多いのである。斯くの如き産業經營の難局に際しては各地に勞資美談の花が咲き、社長以下重役の俸給辭退や減給申出次いで社員及び、職工の減給申出、更に職工の解雇手當支給のために自己の全家財を賣却せる資本家があり。(3) 幾多の感心すべき事實が日々新聞紙上に報ぜられてゐる。故に政府としては、これらの生活不安と失業恐怖を除去するため一方に於て、不景氣打解の根本政策を樹立すると同時に、職業紹介事務の徹底と防貧及び救貧の社會政策的施設普及の方法を講ずべきである。かくてこそ企業の基礎は鞏固となり、労働者の經濟的不安を消失せしむることが出来るのである。

協調會に關する徹底的説明を試みるためには同會の設立趣意書、宣言及び役員に就いて述ぶる所がなければならぬのであるが、本問題研究には餘り關係を持たないから掲げないこととする。たゞ同會の事業を示せば、次の如くである。(4)

△調 査

労働立法其他社會政策に關する制度及び施設

労働事情

労働者教育及び福利施設

農村問題

労働運動、無産政黨

△出 版

社會政策時報——産業當時者社會問題研究者の研究及び參考資料

研究資料——社會問題、労働問題——労働者教育問題

△學 校

東京工業專修學校——工業に關する知識技能の啓發、協同調和精神の涵養
勞働政策學院——社會政策の研究及び社會的施設に關する實務者養成
勞働學院——勞働者の成人教育

△講習 講演

社會政策講座

農村社會政策講座（社會政策に關する思想啓發）

工場鑛山現業職員講習會

勞働者教育普及講座——勞働者教育の普及促進

勞働者講習會——健全なる社會問題の知識の啓發、共存の本義の自覺促進

講演會——社會問題、勞働問題、農村問題

講師派遣及び斡旋——各地の依頼に應ず

活動寫眞映寫——民衆教化及び娛樂

△爭議 調停

勞働爭議、小作爭議等の實況調査

爭議の豫防及び調停の斡旋

△會 館

教化宣傳、講堂談話室貸與、其の他の福利施設

△圖 書 館

社會問題、勞働問題關係圖書、建議及び意見發表

(三) 知識 勞働者

宇野利右衛門氏がその著『勞資協和策の研究』に於て知識勞働者の勞資協調運動に對する使命を論じてゐるが、その一節を掲ぐれば、次の如くである。

曰く「然らば斯うした重い任には何人が當るのであるかと云ふに、それはこの強慾な資本と無智な勞働者の間に介在する中間者即ち、工場經營者、職工取扱者及び職工訓育者等の人々でなければならぬのである。これらの人々は大抵大學なり専門學校なり、其他の學校なりを出た有識者であつて、しかも幾年間かを勞資の間に於て送り最も双方の事情に通じて居て、而も比較的公平の立場に居るものであつて、最も資本家を教へ易くして又最も勞働者に親しみ易い便宜を有つて居らるゝのである。故に此の困難な教育改善の事に當り、勞資融和のために仲介者となるには、一番都合のよい地位に居られるのである。しかも此の勞資融和の大事業を成功して我が國工業の爲めに、百年の大計を樹立する事はこれ等中間者諸君の至上の使命である。從來勞働問題を論ずる人々は勞働と資本の對立をのみ説いて、此の貴き融合の楔子であるところの中間者を閑却して居たことは、甚だしき謬見であつたと私は考へる次第である。此の兩者の中間に介在する優秀なる知識階級の社會奉仕的努力に依つてのみ、我が國の勞働問題の曙光を見る事が出来ると確信して、只管諸君の御奮勵御努力を切望希願する次第であるのである」(5) と。

現在の知識勞働者の現状よりみて、中間者に勞資問題の解決を求むるが如きは恰も百年河清を待つに等しきものであると思ふ。資本家の前には何等の力も有せざる知識勞働者は斯る重任を果し得るものではない、職を守ることのみを専念し、たゞ資本家の手先となつて働きつゝ、ある知識勞働者に果して何か出来るであらうか。將來に於ては多少の役割を演ずることにもならうが、今のところ無氣力なる知識勞働者の協調援助の如きは、可能性少きものと云ふこと

が出来てあらう。

註(1)町田辰次郎著「労働争議の解剖」二二二頁

(2)堀江歸一著「経済組織改造論」二一〇頁

(3)名古屋新聞参照(スクラップ、ブック内)

(4)町田辰次郎著 前掲書 二二〇頁

(5)宇野利右衛門著「勞資協和策の研究」二五九頁(宇野職工學各論第四)

第五章

結

論

エルワードがその著『社會問題の改造的解釋』に於て「戦争は將來平和の保證だ、雨降つて地固まるといふが如き考へも抑も誤りであつて、嫉妬は益々嫉妬を惹起し、戦争は益々戦争を煽動する。即ち西洋文明に於ける勞資の争は結局兩者全滅の凶兆を示し、階級闘争は社會の滅亡を暗示して居ると云ふべきである」(1)と勞資兩階級闘争の非を絶叫してゐるが、蓋し至言なりと云ふべきである。

私はひそかに思ふ、イギリスに於て「産業平和」なる新しい名によつて呼び起された新勞資協調の運動は、やがて湖面に投ぜられた巨石が大波小波となつて、すべての岸にまで達するやうに、労働問題に悩みをもつすべての國に起る將來の運動を指導する使命を持つものではなからうかと。(2)

抗争の世界より協調平和の世界へ、誰人もこれは望ましいことに違ひない。思へば大戦以後勞資の世界は餘りに抗争續きなのにあき果てたのである。闘争の修羅場から協調の天國が當然見出されねばならない。或る人はこれを大きな反動運動とも見るであらう、然し私はこれを單なる反動運動として看過することは出来ない。闘争か「冷靜なる人

生の反省」(3)を呼び起したのではあるまいか。

私は以上の論文に於て高き勞資協調の理想を凝視しながら、幾多の到達の道を説いた。然しその根本的解決なるものは幾多の制度ではなくして清き協調の精神そのものである。

この意味に於てカーライルが『過去と現在』に於て歌つてゐる句は千金の味があると思ふ。曰く「全世界が新しい仕事と高潔なる品性を要求してゐるのは現に働いてゐる、又心の氣高い諸君、労働者である。勇氣と正義と慈悲と智慧とを以て反抗と不和と擴まれる失望とを征服せよ。渾沌は闇にして地獄の如し。光あらしめよ。かくして世界をば綠花咲く處たらしめよ。お、これぞ大いなること、これにもまさりて偉大なるものはない。神の創造の完からぬ所をば少しでも完成し善くし、神をば更に尊きものにする、人の心をば少しでも賢くし、男らしくし幸福に恵まれるものとし呪少きものとする、これ神に對する仕事である。反抗と野蠻と失敗の闇の地獄をも人間の力によつて天國となすことが出来る」(4)「ミ精神主義を高唱してゐるが、實に味はふべき言である。

宇野利右衛門氏が「勞資の協調融和は我國でのみ可能である」(5)と説いてゐるが、實に世界思潮を無視した獨斷論であると云ふべきである。私は却て協調の困難は日本の如き經濟的貧弱なる國に於て大なりと結論せざるを得ないのである。

この點に關して、第一回國際労働會議に於けるカナダ資本代表の演説は大いに参考とすべき言であると思ふ。曰く「自分は労働者から出身し今日の地位を築いたのであるから、労働者に對しては同情があり、又労働者を優遇する意志も十分ある。しかし自分は諸外國と同様の労働條件をカナダに適用することには賛成出来ない。何故ならばカナダは若い後進の國である。若し後進の國が先進の國と同程度に働いてゐるては後進の國は永久に後進の國である。自分が労働階級から出て資本家となつた如くカナダも、また先進國に追いつかうとする努力を抛棄する譯には行かない」(5)と。

後進國にして總ゆる經濟條件に於て不利な立場にある日本はより以上の悩みがあり、勞資の協調もより困難な問題であらうと思ふが、勞働者も資本家もカナダ代表の云ふ如く、自分達の國が貧乏な後進國であることを自覺し一層の勇氣と努力を以て、勞資協調の高き理想に向つて邁進すべきである。

(完)

註(1)エルウッド原著 歸一協會譯「社會問題の改造的解釋」一〇四頁

(2)下田將美著「世界經濟の革新運動」一〇七頁

(3)前掲書 一〇八頁

(4)W・R・クッパ原著 下條康磨譯「勞資協調の鍵」二五八頁

(5)大阪毎日新聞 大正十四年七月七日

青少年の思想悪化を防ぎ
及び思想善導の道如何

村木長昌

序

近來思想國難の聲を聞くや頻りである。これが對策樹立の必要を叫ぶ聲を耳にする、又屢々である。然しながら余は寡聞にして未だ首肯するに足るものあるを聞く事少いのである。世間徒に蛙鳴蟬騒する徒單に口舌の輩に止り腹に這個の信念ある者は少い。根無し草の風のまにまに波のまにまに東岸西岸漂流これ事とする。國體論の權威者として自他共に許す某博士が漂流しそないて馬脚を露し筆禍を蒙つて其數十年間吹聴の國體論の無信念を曝露するの醜態を演じたのは極最近である。如斯は其代表的なものである。思想善導大に可なり、乍然今日の急務は先づ思想善導の基準標準を示す事である。基準標準を何等示す事なく乃至は不適當な物を示し乍ら徒に善導方法を論ずるが如きは、何れも却て思想混航を來し反抗反動を喚起するの結果を招くだけである。先づ結論を示せ。先づ基準を示せ。この結論基準さへ分明すればそれに達する方法は自ら分明するであらう。

余は卒直にこの基準方向を提示した。自己の信念を吐露した。後篇二篇これである。この二論文にあらはれた余の思想が前提となつて余の思想善導對策觀が樹立されるのである。この故に本論文の形式的な主要部分は前篇にある。思想的な主要部分は後篇に存する。尙思想惡化防止と、惡思想善導とは一物の表裏二者一體不可分である。本論文の構成はこの見地に立つ。

本論文發表の趣旨は平素抱懐の余の信念を識者に問ふにある。今回の擧を好期として自他思想を角逐せしめ優劣を決するにある。萬一識者の賛同を得ずば時の経過を待つであらう。

本論文作成に當りて引用した思想乃至字句は夫々の個所に脚註した。
時下酷暑平素の愛吟を附して筆を擱く。

安禪不須必山川 心頭滅却火尙涼

昭和五年七月

著者

2 村 木

目次

序文	
前篇	
一、青少年の思想悪化を防ぎ及び思想善導の道を論ず	一頁
第一章 思想悪化の意義	四
第二章 思想悪化原因論	四
第一節 總論	四
第二節 社會的原因	五
第三節 個人的原因	
第三章 思想對策論	二一
第一節 總論	二一
第二節 社會改善政策(直接的對策)	二二
第三節 間接的對策(廣義の思想善導策)	二三
第一款 序論	二三
第二款 國民教育の改善	二四

1 村 木

第三款 惡思想の批判と健全思想の提唱(積極的思想善導政策)……………三一

第四款 思想取締政策(消極的思想善導政策)……………三四

第四節 個人的對策……………三六

後篇……………三九

一、社會主義論……………三九

二、日本國體論……………六三

目次細目

前篇 青少年の思想惡化を防ぎ及思想善導の道を論ず……………一

第一章 思想惡化の意義……………一

一、惡思想 二、國家と惡思想 三、危險思想……………四

第二章 思想惡化原因論……………四

第一節 總論……………四

第二節 社會的原因……………五

第一款 直接的原因……………五

一、思想惡化の第一次原因 二、我國の經濟的社會的欠陥 三、一米人の言……………九

第二款 間接的原因……………九

第一項 時代精神……………九

一、實證主義 二、個人主義 三、個人主義の内容—自由競争—人格の尊重—偶像破壞 四、我國と時代精神、青年と信仰……………一三

第二項 教育的欠陥……………一三

一、教育者の欠乏—適任者の本質的不足と相對的不足 二、偏知教育 三、民衆……………一三

補習機關の欠如

第三項 大戦の影響.....一六

道德の頹廢・變態心理の世界的流行と我國の世相、利己主義

第四項 外來社會思想の影響.....一七

一、我國思想問題の發生 二、其の流行の原因 三、結論

第三節 個人的原因.....一九

一、家庭の欠陥 二、經濟的事情 三、健康 四、周圍の感化

第三章 思想對策論.....二一

第一節 總論.....二一

第二節 社會改善政策(直接的對策).....二二

一、社會の改善と其根據 二、余の信念

第三節 間接的對策.....二三

第一款 序論.....二三

思想の保健と身體の保健 分類

第二款 國民教育の改善.....二四

第一款 教育者改善策.....二四

一、資格の引上 二、優遇

第二款 偏知教育の改善.....二五

一、所謂偏知教育は止むを得ず 二、偏知の原因 三、心藏による教育の提唱

四、學制の改革

第三項 家庭との連絡.....二七

第四項 保健衛生の改善.....二七

一、選手養成に墮したる體育 一、有名無實の學校衛生設備

第五項 民衆教育の普及.....二九

一、現存民衆教育機關の統一 二、現存學校機關の民衆化

第三款 惡思想の批判と健全思想の提唱(狹義の積極的思想善導政策).....三一

一、惡思想の限定 二、當局の思想對策精神 三、秘密主義の弊害 四、思想善

導の根本義 五、反對論其一 六、反對論の駁論—青年は偏頗知識を以つて關

心を有す—無知は賞むべき事に非す—白紙狀態時代に善導すべし—社會思想の理

論は平易である 七、反對論二八、其駁論 九、結語 十、補語 十一、余の信

念 第四款 思想取締 (狹義の消極的思想善導策).....三四

第四節 個人的對策……………三六

一、嚴罰主義 二、思想取締政策の消極性と其重心 三、處罰は有効なり
方法―家庭愛―健康―育英事業―內面的に左傾せる者への對策 個人的對策の擔
任者と其要件

後篇 (一) 社會主義論……………三九

第一章 序……………三九

第二章 マルキシズム……………三九

第一節 マルキシズムの主張……………三九

第一款 唯物史觀……………四〇

第二款 餘剩價值論 勞働價值說 餘剩價值說……………四一

第三款 資本主義の崩壞……………四二

一、勞資階級の對立 二、外國市場の不安 三、內國市場の縮少 四、恐慌
五、利潤率の低ト 六、結論……………四四

第四款 階級闘争……………四四

一、過去の歴史 二、推移階段……………四五

第五款 國家觀……………四五

第二節 エンゲルス―要點―超國家思想……………四七

第一款 序……………四七

第二款 唯物史觀批評……………四七

一、社會の流轉 二、社會流轉の原因 三、結論……………四九

第三款 餘剩價值論批評……………四九

第四款 資本主義崩壞理論批評……………五〇

第五款 階級闘争論批評……………五二

一、階級意識の不鮮明 二、社交性 三、止揚……………五四

第六款 國家觀批評……………五四

第七款 結 論……………五五

第三章 社會改良主義の提唱……………五六

第一節 序……………五六

第二節 自由論……………五六

一、自由主義の自由論 二、社會主義の自由……………五八

第三節 平等公平論……………五八

第四節 私有財産制度……………五九
一、舊思想平等觀 二、眞正の平等公平

一、認識慾 二、共產主義は非なり 三、自由主義も亦完全ならず―獲得制限―
運用制限……………

第五節 結論(社會改良主義の本領)……………六〇

一、個人と社會 二、革命の排斥 三、社會政策の理想……………

後篇 (二) 日本國體論……………

第一章 序論……………六三

一、誤れる國體論、二、誤れる涵養法 三、國體思想動搖の原因 四、救濟方法
如何……………

第二章 國體……………六五

一、國體の平等性 二、國體の定義 三、國家と社會 四、國體の二方面―政治
的方面―社會的方面 五、社會體の提唱 六、國體研究法……………

第三章 日本國體……………六八

第一節 概説……………六八

第二節 政治的日本國體……………六九

一、君主國體ごは何ぞや 二、日本國體の特徴 三、我國に於ける誤れる君主國
體論の内容……………

第三節 共同社會體としての日本國體……………七〇

一、國體の差別性 二、日本國體の特徴 三、由來……………

第四節 結論……………七五

正しき國體論の樹立……………

前
篇

青少年の思想悪化を防ぎ
及び思想善導の道を論ず

又ハ思想善悪の旗を翻テ
青の平の思想悪分を問フ

前 論

第一章 思想悪化の意義

思想悪化とは何を云ふか、世人悪思想化する事を云ふ。悪思想とは何を稱するか。社會團體生活の理想と合致しない一切の思想を總稱する、我等人類は相集つて社會を形成する。かくして形成された社會は單なる個人の集合ではない、外部的に規制された人類の集合體である。而して超個人的である。かかるが故に社會の成員たる各個人の云爲は超個人的なる全體社會の目的と合致せなくてはならぬ、少くとも抵觸する事を得ない。各人の遵守すべき道徳は個人道徳たると團體道徳たるとを問はず凡て此見地に立ち此の見解を樞軸とせねばならぬ、然らざる一切の思想を悪思想と稱するのである。

而して現今我等人類の結成せる全體社會の中、最も完全に發達したる目的社會は國家である。然り。國家の形成によりて社會生活は最も充足され來つた、今後も然りであらう。されば非國家的思想も又社會生活の目的に合致せないのでして排斥せねばならぬ。更に、社會も、亦國家も共に個別的内容と差別的歴史を有し、其處に差別性を有する。此の差別性を無視する平等的抽象的國家觀は、具體的存在である特定國家社會の存續に有害である。随つて其國民、社會の成員にも有害である。此の思想は又悪思想として排斥せねばならぬ。

世人往々危険思想なる文字を用ふ、彼等は其文字に如何なる概念を附するか、彼等は「國體、國史、國民性、社會組織、經濟組織等と相容れぬ思想を危険」(深作氏著、國民道徳要義五三八頁)と稱する。一見甚だ妥當の如くにして大に然らず、是非の判斷標準を主觀的なる自己に置き、自己に合致せぬものは凡て非である危険でありとなすなくば幸である。是れ自己の味覺に合致せないものは毒藥であると斷定するに似たるなきか、當該社會發達の爲めに探るべからざる國民性がある事が有る。此の不良なる國民性と「相容れぬ」改善思想は危険思想と稱するか、危険思想と稱するが妥當なるか。又社會向上發達の爲めに障礙となり居る、社會制度、經濟組織を除去改善せんとする思想は凡て

危険思想であるか。危険思想を稱する事が妥當であるか。所謂社會問題は社會生活の理想と現實の不一致より生ずる問題である。論者の見地より見れば社會思想を論ずる事は凡て危険思想である。論者は「危険」なる文字を用ふるも抑々何人にとりて危険であるか、果又不穩であるか。論者は暗黙の間に社會を固定的と見、既存社會制度を不變と見、乃至は既存社會關係により利益せる人々の立場より思想問題を見るなきか。何故に流轉する社會相を見ないのか。何故に全體社會の大局に立脚せないのか。是れ余が當初に於て率直に惡思想の標準を人類の社會團體生活の理想に適せない一切の思想と概言した所以である。是と類似の不満は隨處に發見せられる。或人は思想の危険性を指摘して曰く「思想の危険性は當代の社會意識、社會良心の實際を標準として定むべきである、單なる抽象論としては合理的に見へても當代の社會意識、社會良心に反して社會生活を脅威し、社會の幸福を害すると思惟せらるる場合はそれは危険なものとしてせらるのである」池岡氏、思想の本質對策」と此處に言ふ「社會意識、社會良心に反す」とは如何なる事を云ふか。抑々社會と思想との關係は恰も時代と英雄との關係の如くである。社會が思想を生む事あり、思想が社會を導く事がある。何れの場合に於ても其過渡期に於ては兩者の不調和を來す事が有り得る。思想が社會を導く時は當初に於て社會意識、社會良心に或程度逆ふ事が多い、逆ふの故を以て新思想を危険視して排斥するならば社會の進歩發達は望むを得ない。反之、反せないの故を以て迎合之れ事とするならば、社會の匡正は到底期する事を得ぬ。紛々たる俗流者ならばいざ知らず、苟も思想問題を論じ、以て、天下の憂ふるに先つて憂へ、天下の樂しむに後れて樂しまんとする先覺の士の採るべき態度ではない。「思想の危険性は當代の社會の意識、良心の實際を標準として定むべし」との眞意那邊に存するか、了解に苦しむ。更に又「單なる抽象論としては合理的に見へても……社會生活を脅威し社會の幸福を害すると思惟せらるる場合」とは如何なる事を意味するか、世に「理論には合ふも實際には適せず」と云ふ言葉がある。論者の意味する處も亦是であるか。乍然、余は此の語の意味の了解に苦しむ、實際に合致せざる理論は、所謂空理論であつて、完全なる理論ではない。理論に合ふ理論とは即ち實際にも合致する事を前提とするのではないか、道理は實際を離れて、空在するものではないからである。かかるが故に「抽象的に合理的なる」理論は具體的にも又合理的でなければならぬ、具體的に合理的でない理論は抽象的にも亦合理的たるを得ない。否根本的に言へば合理的と稱する以上抽象的具體的の差別を設くる事既に誤りである。「理論的には可なるも實際的には不可なる故危険なり」の命題は力弱し、何故に百尺竿頭更に一步を進めて「理論的に（具體的にも抽象的にも）誤れり故に危険である」と喝破せないか。喝破し得ないか。論者若し余の見解に不服ならば論者の言ふが如き抽象的に合理的にして、具體的に不合理なる思想を具體的に例示して以て反駁すべきである。

乍然一步を退て考ふるに、前述論者が故意か偶然か、概念の錯誤に陥つたのは智識の混亂に基くのではない、恐らく論者の胸底に潜在する或る意識の結果ではあるまいか。潜在意識とは何か。合理的なる或る理論を具體的社會に適用するに當つての躊躇意識——何故の躊躇？、それはあまりに明瞭である——即是である。かくして此の種の論者も亦「危険」なる語の概念を極く限られた眼光と標準の視野に置く事、既述のもの軌を一にする事を發見する。

要之、吾人が思想問題を論じ社會問題を批判する時、其是非善惡、利害得失、危険安穩の判斷は、之を古今に通じて謬らず之を中外に施して悖らざる程の普遍妥當の大局的眞理を標準としてなさねばならぬ。上述例示の如き管見的眼前的、利己的、斜視的、階級の見解を超越して、社會成員の最大多數の最大幸福を目標とせねばならぬ。

此の思想的立場は立論の上に於て、極めて重要な意義を有つもので余の重視する所である。世人漫然思想問題を論ずるものが多い。乍然、自己の立脚地を明示せず、乃至は自らも知らざるが如きは、單に世人を混亂せしむるのみならず、又無用有害の冗舌である。

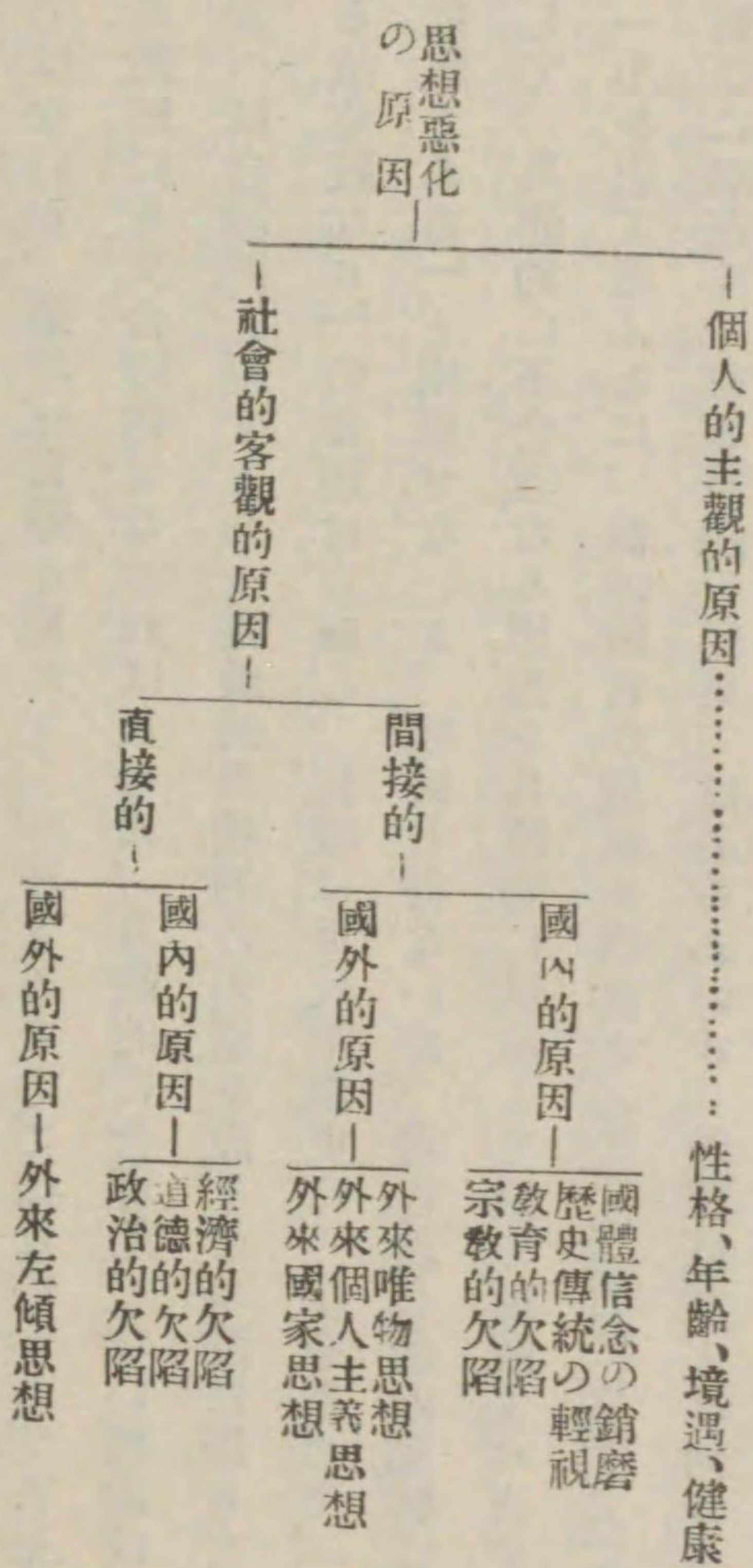
第一章

思想悪化原因論

第一節 總論

前章に於て述べた如く特定社會生活の理想に合致せぬ思想を惡思想と言ふ。而して此種の惡思想は必ずしも今日に限つたものではない。何時の時代にも何處の社會に於ても社會の一部には不健全な思想を抱き不良な行動をするものが斷へないものである。本章に於て研究せんとするものは、如斯惡思想の發生乃至存在の一般的原因ではない。近來特に著しく我國に見らる、思想悪化の特殊原因こそ、余の此處に取扱はんとするものである。而してこの特殊原因を正確に把握する事は、思想對策上の先決問題でなくてはならぬ。

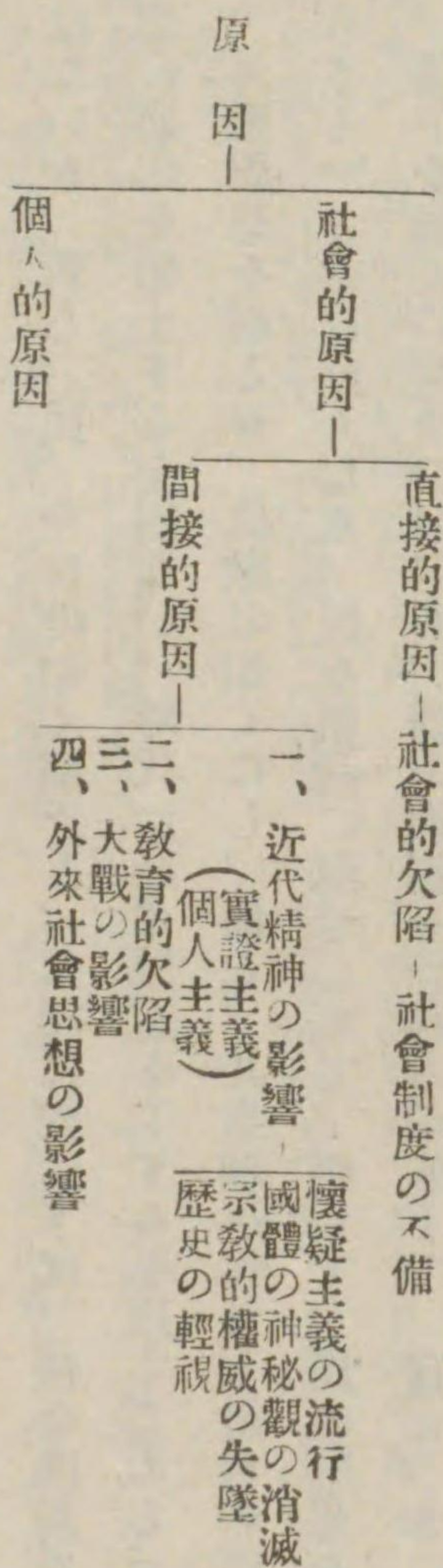
惡思想の態様には各種あり、隨つて是が原因も亦多様であつて、之を簡単に概言する事は困難であるが、或人は是を次の様に分類一括して居る。(池園氏、思想の本質と其對策 七四頁)



本表に依れば各原因を截斷區分、一見明瞭ならしめて、理解を容易ならしめる様であるが、あまり國外的、國內的に捉はれ過ぎて無理な分類に陥つてゐる、かくては却て各項目間の關係を明瞭に把握するを得ない。

余は是れを次の如く概括的に分類せうと思ふ。前者の如き細分よりは却つて實際に近いであらう。抑々思想悪化の原因は相錯雜する結果之を簡單に區分するは困難であり且誤解を來す基である。或は數多の原因より一現象を來す事があり、又一原因が數多の現象に關係する事がある、更に相互に原因となり結果となるものあり。されば分類と言も截斷たるものではない、而して其不十分な個所は説明中に補ふ事とする。

原因一覽表



以下順次是れに説明を加へよう。

第二節 社會的原因

第一款 直接的原因

余の見解によれば社會不安思想悪化の根本的直接的原因是社會の經濟的欠陥にある。所謂外來思想の如きは之を促進した丈けのもので其實第二義的である。一國の政治よろしきを得、民、鼓腹擊壤して其堵に安ずべくば、文字通り天下泰平風枝も鳴さぬ御代となるであらう。若し野に遺賢あり民に菜色あらば處士橫議、庶民憤怒、天下の物情自ら

驕然たるであらう、今思想國難の叫ぶ聲は喧しい、思想悪化を憂ふるの聲は大きい、然し彼等の言ふ處は文切型千遍一律、『思想悪化の原因は西洋外來思想にある』を耳を掩ふて鈴を盗むの類、思はざるの甚しきものである、余も亦西洋外來思想が思想悪化の一重要原因である事を否むものではない。

然し外來思想に傳播の素地を與へたものは社會狀態其物である、夏日如何にポーフラの卵子が存しても新陳代謝激しき流水の中に於ては發生し難いであらうし。秋日菌天下に充滿しても松茸山は極く僅少の特定の山に限らるる如く、如何なる思想が新來しても若し國內の狀態が健全安穩であるならば到底是が流行の餘地はないであらう、既述の如く民若し鼓腹擊壤ならんには誠に四民國恩君恩に恩沃して其極『帝力何有於我哉』四恩を説くを須ひず。況や社會制度の彈劾的批判や國體の變革を企圖するに及ばぬのである。大義廢れて仁義あり。四恩を高唱せねばならぬ所に、民の菜色を暗示するのではないか、若し、民、今日の如く窮乏し、其堵に安せずば、假令門戸を閉鎖し、外來思想を遮斷すと雖も、遂に、思想の悪化を防止するを得ない。時代は必ず思想を生ずるを以てである。思想悪化の原因を一に外來思想にありとなし、外來思想を視る事、仇敵の如くにし、而も、其素地を作りし社會の狀態を省みない徒輩を見る毎に『何ぞ本に反へらざる』と言ひ度くなる。民を飢餓に瀕せしめて、而して、民の思想を穩健柔順ならしめんとするが如きは、例へば、釜下を盛んに焚きつけ乍ら、湯の沸騰を恐れるが如くで、實に、木に據りて魚を求むるよりも更に愚である。されば孔子は、之を千古の古に於て喝破してゐる。曰く、政治の要諦は『足食足兵民信之矣』と。熊澤蕃山之を注釋して曰く『食足らざる時は、士貪り民盜し。争訟止まず、刑罰絶へず、上奢り、下諛て風俗卑し盜をするも、彼の罪にあらず。是を罰するは、例へば、雪中に庭を拂ひ、粟を撒きて、集る鳥を網するが如し、是亂逆の始なり、戰塵を俟たずして、國壞るべし。兵を足すに暇あらず。況や信の道をや』と。

孟子は上述孔子の意を更に承述して曰く『恒産なくして、恒心あるは、唯士のみ能く是を爲す。民の如きは則ち、恒産なくば因て恒心なし。苟も恒心なくば、放僻邪侈なさざる處なし。己に罪に陥るに及び、然る後從て之を刑す。

之れ民を網するなり。この故に明君は民の産を制す、必ず仰ては以て父母に事ふるに足り、俯しては以て妻子を養ふに足り、樂歲には終身飽き 凶年には死亡を免れしめ然る後、驅て善に行かしむ。故に民の是に従ふや輕し。今や民の産を制しては、仰て以て父母に事ふるに足らず。俯しては以て妻子を養ふに足らず。樂歲には終身苦しみ、凶歲には死亡を免れず、是死を救ふて足らざらん事を恐る。爰を禮義を治むるに暇あらんや』と。(孟子惠王章)

是に類似の思想は、隨處に發見せられる。

倉廩實而知禮節、衣食足則知榮辱(管子)

賈誼之を敷衍してゐるが、其語氣實に痛快である。『倉廩實而知禮節、衣食足則知榮辱、民非足而可治之者自古及今未嘗聞之』と、『民足すに非ずして、之を治むべき者、古より今に及ぶ迄、未だ嘗て之を聞かざるなり』と實に

氣焰万丈と稱すべきである。

抑々我國土は所謂彈丸墨子の國、加ふるに國內山地多く、平野少くして、天然の資源に乏しい。加之米食人種の常として、人口密度甚しく、隨て國の利用厚生と相距る事遠い。是古來より既に然り。唯明治以前に於ては、漸く自給自足の自然經濟時代にあつた爲め、富貴の懸隔甚しからず、極貧の者と雖も、極少數を除いては、根本的に生活を脅威せらる程の事もなかつた。働く意思と能力さへあれば、兎に角糊口を凌ぐに困らなかつたのである。加之、當時の封建思想並に、佛教の宿命觀は、この社會の不平不満を抑壓するに相當の壓力を持つた。然るに今日にあつては此等思想は其の權威を完全に失墜したのみならず、却て反對の社會思想が、社會的不満を宣揚するの傾向ある處へ、更に根本的に社會の狀態は急旋回をなし、當時の狀態は木葉微塵に碎き去られ、今や爛熟せる資本主義經濟社會となつたのである。斯くして現今は資本主義經濟必然の產物として、貧富の懸隔と(今日貧乏線以下の窮民が如何に多數大都會の一隅に喘てゐる事か)産業豫備軍(最近の報道にては、失業者百萬と稱せられる。其他學校卒業者の就職率の低下其他の各種細目統計は掲げず)を伴ふに到る。

假令外來思想なくとも、必ず自らの母體の中、之が批判思想を生むに到るは素よりである。「働け働け我暮し樂にならざり、じつと手を見る」(啄木歌集)是より生ずる思想の何なるやは明である。唯外來思想は、其の時期を促進したるに過ぎないのである。王道の極致は、明德洽く四海に光被し、宇内に一人として其恩澤に浴せざるものなきを理想とする。今やこの理想と相距る事あまりに遠い。思想悪化せざらんとするも得ないのである。是余が今日の思想悪化の第一原因、直接原因として、社會の欠陥を擧ぐる所以である。この間の事情を更によく了解せられん爲めに次に一米人の談を掲げよう。鶴見祐輔氏が米國旅行中渡船場の船待ちの間に、或青年は氏に次の様に手輕に語つた。

『紐育洲の教育は只なんだ。我々は總一文拂はずに大學教育が受けられるんだ。僕なんか貧乏な家に生れてネ、學資の餘裕なんか少しもなかつた。それでも小、中學を通り最後に大學は紐育大學へ入つたんだ。何しろ只なんだからネ君、教育が國民平等に誰でも只で受けられるんだヨ、だから教育が普及するんだ。だからアメリカが一番偉いんだ。過激思想なんてアメリカにはないヨ、有るはあつても純粹のアメリカ人の間にはないヨ。移民の連中丈けだヨ。アメリカ人は誰だつて不平なんかない。不平云ふ連中は大抵忘ける者が自分が悪いんだ。アメリカは教育が只で受かる。そして卒業すれば腕一本腰一本で何んでも出来るんだ。不平なんかありつこない。君、僕の云ふた事が分つたかい?』と更に有益であつたと當時の事情を述べてゐる。餘はこの青年が盛んに實質的なお國自慢を吹き立て、最後に『君、僕の云ふた事が分つたかい?』と云ふあたりが、髣髴とする。勿論上記の事實が何れ丈け眞實であるかは、是を知らない。唯、唯我獨尊的に、抽象的概念の羅列と、美麗な形容詞のみによりて、我國を讚美し、我國人をして隨喜の涙を流さしめんとする者あらば、深く三思すべきであらう。

第二款 間接的原因

第一項 時代精神

今日の時代精神の根幹をなせるものは、實に實證主義と、個人主義である。歐洲に於てはこの兩主義は既に前世紀の中葉に萌芽し、今日に到る迄既に、一世紀に垂んとし、物質文明を背景として、人心の血肉を形成するに到つた。我國人に就て見るも亦然りである。以下二者に就て略述するであらう。

一、實證主義

コントの言ふ處に依ると、智識發達に三階級がある。神學的時代、形而上學的時代、實證時代是である。我國の歴史に就て、個々具體的に述ぶるの暇なきも、大體に於て、今日はこの最終階級にあるは事實である。今日の人々は森羅萬象を、神の力靈の力にて説明する丈けでは、到底満足する事を肯じない。又抽象的觀念の説明にても、満足しない。抽象的哲學的思索を排斥し、空理空論を離れ、直接自己の經驗と觀察に基いて、因果關係を闡明せんと試みる。實驗觀察比較によりて、實證される迄、徹底態度をとる、この實驗的研究精神即ち科學精神が、現代人共通の心理である。

尙是に附隨して、重要視すべきは、ダーウインによりて刺戟された、萬物の進化論的觀察方法である。森羅萬象、(自然現象たると社會現象たるとを問はず)凡て今日のあるが儘に、肯定せずして、進化の過程にあるものとして、觀察するに到つた事即ち是である。かくして進化論的見地より過去を尋ね將來を研究想像する様になつた如斯一切の現象に對して、懷疑的態度をとる事、是れ即ち近代人の重要視すべき特徴である。

二、個人主義

他面出發點を異にして實證主義と略同一の結論に到達したものが、此處に云ふ個人主義である。而してこの主義